

I 調査の目的と概要

1 調査の目的

「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2014」は、子どものいる世帯の生活状況やその保護者（主に母親）の仕事の実態や要望などを調査し、子育て中の女性の仕事に対する支援策のあり方を検討する基礎資料を得るため実施されたものである。

2 調査の概要

(1) 調査方法

訪問留置回収法（※うち、47件は調査協力者本人のご希望により郵送回収）

(2) 調査期間

2014年11月～12月

(3) 標本設計

① 母集団：末子が18歳未満のふたり親世帯またはひとり親世帯

（いずれも核家族世帯に限らず、祖父母等親族との同居世帯を含む）

注1) 国勢調査におけるふたり親世帯の区分：18歳未満親族のいる一般世帯のうち、「夫婦と子供から成る世帯」、「夫婦、子供と両親から成る世帯」、「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」、「夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」

注2) 国勢調査におけるひとり親世帯区分：18歳未満親族のいる一般世帯のうち、「男親と子供から成る世帯」、「女親と子供から成る世帯」、「他に分類されない親族世帯」

注3) 厚生労働省「国民生活基礎調査」では「18歳未満の未婚の子ども」を、「全国母子世帯等調査」では「20歳未満の未婚の子ども」を児童としているが、本調査では今後の国際比較も念頭に、米、独、仏等主要国に合わせ、「18歳未満の全ての子ども」を児童としている。

② 調査対象地域：全国

③ 調査地点数：175

④ 調査対象者数：ふたり親世帯 2,000 ひとり親世帯 2,000

⑤ 調査対象抽出方法：住民基本台帳から層化二段無作為抽出

(4) 回収状況

【調査設計ベースでの世帯類型別有効回答数と有効回答率】

世帯計	有効回答数 2,197 票（有効回答率 54.9%）
ふたり親世帯	有効回答数 1,221 票（有効回答率 61.1%）
ひとり親世帯	有効回答数 976 票（有効回答率 48.8%）

【本人確認・回答状況等に基づいて入れ替えを行った後の世帯類型別有効回答数】

○ふたり親世帯	1,416 票
うち、母親回答	1,368 票
父親回答	48 票
※原則として、ふたり親世帯の場合は、母親が調査票に回答するよう依頼している。	
○ひとり親世帯	777 票
うち、母子世帯	724 票
父子世帯	53 票
○その他世帯	4 票

調査設計ベースでは、世帯類型（ふたり親世帯/ひとり親世帯）が、住民基本台帳に記載されている氏名、性別、生年月、住所情報から推測される。2,197 有効回答票のうち、調査設計ベースでの世帯類型と実際の世帯類型が一致するのは、1,944 票（88.5%）である。一方、調査設計ベースでの世帯類型と実際の世帯類型が一致しないのは、253 票（11.5%）である。

そのうち、名簿上はふたり親世帯であったが、実際にはひとり親世帯だったのは、26 票である。一方、名簿上はひとり親世帯であったが実際には、片親が単身赴任等でのふたり親世帯だったのは 162 票である。

【世帯類型変更(253 票)の理由】

○単身赴任等でふたり親だった	162 票
○離婚によりひとり親に変更	26 票
○実査時、実査後の状況確認で属性を変更	65 票

II 標本抽出方法の詳細

調査対象世帯（標本）は、層化二段無作為抽出法によって抽出されている。「層化二段無作為抽出法」とは、行政単位と地域によって全国をブロックごとに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査区域及び住民基本台帳を利用して（二段）、地点ごとに一定数の標本抽出を行う方法である。具体的な手順は、下記の通りである。

1 層化

全国の市町村を、都道府県を単位として次のように、東京都区部、指定都市および 11 の地区に分類する。

◎東京都区部

◎20 の政令指定都市（都市ごとに分類）

◎北海道地区＝北海道

◎東北地区＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

◎関東地区＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

◎北陸地区＝新潟県、富山県、石川県、福井県

◎東山地区＝山梨県、長野県、岐阜県

◎東海地区＝静岡県、愛知県、三重県

◎近畿地区＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

◎中国地区＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

◎四国地区＝愛媛県、香川県、高知県、徳島県

◎北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

◎南九州・沖縄地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

11 の地区においては、さらに市郡規模によって次のように 4 分類し、層化する。

○人口 20 万人以上の市

○人口 10 万人以上 20 万人未満の市

○人口 10 万人未満の市

○町村

上記の「層化」により、全国を総計 65 (=1+20+11×4) の抽出単位地域（ブロック）に区分する。

2 標本数の配分

各抽出単位地域（ブロック）におけるそれぞれの世帯類型の大きさにより 4,000 の標本を比例配分する。ただし、母集団の分布を算出する際に、平成 22(2010)年国勢調査（世帯の家族類型 22 区分、（再掲 Recount）18 歳未満親族のいる一般世帯）の市区町村別数値がベースとなっている。

3 抽出

- ① 平成 22(2010)年国勢調査時に設定された調査区の基本単位区を、第 1 段目の抽出単位として、使用する。
- ② 「国勢調査」データから比例配分された世帯数を 1 調査地点で調査する世帯数（20～30 程度、ひとり親世帯とふたり親世帯が半々ずつ）で割って抽出すべき調査地点数を求める。その上で、層ごとに

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{(層における国勢調査時のひとり親またはふたり親世帯数)}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって該当番目が含まれる基本単位区を抽出し、抽出の起点とする。

- ③ 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、総務省設定の市区町村コードに従う。
- ④ 調査地点における対象世帯の抽出は、住民基本台帳により、抽出の起点から系統抽出法によって抽出する。なお、世帯類型（ふたり親世帯/ひとり親世帯）が、住民基本台帳に記載されている氏名、性別、生年月、住所情報から推測される。

4 世帯類型が不明な調査地点について

上記の方法を用いて全国から 175 の調査地点を無作為に抽出したところ¹、下記の 7 地点では住民基本台帳の並びが名前順となっており、世帯単位ではない等のため、世帯類型別の標本抽出ができないことが判明した。

	地区	都市規模	都道府県	市区町村	理由
1	北海道地区	町村	北海道	夕張郡栗山町	システム変更で世帯閲覧不能
2	関東地区	政令指定都市	千葉県	千葉市中央区	台帳の並び順が世帯閲覧不能
3	関東地区	政令指定都市	千葉県	千葉市若葉区	台帳の並び順が世帯閲覧不能
4	関東地区	人口 10 万未満	栃木県	下野市	台帳閲覧申請が不承認
5	近畿地区	政令指定都市	京都府	京都市中京区	台帳の並び順が世帯閲覧不能
6	近畿地区	政令指定都市	京都府	京都市山科区	台帳の並び順が世帯閲覧不能
7	南九州地区	政令指定都市	熊本県	熊本市中央区	台帳の並び順が世帯閲覧不能

そこで、上記の 7 地点について台帳抽出せず、当該地点で性・年代を指定した対象世帯を探し出して調査依頼をする、いわゆる「割当法（クォータ法）」を用いて標本抽出を行っている。

クォータ法の具体的な実施手順は、下記の通りとなっている。

- ① 抽出された各調査地点で、母集団比率に応じて対象世帯を性・年代ごとに割当てる。
↓
- ② 地点の起点となる大字町丁目と、起点地点で調査完了できなかった場合の次候補地点を隣接地域から 5 つまで指定し、地点の拡大順と拡大範囲を定める。
↓
- ③ 調査員は、起点地点内で指示された起点番地から訪問し、原則として「世帯間隔 3」（ひとり親世帯は全数）で世帯訪問し、割当て及び対象者条件に適合する対象世帯を、全割当数が完了するまで探して調査を実施する。

¹ 住民基本台帳の並びが名前順となっており世帯単位ではないことで、世帯類型別の標本抽出ができない市区町村が近年増えている。本調査では、東京都区部と政令指定都市については、無作為に抽出されたすべての調査地点を調査対象とし、住民基本台帳の並びが世帯単位ではないところに対しては台帳抽出の代わりに「割当法」を用いる。一方、11 の地区については、住民基本台帳の並びが世帯単位ではないと判明された抽出地点に対して、原則として同一ブロック内で再抽出を行い、台帳抽出が可能な調査地点に切り替える。

Ⅲ 本調査シリーズの位置づけ

本調査は、2011年と2012年に行われた第1回と第2回「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（略称：子育て世帯全国調査）に続く第3回調査である。

調査対象、調査時期、標本設計および調査方法については、第1回(2011年)、第2回(2012年)調査と本調査は全く変わらない。また、本調査の調査票の質問項目は、第2回(2012年)調査とおおむね同じである。

なお、本調査シリーズは、調査速報的な性格を持っている。今後、調査結果をさらに精査して、個別テーマでの詳細な分析を行い、労働政策研究報告書としてとりまとめることとしている。

Ⅳ 調査結果の概要²

－第1回調査から第3回調査まで－

1 集計方法と利用上の注意

「子育て世帯全国調査」における抽出単位地域（ブロック）、世帯類型ごとの母集団数および有効回答数は、図表 1-1 のとおりである。以下の集計にあたっては、ブロックと世帯類型ごとに母集団数と有効回答数の比率により復元倍率を定め、この復元倍率によりウェイトバック集計を行っている。

なお、集計結果を利用するにあたっては、以下のことに留意されたい。

- (1) 本章の集計値は、ウェイトバック集計を行っていない前回（JILPT 調査シリーズ No.109）および前々回（JILPT 調査シリーズ No.95）の速報値と異なる場合がある。
- (2) 構成比の数値は、四捨五入の関係で、総計と内訳の合計が一致しないことがある。
- (3) 「*」印のある項目の数値は、調査対象が少ないため利用上注意を要する。
- (4) 「世帯類型」が不明の有効回答票は集計対象から除外されている。

² 以下は速報値であり、今後、数字の修正等の変更がありうる。

図表 1-1 世帯類型・ブロック別母集団数と有効回答数

抽出単位地域-ブロック	第1回(2011)子育て世帯全国調査				第2回(2012)子育て世帯全国調査				第3回(2014)子育て世帯全国調査			
	ふたり親世帯		ひとり親世帯		ふたり親世帯		ひとり親世帯		ふたり親世帯		ひとり親世帯	
	母集団数	有効回答数	母集団数	有効回答数	母集団数	有効回答数	母集団数	有効回答数	母集団数	有効回答数	母集団数	有効回答数
政令指定都市-札幌市	147,343	24	30,207	14	137,853	18	32,088	22	137,853	21	32,088	16
政令指定都市-宮城県仙台市	89,174	14	12,636	10	85,461	18	14,218	5	85,461	10	14,218	3
政令指定都市-埼玉県さいたま市	111,839	14	10,694	7	110,659	19	12,020	4	110,659	16	12,020	7
政令指定都市-千葉県千葉市	82,993	12	9,580	3	80,710	8	9,452	6	80,710	16	9,452	13
東京都23区	589,453	77	83,908	28	616,372	79	92,817	47	616,372	63	92,817	37
政令指定都市-神奈川県横浜市	319,066	33	32,948	15	319,112	37	38,130	19	319,112	32	38,130	20
政令指定都市-神奈川県川崎市	114,746	19	11,524	1	123,286	19	13,097	3	123,286	15	13,097	10
政令指定都市-神奈川県相模原市	62,565	8	7,228	4	60,323	2	7,940	0	60,323	2	7,940	1
政令指定都市-新潟県新潟市	69,692	7	8,631	7	65,817	8	8,799	6	65,817	12	8,799	5
政令指定都市-静岡県静岡市	61,557	9	7,198	6	57,879	8	7,466	6	57,879	5	7,466	5
政令指定都市-静岡県浜松市	74,039	9	7,133	4	70,114	11	7,705	2	70,114	10	7,705	5
政令指定都市-愛知県名古屋市中区	184,043	20	25,281	5	179,815	21	28,109	12	179,815	25	28,109	14
政令指定都市-京都府京都市	109,366	6	17,013	6	103,640	11	18,602	7	103,640	14	18,602	3
政令指定都市-大阪府大阪市	186,289	17	38,308	18	180,095	32	40,146	15	180,095	20	40,146	17
政令指定都市-大阪府堺市	70,525	9	11,222	7	69,397	13	12,588	6	69,397	12	12,588	4
政令指定都市-兵庫県神戸市	124,819	16	19,301	9	119,379	15	20,201	14	119,379	4	20,201	6
政令指定都市-岡山県岡山市	60,497	9	8,576	8	59,130	12	9,428	9	59,130	8	9,428	7
政令指定都市-広島県広島市	104,053	16	14,336	8	101,936	20	15,559	7	101,936	24	15,559	8
政令指定都市-福岡県北九州市	77,883	11	14,767	14	72,949	11	14,941	11	72,949	6	14,941	8
政令指定都市-福岡県福岡市	113,418	9	20,354	5	113,788	18	21,504	9	113,788	18	21,504	10
政令指定都市-熊本県熊本市					61,203	7	11,661	6	61,203	12	11,661	4
北海道地区-人口20万以上	47,173	9	11,981	5	41,488	9	11,347	4	41,488	6	11,347	4
人口10万以上	74,561	9	15,794	13	65,743	5	15,652	3	65,743	11	15,652	11
人口10万未満	82,278	14	14,943	9	73,631	7	14,674	5	73,631	9	14,674	13
町村	89,374	6	12,670	3	76,164	12	12,612	8	76,164	12	12,612	2
東北地区-人口20万以上	216,778	54	32,516	44	195,967	36	33,859	16	195,967	33	33,859	16
人口10万以上	114,367	9	14,729	3	93,919	14	14,561	13	93,919	15	14,561	10
人口10万未満	249,447	22	29,947	13	226,428	30	31,448	9	226,428	37	31,448	24
町村	163,708	24	17,145	14	140,603	19	17,215	3	140,603	22	17,215	9
関東地区-人口20万以上	847,751	84	96,320	42	856,086	112	109,634	39	856,086	99	109,634	43
人口10万以上	681,141	110	75,775	44	641,489	86	80,503	41	641,489	75	80,503	34
人口10万未満	514,692	69	57,849	34	473,063	60	60,817	32	473,063	60	60,817	29
町村	186,410	25	18,094	17	166,240	19	19,240	8	166,240	22	19,240	10
北陸地区-人口20万以上	144,168	0	15,374	0	136,282	20	16,479	7	136,282	21	16,479	9
人口10万以上	54,392	7	5,288	5	50,413	10	5,381	4	50,413	10	5,381	4
人口10万未満	170,640	38	15,460	15	159,229	32	16,842	8	159,229	23	16,842	15
町村	43,528	18	3,613	8	35,059	4	3,221	3	35,059	5	3,221	4
東山地区-人口20万以上	92,918	8	10,848	9	88,688	9	11,631	7	88,688	17	11,631	4
人口10万以上	80,283	13	9,097	2	75,105	11	9,698	3	75,105	10	9,698	9
人口10万未満	211,761	31	20,177	13	195,002	27	22,065	13	195,002	29	22,065	14
町村	80,837	5	6,683	3	73,343	8	7,309	3	73,343	10	7,309	6
東海地区-人口20万以上	270,342	21	28,228	14	261,754	44	31,028	12	261,754	38	31,028	17
人口10万以上	277,020	39	28,155	14	257,448	44	29,113	10	257,448	42	29,113	11
人口10万未満	223,856	44	21,681	22	230,240	39	25,178	12	230,240	32	25,178	25
町村	83,613	10	7,506	6	76,193	3	7,867	0	76,193	14	7,867	2
近畿地区-人口20万以上	555,352	42	77,577	24	528,995	76	81,595	37	528,995	57	81,595	34
人口10万以上	251,917	24	31,882	15	239,238	38	35,262	18	239,238	39	35,262	24
人口10万未満	373,094	67	42,235	36	345,884	45	46,098	26	345,884	38	46,098	20
町村	106,927	24	10,777	18	95,850	14	11,529	8	95,850	9	11,529	3
中国地区-人口20万以上	122,007	19	18,714	11	132,022	23	21,343	16	132,022	23	21,343	9
人口10万以上	182,136	15	25,349	11	148,337	33	22,650	6	148,337	25	22,650	8
人口10万未満	118,205	29	14,498	16	112,310	26	15,833	9	112,310	15	15,833	6
町村	52,477	13	5,562	4	43,142	7	5,446	4	43,142	7	5,446	4
四国地区-人口20万以上	130,429	6	23,037	5	121,861	22	23,788	14	121,861	16	23,788	12
人口10万以上	43,564	16	6,648	9	40,611	13	6,890	4	40,611	7	6,890	3
人口10万未満	104,924	17	14,556	7	92,352	29	14,889	16	92,352	13	14,889	12
町村	52,022	0	6,889	0	45,187	18	7,036	7	45,187	6	7,036	4
北九州地区-人口20万以上	147,285	51	25,726	40	135,952	19	25,903	11	135,952	27	25,903	18
人口10万以上	82,237	9	13,737	6	75,183	5	14,083	0	75,183	9	14,083	4
人口10万未満	207,144	7	28,875	10	188,168	17	29,974	5	188,168	41	29,974	18
町村	90,139	0	13,405	0	84,171	10	13,772	2	84,171	15	13,772	10
南九州・沖縄地区-人口20万以上	179,213	26	34,413	6	109,282	20	23,815	6	109,282	18	23,815	18
人口10万以上	101,537	12	19,788	5	86,481	14	18,838	6	86,481	14	18,838	16
人口10万未満	155,875	37	26,611	19	148,280	18	28,005	14	148,280	27	28,005	16
町村	91,931	13	14,394	10	83,947	14	14,730	5	83,947	13	14,730	14
全国計	10,902,813	1,435	1,415,391	783	10,335,748	1,508	1,505,324	693	10,335,748	1,416	1,505,324	781

注：第1回(2011)調査の母集団数は、2005年国勢調査による数値である。第2回(2012)調査と第3回(2014)調査の母集団数は、2010年国勢調査によるものである。

2 標本の代表性

図表 2-1 は、世帯および母（父）親の基本属性について、厚生労働省が行った2つの全国調査－「国民生活基礎調査 2013」、「全国母子世帯等調査 2011」－と「子育て世帯全国調査」との比較である。

世帯人員数、子ども数、末子の年齢、保護者の平均年齢、同居率等の世帯属性について、本調査の平均値は、他の2つの全国調査とほとんど変わらないことが分かる。なお、「全国母子世帯等調査」と比べ、本調査では、母子世帯の母親の有業率、就業所得、ひとり親の持家比率はやや高めになっている。

図表 2-1 基本属性の比較

	ふたり親世帯				母子世帯				父子世帯*			
	子育て世帯全国調査			国民生活基礎調査 2013	子育て世帯全国調査			全国母子世帯等調査 2011	子育て世帯全国調査			全国母子世帯等調査 2011
	第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)		第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)		第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)	
世帯人員 (人)	4.5	4.3	4.3	4.01	3.6	3.4	3.3	3.4	3.9	3.9	3.3	3.8
子ども数 (人)	2.1	2.1	2.1	1.7	1.8	1.8	1.9	N.A.	1.9	1.9	1.8	N.A.
末子の年齢 (歳)	7.6	7.8	7.6	N.A.	10.1	10.3	10.3	10.7	11.0	11.9	11.9	12.3
親との同居率	24.4%	18.9%	22.5%	16.3%	39.8%	33.4%	31.1%	28.5%	57.9%	58.5%	36.5%	50.3%
本人または配偶者名義の持家比率	58.8%	56.7%	58.4%	N.A.	18.4%	21.2%	16.7%	11.2%	50.1%	47.6%	43.6%	40.3%
母 (父) 親の有業率	60.0%	68.3%	70.6%	63.1%※	84.1%	86.1%	88.6%	80.6%	94.5%	96.8%	88.2%	91.3%
母 (父) 親の就業状況－無業	40.0%	32.5%	30.4%	36.9%※	15.9%	13.9%	11.5%	15.0%	5.5%	3.2%	11.8%	5.3%
－正社員	16.7%	21.4%	19.8%	19.4%※	32.0%	31.6%	38.2%	31.7%	78.9%	62.7%	66.0%	61.3%
－パート・アルバイト	29.4%	31.9%	34.4%	29.8%※	34.4%	33.9%	33.6%	38.2%	0.6%	2.7%	1.9%	7.3%
－派遣・契約社員等	13.8%	14.3%	15.4%	13.9%※	17.7%	20.6%	16.7%	15.1%	15.1%	31.4%	20.3%	26.1%
母 (父) 親の年齢 (歳)	39.6	40.0	40.1	N.A.	39.8	40.1	40.2	39.7	44.3	43.7	43.8	44.7
母 (父) 親の最終学歴－中学校	4.7%	4.0%	3.3%	3.7%※	8.0%	11.5%	10.3%	13.3%	4.2%	13.2%	14.1%	15.4%
－高校	37.6%	37.6%	32.8%	38.7%※	46.9%	46.4%	43.2%	48.0%	55.6%	45.1%	39.3%	51.6%
－短大・高専・専修学校他	40.3%	41.5%	42.1%	38.8%※	34.8%	34.7%	35.9%	31.8%	12.2%	15.7%	15.0%	17.4%
－大学・大学院	17.4%	16.9%	21.8%	18.7%※	10.3%	7.5%	10.6%	6.9%	28.1%	26.1%	31.7%	15.6%
世帯所得 (税込、万円)	628.8	672.6	702.3	673.2	302.0	330.4	329.0	291.0	547.7	573.9	425.3	455.0
母 (父) 親の就業所得 (万円)	115.0	133.0	119.6	N.A.	174.6	200.4	236.1	181.0	425.2	446.1	376.5	360.0
有効回答数	1,435	1,508	1,416	－	699	621	724	1,648	84	65	53	561

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の場合、就業状況、就業所得、年齢および学歴は母親についての集計結果である。パーセンテージは、無回答を除いた構成比である。

(3) 国民生活基礎調査の数値は、18歳未満の児童のいる世帯全体（ひとり親世帯を含む）についてのものである。ただし、「親との同居率」は児童のいる世帯のうち三世帯世帯の割合を引用している。有業率、就業状況および最終学歴は、末子の母親についての数値である。そのうち、※のある数値は、「平成25(2013)年国民生活基礎調査」の公表値を元に筆者が算出したものである。

3 経済状況

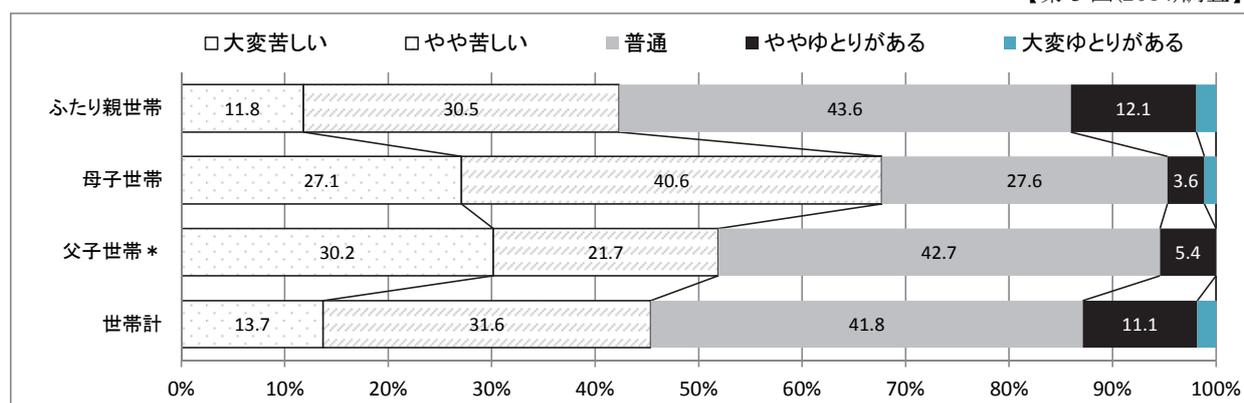
(1) 暮らし向きのゆとり感

現在の暮らし向きのゆとり感をたずねたところ、「苦しい」（「大変苦しい」または「やや苦しい」）と感じている世帯の割合は、45.4%である（図表 3-1A）。暮らし向きが「苦しい」と回答した世帯の割合は、第1回(2011年)調査時(48.1%)および第2回(2012年)調査時(46.9%)よりやや改善されている。しかしながら、依然として4割以上の子育て世帯は、暮らし向きが「苦しい」と感じている。

世帯類型別にみると、ふたり親世帯と比べて、ひとり親世帯、とくに母子世帯は暮らし向きが「苦しい」と感じている世帯が多い。母子世帯の67.7%と父子世帯の51.9%は暮らし向きが「苦しい」と回答している。一方、暮らし向きが「苦しい」と回答したふたり親世帯は、全体の42.3%となっている。

図表 3-1A 暮らし向きのゆとり感(%)

【第3回(2014)調査】



	N	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	合計	(再掲) 大変または やや苦しい
第1回(2011)								
世帯計	2,208	14.3	33.8	40.5	9.9	1.5	100.0	48.1
ふたり親世帯	1,429	12.7	32.8	42.2	10.7	1.7	100.0	45.4
母子世帯	695	26.9	43.6	26.9	2.5	0.1	100.0	70.5
父子世帯*	84	22.9	26.7	38.8	11.7	0.0	100.0	49.6
第2回(2012)								
世帯計	2,151	14.9	31.9	42.3	9.1	1.7	100.0	46.9
ふたり親世帯	1,482	13.3	30.7	44.4	9.8	1.8	100.0	44.1
母子世帯	607	26.6	41.5	26.7	3.8	1.5	100.0	68.1
父子世帯*	62	24.3	32.1	34.2	9.5	0.0	100.0	56.3
第3回(2014)								
世帯計	2,118	13.7	31.6	41.8	11.1	1.8	100.0	45.4
ふたり親世帯	1,375	11.8	30.5	43.6	12.1	1.9	100.0	42.3
母子世帯	691	27.1	40.6	27.6	3.6	1.1	100.0	67.7
父子世帯*	52	30.2	21.7	42.7	5.4	0.0	100.0	51.9

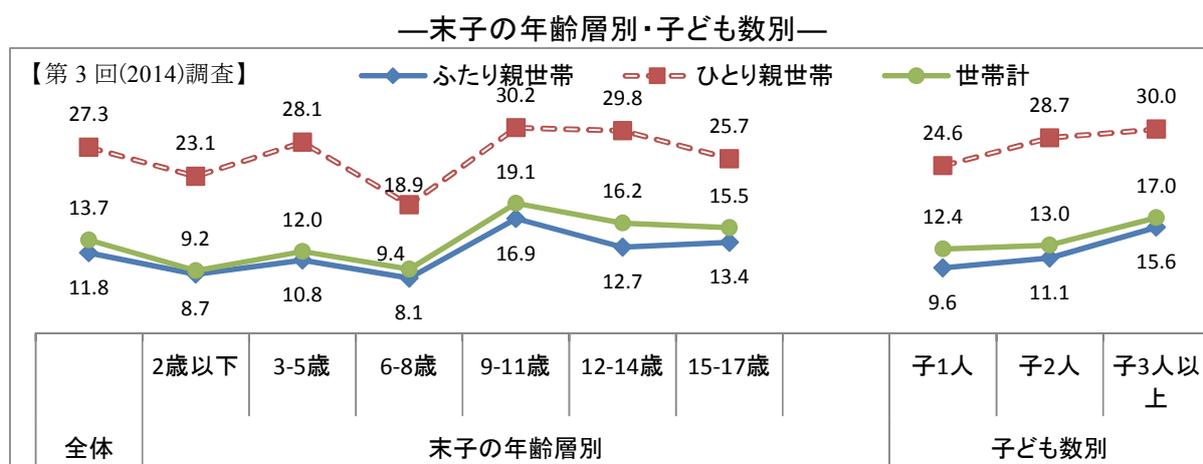
注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 以下特別に言及しない限り、無回答を除いた集計値が示されている。

13.7%の子育て世帯は暮らし向きが「大変苦しい」と回答している。「大変苦しい」と回答した世帯の割合は、末子の年齢が「2歳以下」の世帯は9.2%でもっとも低く、末子が「9-11歳」の世帯は19.1%でもっとも高い。次いで「12-14歳」の世帯（16.2%）となっている（図表3-1B）。

また、子ども数でみると、「子1人」世帯の12.4%、「子2人」世帯の13.0%、「子3人以上」世帯の17.0%は暮らし向きが「大変苦しい」と回答しており、多子世帯の暮らし向きは比較的厳しい状況にあることが分かる。

図表 3-1B 暮らし向きが「大変苦しい」と回答した世帯の割合(%)



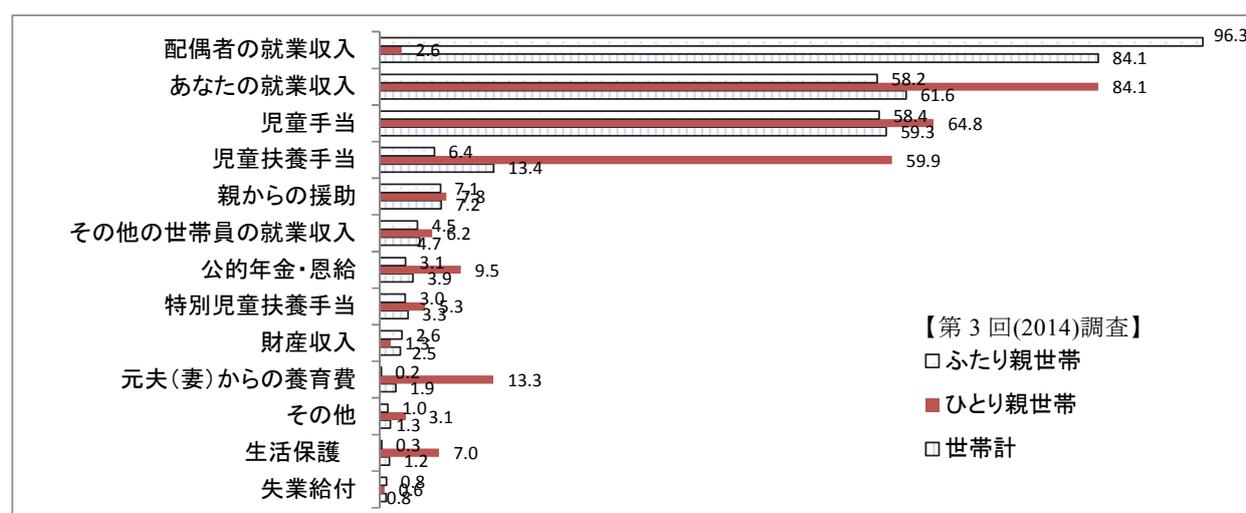
	全体	末子の年齢層別						子ども数別		
		2歳以下*	3-5歳	6-8歳	9-11歳	12-14歳	15-17歳	子1人	子2人	子3人以上
第1回(2011)										
世帯計	14.3	8.7	16.3	17.4	14.6	16.1	14.5	12.5	12.7	19.0
N	2,208	384	303	320	397	367	323	617	1,043	542
ふたり親世帯	12.7	8.4	14.4	15.6	13.2	14.2	12.6	9.6	11.4	17.8
N	1,429	339	219	201	231	203	170	319	724	384
母子世帯	26.9	17.6	37.4	30.1	21.3	27.7	24.7	26.5	24.9	32.2
N	695	41	78	109	141	145	138	269	284	139
ひとり親世帯	26.5	18.2	36.0	29.9	22.3	26.2	23.6	25.5	25.6	30.6
N	779	45	84	119	166	164	153	298	319	158
第2回(2012)										
世帯計	14.9	10.2	13.9	19.5	12.4	16.4	17.7	13.3	13.3	19.8
N	2,151	328	329	296	335	371	345	654	987	496
ふたり親世帯	13.3	9.9	13.5	18.0	10.1	14.5	14.7	10.9	11.7	18.7
N	1,482	293	250	203	207	236	191	369	721	385
母子世帯	26.6	21.6	18.4	30.2	24.6	27.1	31.3	24.4	26.8	32.3
N	607	33	72	86	119	123	134	260	248	92
ひとり親世帯	26.3	20.6	18.4	29.4	23.9	26.8	30.0	23.4	27.5	31.4
N	669	35	79	93	128	135	154	285	266	111
第3回(2014)										
世帯計	13.7	9.2	12.0	9.4	19.1	16.2	15.5	12.4	13.0	17.0
N	2,118	348	295	313	336	339	318	587	1,011	485
ふたり親世帯	11.8	8.7	10.8	8.1	16.9	12.7	13.4	9.6	11.1	15.6
N	1,375	304	229	200	188	170	181	311	691	351
母子世帯	27.1	23.4	27.1	18.7	30.4	29.7	26.1	24.1	28.8	29.5
N	691	43	63	108	138	155	124	258	297	124
ひとり親世帯	27.3	23.1	28.1	18.9	30.2	29.8	25.7	24.6	28.7	30.0
N	743	44	66	113	148	169	137	276	320	134

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。
 (2) 層ごとの父子世帯標本が少ないため、ひとり親世帯の集計値を示している。

(2) 収入源

子育て世帯における調査前年の各種収入の有無をみると、母親自身の就業収入を有する割合は、ふたり親世帯 58.2%、ひとり親世帯 84.1%となっている。収入種別で比較すると、ひとり親世帯はふたり親世帯と比べて、児童手当、障がい児童向けの特別児童扶養手当、生活保護費等社会保障給付を受給している割合が比較的高いことが分かる。また、59.9%のひとり親世帯は、児童扶養手当を受取っていると回答している。

図表 3-2 子育て世帯の収入源(%、複数回答)



	世帯計			ふたり親世帯			母子世帯			父子世帯*			(再掲)ひとり親世帯		
	第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)												
あなたの就業収入	58.1	65.8	61.6	54.4	62.4	58.2	84.0	88.8	84.0	95.3	96.1	85.3	85.1	89.5	84.1
配偶者の就業収入	85.0	78.7	84.1	95.5	89.3	96.3	8.7	2.5	2.8	0.6	4.8	0.0	7.9	2.7	2.6
その他の世帯員の実業収入	4.6	5.7	4.7	3.8	5.1	4.5	10.5	9.8	6.5	12.1	8.9	1.8	10.6	9.8	6.2
公的年金・恩給	4.0	2.9	3.9	2.8	1.9	3.1	11.6	10.0	9.9	19.3	10.3	3.6	12.4	10.0	9.5
失業給付	0.9	0.7	0.8	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	0.6	1.0	0.0	0.0	0.8	0.7	0.6
元夫(妻)からの養育費	2.2	2.0	1.9	0.5	0.8	0.2	15.6	12.0	14.2	4.1	0.0	0.0	14.5	10.9	13.3
親からの援助	5.7	7.0	7.2	5.1	6.5	7.1	9.1	10.1	8.3	16.3	9.8	1.6	9.8	10.1	7.8
児童手当	61.1	54.8	59.3	60.4	54.8	58.4	68.2	56.2	65.8	47.6	37.4	50.7	66.3	54.5	64.8
児童扶養手当	7.3	12.1	13.4	2.2	6.8	6.4	48.4	53.7	62.3	10.6	10.8	25.5	44.8	49.7	59.9
特別児童扶養手当	1.9	1.5	3.3	1.6	1.1	3.0	4.8	5.4	5.5	1.8	0.0	3.5	4.6	4.9	5.3
生活保護	1.0	1.2	1.2	0.5	0.8	0.3	5.4	4.2	6.9	0.0	1.5	8.5	4.9	3.9	7.0
財産収入	1.6	2.5	2.5	1.8	2.6	2.6	0.6	1.5	1.3	1.8	0.0	1.8	0.7	1.3	1.3
その他	0.6	1.1	1.3	0.4	1.1	1.0	1.9	0.8	3.0	1.9	0.0	4.7	1.9	0.8	3.1
N	1,963	1,962	1,831	1,255	1,348	1,169	635	558	618	75	56	44	710	614	662
(備考)無回答数	176	180	314	101	108	199	64	63	106	9	9	9	73	72	115
無回答率(%)	8.2	8.4	14.6	7.4	7.4	14.5	9.2	10.1	14.6	10.7	13.8	17.0	9.3	10.5	14.8

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の集計値は、父親回答票を除いた結果である。本人の回答（認知のミスやチェックし忘れもありうる）による集計結果である。

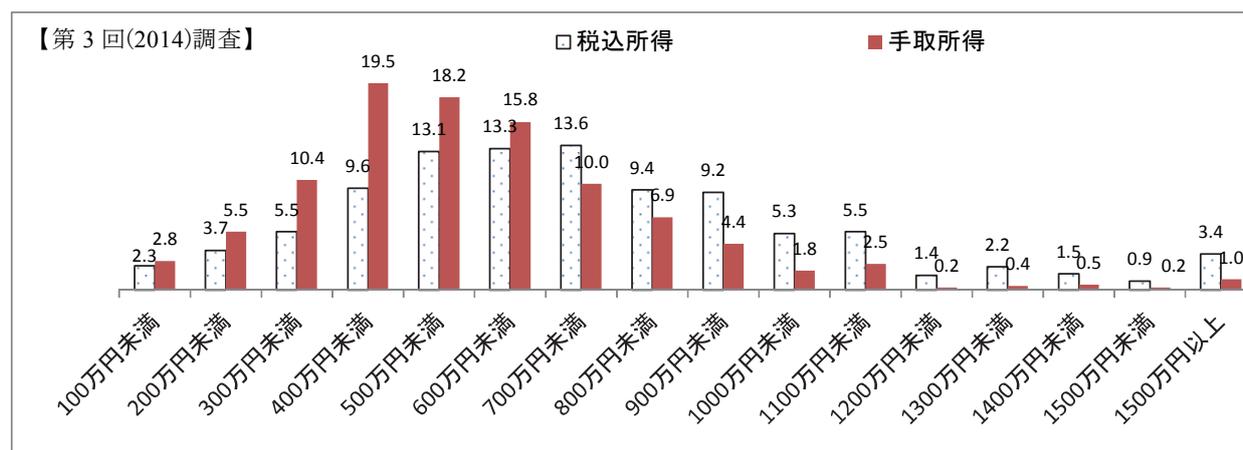
(3) 収入の分布

子育て世帯の平均税込所得（調査前年分）は 656.4 万円で、第 1 回(2011)調査と第 2 回(2012)調査時よりそれぞれ 60 万円と 15 万円ほど増加している。一方、税や社会保険料負担を除いた後の平均手取（可処分）所得と比較すると、今回調査は 484.0 万円で、第 1 回と第 2 回調

査時より、やや減少している。

税込所得が300万円未満の低所得世帯は全体の11.5%を占めており、第1回(2011)調査と第2回(2012)調査時とほとんど変わっていない。一方、税込所得が1,000万円以上の世帯は全体の14.9%であり、第1回(2011)調査と第2回(2012)調査時よりそれぞれ3.2ポイントと1.2ポイント増えている。

図表 3-3A 子育て世帯の所得分布(%)



	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)	
	税込所得	手取所得	税込所得	手取所得	税込所得	手取所得
100万円未満	2.1	2.8	0.4	0.5	2.3	2.8
200万円未満	3.8	6.5	2.9	5.3	3.7	5.5
300万円未満	6.2	13.1	7.0	10.1	5.5	10.4
400万円未満	13.2	17.3	13.3	19.4	9.6	19.5
500万円未満	14.9	16.7	12.8	19.2	13.1	18.2
600万円未満	13.2	11.3	13.8	14.2	13.3	15.8
700万円未満	13.1	11.4	12.5	11.6	13.6	10.0
800万円未満	9.5	8.8	10.6	7.9	9.4	6.9
900万円未満	7.3	4.3	8.2	4.8	9.2	4.4
1000万円未満	5.0	3.1	4.9	1.8	5.3	1.8
1100万円未満	5.8	1.3	4.6	2.4	5.5	2.5
1200万円未満	0.6	1.1	1.9	0.4	1.4	0.2
1300万円未満	1.5	0.7	1.8	0.8	2.2	0.4
1400万円未満	1.1	1.0	1.5	0.3	1.5	0.5
1500万円未満	0.7	0.2	0.6	0.7	0.9	0.2
1500万円以上	2.1	0.5	3.4	0.6	3.4	1.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	12.1	22.3	10.2	15.9	11.5	18.6
1000万円以上	11.7	4.7	13.7	5.2	14.9	4.8
平均値(万円)	597.0	503.3	640.7	502.6	656.4	484.0
N	1,728	1,010	1,615	1,121	1,553	1,253
(備考)無回答数	493	1,211	579	1,073	640	940
無回答率(%)	20.6	54.0	23.7	45.3	28.7	42.7

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 手取所得が負または税込所得の半分未満の場合、欠損値としている。以下同。

世帯類型別でみると、税込所得 300 万円未満の低所得世帯は、ふたり親世帯の 4.6%を占めており、第 1 回調査 (7.2%) と第 2 回調査 (6.0%) と比べて減少傾向にある。一方、ひとり親世帯の 59.9%が低所得世帯であり、第 1 回調査 (52.8%) と第 2 回調査 (48.0%) 時より増えている。

図表 3-3B ふたり親世帯の所得分布 (%)

	ふたり親世帯						うち、専業主婦世帯					
	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)		第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)	
	税込所得	手取所得										
100万円未満	1.2	1.8	0.2	0.2	0.6	0.7	1.2	2.2	0.3	0.6	1.6	1.9
200万円未満	1.7	4.1	1.1	2.8	0.9	1.7	1.6	4.3	1.3	3.4	1.2	2.6
300万円未満	4.4	11.6	4.7	8.8	3.1	8.9	5.6	12.2	6.3	12.1	3.9	10.9
400万円未満	12.7	17.6	12.6	19.5	9.1	20.6	12.9	17.4	15.7	23.3	9.9	21.5
500万円未満	15.5	17.7	12.9	20.2	13.8	19.8	16.2	19.5	14.7	22.2	14.0	20.5
600万円未満	14.0	12.1	14.8	14.9	14.7	17.4	15.0	13.5	16.0	13.7	15.0	16.1
700万円未満	14.1	12.2	13.3	12.3	15.0	11.0	14.2	9.7	14.6	11.0	15.4	9.1
800万円未満	10.3	9.7	11.4	8.5	10.3	7.7	10.8	7.5	10.0	5.4	9.4	6.3
900万円未満	7.9	4.7	8.8	5.2	10.3	4.9	6.0	5.2	7.9	4.4	8.7	4.5
1000万円未満	5.5	3.2	5.3	2.0	6.0	2.1	3.7	3.2	3.3	0.6	6.1	1.4
1100万円未満	6.3	1.4	4.9	2.6	6.2	2.8	5.3	1.0	3.9	1.9	7.2	1.2
1200万円未満	0.7	1.2	2.1	0.4	1.5	0.3	1.1	1.8	1.3	0.0	0.3	0.4
1300万円未満	1.6	0.8	2.0	0.9	2.5	0.4	1.5	1.2	0.3	0.9	1.3	1.0
1400万円未満	1.2	1.1	1.7	0.4	1.7	0.5	1.3	0.0	1.4	0.0	0.8	0.7
1500万円未満	0.7	0.1	0.6	0.8	0.9	0.3	0.6	0.4	0.2	0.0	0.6	0.9
1500万円以上	2.3	0.6	3.7	0.7	3.6	1.1	3.2	1.1	2.8	0.7	4.7	1.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	7.2	17.5	6.0	11.8	4.6	11.2	8.4	18.8	7.9	16.1	6.7	15.5
1000万円以上	12.8	5.2	15.0	5.7	16.4	5.3	12.9	5.4	9.9	3.4	14.8	5.3
平均値(万円)	628.8	528.0	672.6	523.3	702.3	517.8	632.4	523.3	613.0	468.1	668.2	496.5
N	1,164	684	1,187	861	1,016	821	421	241	356	263	289	243

図表 3-3C ひとり親世帯の所得分布 (%)

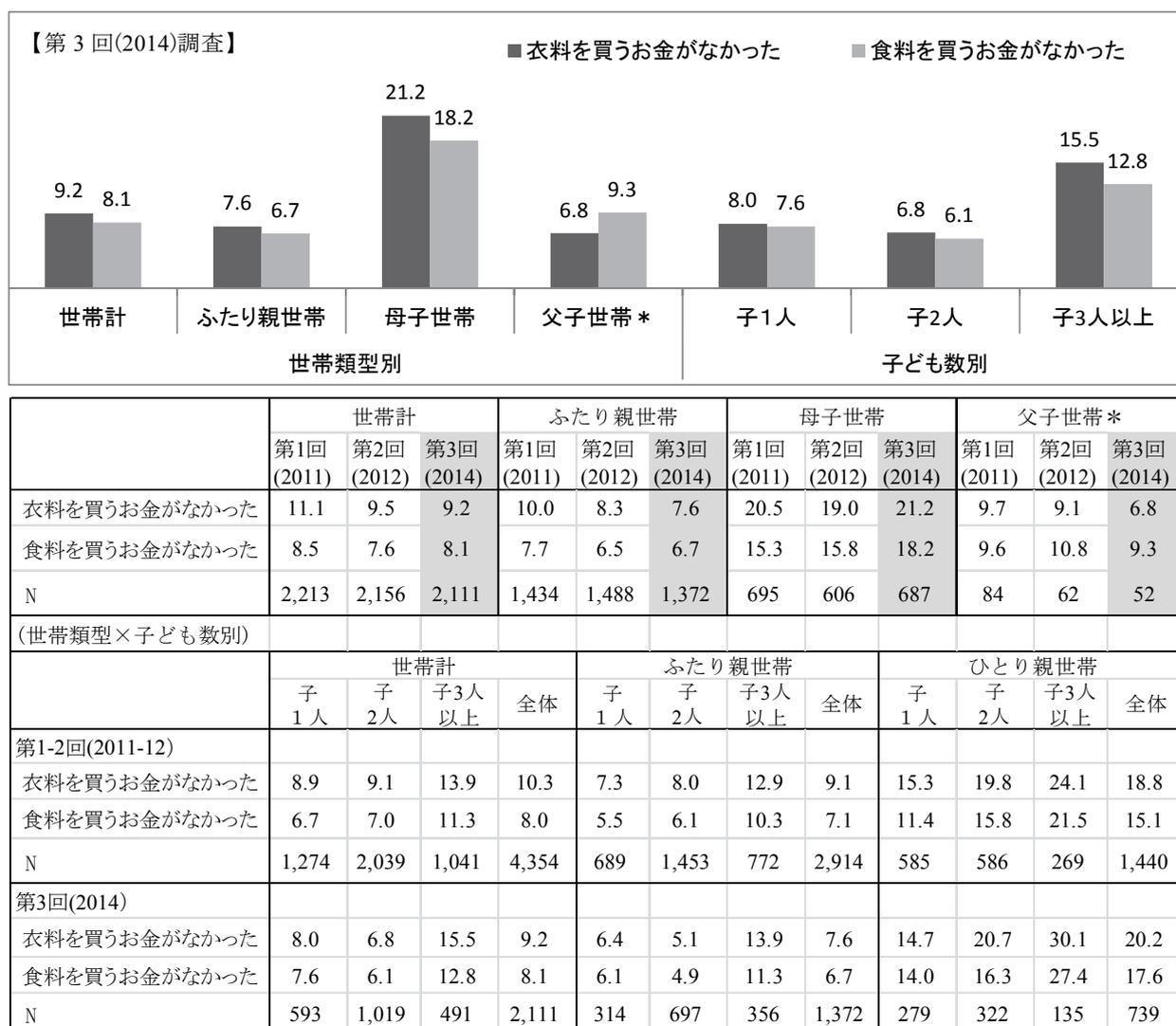
	ひとり親世帯						うち、母子世帯					
	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)		第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)	
	税込所得	手取所得										
100万円未満	9.5	10.9	1.6	3.2	13.8	17.4	10.7	12.4	1.7	3.6	13.9	17.7
200万円未満	21.6	25.9	19.5	32.3	23.6	32.1	24.3	29.2	21.5	36.1	24.5	33.5
300万円未満	21.7	24.8	27.0	23.9	22.4	21.0	23.2	25.6	28.9	26.5	23.9	21.1
400万円未満	17.5	15.1	19.8	18.1	13.3	11.8	16.7	13.6	20.8	15.1	12.8	11.1
500万円未満	9.2	8.8	12.4	8.6	8.0	6.6	8.3	8.4	10.7	8.3	7.4	6.5
600万円未満	6.9	4.6	5.1	7.5	4.1	4.7	6.6	2.8	5.2	7.0	3.6	4.2
700万円未満	4.2	4.3	5.3	3.8	4.4	3.1	3.3	3.8	4.9	0.8	4.4	2.9
800万円未満	2.7	1.3	3.6	2.5	3.5	1.0	2.0	1.0	2.6	2.4	2.8	1.1
900万円未満	2.6	1.2	2.8	0.0	1.8	0.5	1.7	0.6	1.3	0.0	1.8	0.3
1000万円未満	1.3	2.1	1.0	0.0	1.0	0.3	0.7	1.8	0.0	0.0	1.1	0.4
1100万円未満	1.4	0.5	1.3	0.0	0.9	0.3	1.1	0.6	1.4	0.0	0.7	0.3
1200万円未満	0.4	0.2	0.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.2	0.0	0.4	0.3	0.0
1300万円未満	0.4	0.0	0.2	0.0	0.3	0.2	0.4	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0
1400万円未満	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
1500万円未満	0.3	0.4	0.2	0.0	0.2	0.0	0.3	0.3	0.2	0.0	0.2	0.0
1500万円以上	0.2	0.0	0.3	0.0	2.3	0.4	0.2	0.0	0.3	0.0	2.3	0.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)300万円未満	52.8	61.7	48.0	59.4	59.9	70.5	58.2	67.1	52.1	66.2	62.3	72.3
1000万円以上	2.8	1.1	2.0	0.3	4.0	1.5	2.5	1.0	2.2	0.4	3.9	1.4
平均値(万円)	329.0	299.8	353.7	284.6	335.4	246.6	302.0	275.9	330.4	264.8	329.0	240.7
N	564	326	428	260	537	432	493	281	387	230	500	400

(4) 物質的剥奪を感じている世帯の割合

物質的剥奪状況にあるかどうかをみるために、「過去の1年間、お金が足りなくて、家族が必要とする食料または衣料を買えないこと」の有無についてもたずねてみた。ふたり親世帯の6.7%、母子世帯の18.2%、父子世帯の9.3%は「食料を買うお金がなかった」（「よくあった」または「時々あった」）と回答している。「食料を買うお金がなかった」と回答した世帯の割合は第1回(2011)調査と第2回(2012)調査時より総じて減少している。母子世帯のみは、該当割合が2-3ポイント増えている。

また、子どもが3人以上の多子世帯は、「食料を買うお金がなかった」と回答した割合が12.8%で、子2人の標準世帯(6.1%)の約2倍である。多子・ひとり親世帯に限ってみると、該当割合が27.4%に達している。

図表 3-4 物質的剥奪を感じている世帯の割合(%)



注：(1) 図表 1-1 の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 「過去の1年間、お金が足りなくて、家族が必要とする食料／衣料を買えないこと」の有無について、「よくあった」または「時々あった」と回答した世帯の割合である。

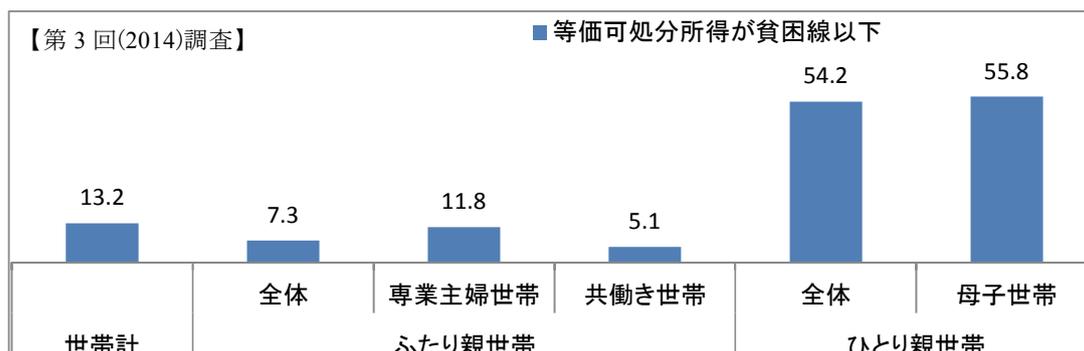
(5) 相対的貧困率

子どものいる世帯を所得の高い順に並べ、全体の真ん中にくる世帯の所得の半分を貧困線として、それ以下の所得で暮らす貧困世帯の割合を算出した。世帯規模が大きくなるにつれて、1人当たりの生活コストが低下傾向にあるため、世帯規模で調整された等価ベースの貧困線が用いられている。

可処分所得が貧困線以下の貧困世帯の割合は、子育て世帯全体では 13.2%、ふたり親世帯では 7.3%、ひとり親世帯では 54.2%となっている。厚生労働省が「国民生活基礎調査 2013」に基づいて行った貧困率の推計値(子どものいる世帯全体 15.1%、大人が 2 人の世帯 12.4%、大人が 1 人の世帯 54.6%)と比較すると、本調査ではふたり親世帯の貧困率がやや低くなっているが、ひとり親世帯の貧困率はほぼ同じである。

子育て世帯全体の貧困率は、第 2 回(2012)調査時より 3 ポイント上昇している。ひとり親世帯の貧困率が前回調査の 38.4%から大きく上昇していることが主な原因である。一方、ふたり親世帯の貧困率はわずかに低下している(7.5%→7.3%)。

図表 3-5 相対的貧困率(%)



	等価可処分所得が貧困線以下									(参考) 等価税込所得が貧困線以下								
	世帯計	ふたり親世帯(全体)	専業主婦世帯	共働き世帯	ひとり親世帯(全体)	母子世帯	子1人	子2人	子3人以上	世帯計	ふたり親世帯(全体)	専業主婦世帯	共働き世帯	ひとり親世帯(全体)	母子世帯	子1人	子2人	子3人以上
第1回(2011)	14.0	11.1	11.5	8.3	37.9	42.5	34.9	40.1	38.6	14.2	10.2	12.3	7.1	47.5	52.5	44.2	47.9	52.3
(N=1,010)	(N=684)	(N=241)	(N=374)	(N=326)	(N=281)	(N=117)	(N=135)	(N=74)	(N=1,728)	(N=1,164)	(N=421)	(N=647)	(N=564)	(N=493)	(N=210)	(N=233)	(N=119)	
第2回(2012)	10.2	7.5	10.2	3.7	38.4	42.9	24.5	51.8	37.0	12.7	9.3	11.6	5.0	43.2	46.7	33.2	50.8	47.6
(N=1,121)	(N=861)	(N=263)	(N=511)	(N=260)	(N=230)	(N=111)	(N=112)	(N=34)	(N=1,615)	(N=1,187)	(N=356)	(N=688)	(N=428)	(N=387)	(N=183)	(N=177)	(N=64)	
第3回(2014)	13.2	7.3	11.8	5.1	54.2	55.8	43.4	58.8	65.1	12.7	6.9	10.9	4.9	53.5	55.2	46.4	56.0	61.7
(N=1,253)	(N=821)	(N=243)	(N=497)	(N=432)	(N=400)	(N=164)	(N=187)	(N=75)	(N=1,553)	(N=1,016)	(N=289)	(N=621)	(N=537)	(N=500)	(N=207)	(N=224)	(N=100)	

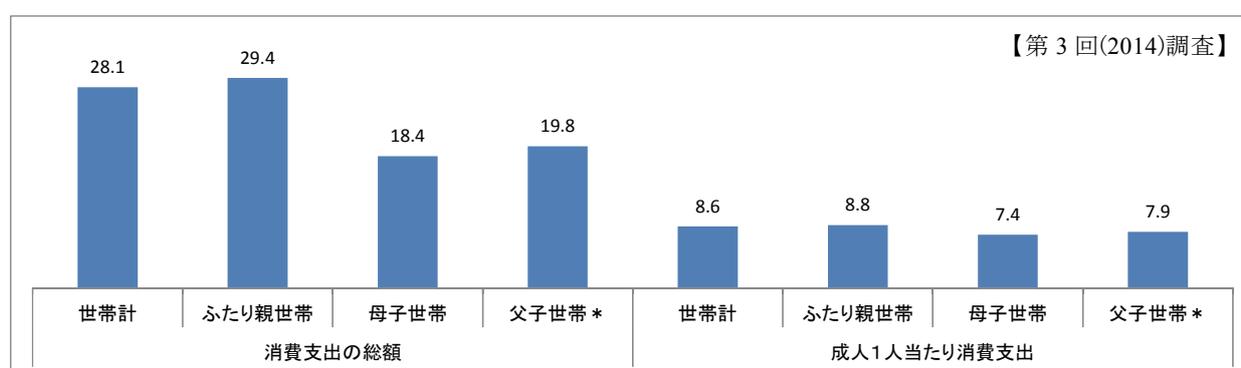
注：(1) 図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。
 (2) ふたり親世帯(全体)には、夫婦ともに無業の世帯が含まれている。
 (3) 等価可処分所得ベースの貧困線(各調査年)は、122万円(厚生労働省公表の2012年名目値)である。税込所得ベースの貧困線は、147.3万円(2011年)、153.2万円(2012年)と152.1万円(2014年)である。等価税込所得ベースの貧困線が、厚生労働省「国民生活基礎調査(各年)」の児童のいる世帯の中位税込所得Yと平均世帯人員数Nを用いて、貧困線の定義 $(Y/(2 \times \sqrt{N}))$ に従い、筆者が算出した。そのうち、2014年の貧困線は、入手可能な最新年(2013年)の公表値を用いて計算したものである。

(6) 消費支出

食費、光熱費、住居費、被服費、耐久消費財購入費、交通・通信費、教養娯楽・交際費ならびに医療費に支出する家計費の月額平均は、子育て世帯全体 28.1 万円、ふたり親世帯 29.4 万円、母子世帯 18.4 万円となっており、いずれも第 2 回調査(2012)時より増えている。成人 1 人当たりの消費支出額でみると、母子世帯は 7.4 万円となっており、ふたり親世帯より 1.4 万円 (15.9%) 低い。

また、子 3 人以上の世帯における成人 1 人当たり消費支出額 (7.3 万円) は、子 1 人の世帯 (10.0 万円) や子 2 人の世帯 (8.5 万円) より低くなっている。

図表 3-6 調査前月(10月)の消費支出(単位:万円)



	消費支出の総額				成人1人当たり消費支出			
	世帯計	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯*	世帯計	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯*
第1回(2011)	27.6	28.5	19.5	22.6	8.0	8.1	7.3	7.3
	(N=1634)	(N=1091)	(N=482)	(N=61)	(N=1634)	(N=1091)	(N=482)	(N=61)
第2回(2012)	26.2	27.3	17.8	22.3	8.0	8.2	7.1	7.0
	(N=1667)	(N=1183)	(N=438)	(N=46)	(N=1667)	(N=1183)	(N=438)	(N=46)
第3回(2014)	28.1	29.4	18.4	19.8	8.6	8.8	7.4	7.9
	(N=1548)	(N=1025)	(N=486)	(N=37)	(N=1548)	(N=1025)	(N=486)	(N=37)
(世帯類型×子ども数別)								
	消費支出の総額			成人1人当たり消費支出				
	世帯計	ふたり親世帯	ひとり親世帯	世帯計	ふたり親世帯	ひとり親世帯		
第1-2回(2011-12)								
子1人	23.7	24.9	18.0	9.1	9.3	8.0		
	(N=975)	(N=551)	(N=424)	(N=975)	(N=551)	(N=424)		
子2人	27.6	28.5	19.3	8.2	8.3	6.9		
	(N=1573)	(N=1141)	(N=432)	(N=1573)	(N=1141)	(N=432)		
子3人以上	28.9	29.5	21.0	6.6	6.7	5.7		
	(N=753)	(N=582)	(N=171)	(N=753)	(N=582)	(N=171)		
第3回(2014)								
子1人	25.4	27.3	16.8	10.0	10.4	8.3		
	(N=454)	(N=247)	(N=207)	(N=454)	(N=247)	(N=207)		
子2人	28.4	29.5	19.5	8.5	8.6	7.3		
	(N=766)	(N=529)	(N=237)	(N=766)	(N=529)	(N=237)		
子3人以上	30.5	31.4	20.1	7.3	7.4	5.8		
	(N=328)	(N=249)	(N=79)	(N=328)	(N=249)	(N=79)		

注：(1) 図表 1-1 の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした平均値である。

(2) 消費支出には、食費、光熱費、住居費（住宅購入費や住宅改修費を除く）、被服費、耐久消費財購入費、交通・通信費、教養娯楽・交際費、医療費が含まれている。

(3) 成人 1 人当たり消費支出を算出する際には、大人と 20 歳以上の子どもが 1 人、0-14 歳の子どもが 0.55 人、15-19 歳の子ども 0.9 人としている。

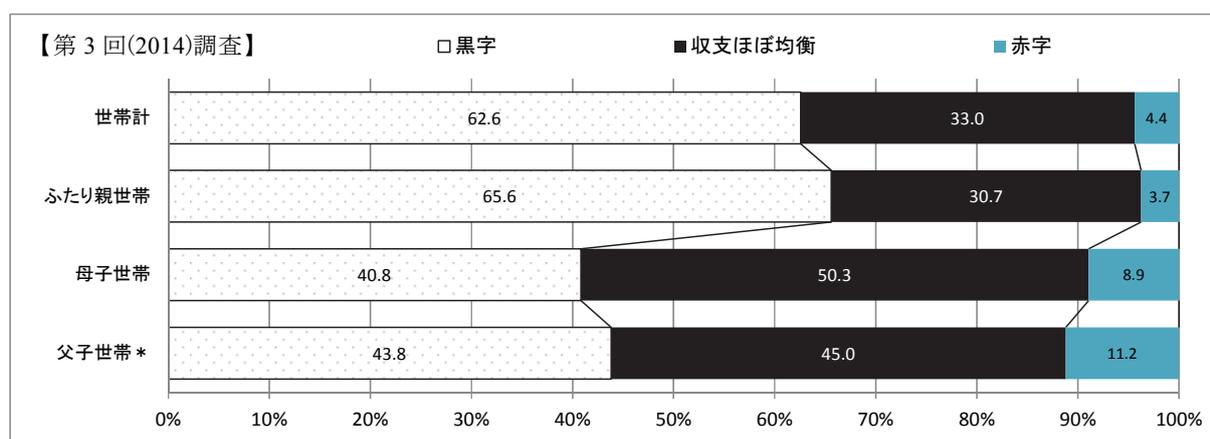
(7) 家計貯蓄

6割強（62.6%）の子育て世帯は、収支バランスが「黒字」（「ほぼ毎月貯蓄している」または「ときどき貯蓄している」）であると回答している。収支バランスが「黒字」である世帯の割合は、第2回(2012)調査時より0.9ポイント増えているが、第1回(2011)調査時の水準（64.0%）までには回復していない。

一方、「収支ほぼ均衡」（「ほとんど貯蓄していない」または「全く貯蓄していない」）または「赤字」（「貯蓄を生活費に回している」）である世帯も、それぞれ33.0%と4.4%を占めており、4割弱（37.4%）の子育て世帯が、非黒字世帯である。

世帯類型別でみると、ふたり親世帯の3分の1（34.4%）と母子世帯の6割（59.2%）は、収支バランスが黒字状態ではない。

図表 3-7 家計貯蓄の状況(%)



	N	黒字	収支ほぼ均衡	赤字	合計	(再掲) 非黒字
第1回(2011)						
世帯計	2,131	64.0	30.0	6.0	100.0	36.0
ふたり親世帯	1,385	66.8	27.6	5.6	100.0	33.2
母子世帯	666	41.3	49.3	9.4	100.0	58.7
父子世帯*	80	46.6	46.3	7.1	100.0	53.4
第2回(2012)						
世帯計	2,088	61.7	30.8	7.5	100.0	38.3
ふたり親世帯	1,452	64.7	28.2	7.1	100.0	35.3
母子世帯	576	39.0	50.4	10.6	100.0	61.0
父子世帯*	60	47.6	46.2	6.2	100.0	52.5
第3回(2014)						
世帯計	2,029	62.6	33.0	4.4	100.0	37.4
ふたり親世帯	1,326	65.6	30.7	3.7	100.0	34.4
母子世帯	657	40.8	50.3	8.9	100.0	59.2
父子世帯*	46	43.8	45.0	11.2	100.0	56.2

注：(1) 図表 1-1 の還元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である

- (2) 黒字：「ほぼ毎月貯蓄している」または「ときどき貯蓄している」
 収支ほぼ均衡：「ほとんど貯蓄していない」または「全く貯蓄していない」
 赤字：「貯蓄を生活費に回している」
 ただし、住宅ローンの繰上げ返済も貯蓄とみなされている。

(8) 家計の管理方法

日々の家計の管理方法について、「妻が管理」と回答した世帯は、全体の65.5%でもっとも多い。これは、第2回(2012)調査時とほぼ同じ割合である。ただし、専業主婦(妻無業)世帯においては、「妻が管理」の割合が5.8ポイント下落(67.0%→61.2%)している。一方、妻が有業の世帯においては、「妻が管理」の割合がやや上昇している(65.9%→68.3%)。

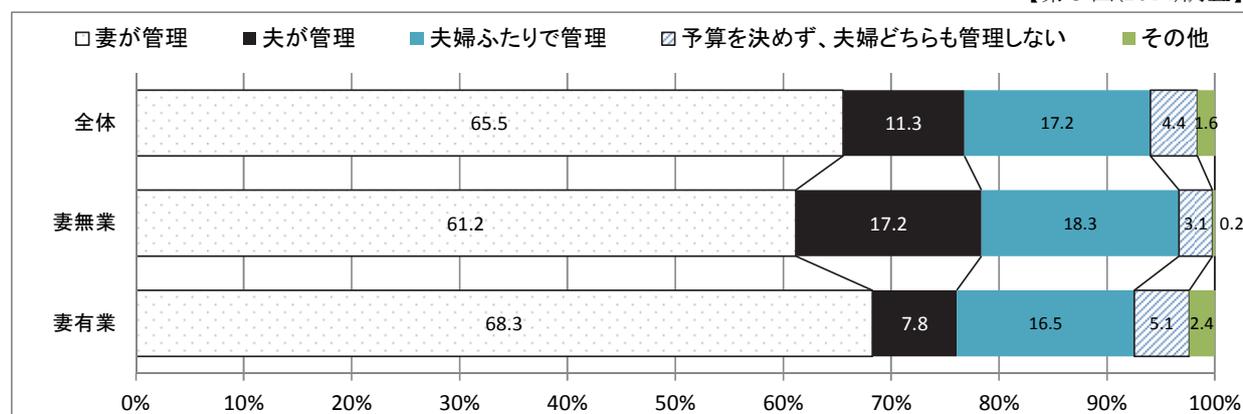
家計の管理方法として、2番目に多いのは「夫婦ふたりで管理」(17.2%)である。今回調査と第2回(2012)調査と比較すると、専業主婦世帯においては、「夫婦ふたりで管理」の割合が3.9ポイント上昇している(14.4%→18.3%)が、妻が有業の世帯では、同割合が逆に下落している(18.3%→16.5%)。

家計の管理方法として、3番目に多いのは「夫が管理」(11.3%)である。第2回(2012)調査時と比べて、「夫が管理」の割合が1.4ポイント上昇している。とくに、専業主婦世帯においては、「夫が管理」の割合が大きく上昇している(14.0%→17.2%)。

専業主婦世帯の家計管理では、「夫が管理」および「夫婦ふたりで管理」の割合が上昇しており、夫の存在感が増している。

図表 3-8 ふたり親世帯における家計の管理方法(%)

【第3回(2014)調査】



	N	妻が管理	夫が管理	夫婦ふたりで管理	予算を決めず、夫婦どちらも管理しない	その他	合計
第2回(2012)							
全体	1,459	65.4	9.9	17.0	6.2	1.6	100.0
妻無業世帯	456	67.0	14.0	14.4	3.4	1.2	100.0
妻有業世帯	940	65.9	6.9	18.3	7.1	1.8	100.0
第3回(2014)							
全体	1,337	65.5	11.3	17.2	4.4	1.6	100.0
妻無業世帯	380	61.2	17.2	18.3	3.1	0.2	100.0
妻有業世帯	863	68.3	7.8	16.5	5.1	2.4	100.0

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 「妻無業」と「妻有業」世帯の集計値は、父親回答票を除いた結果である。

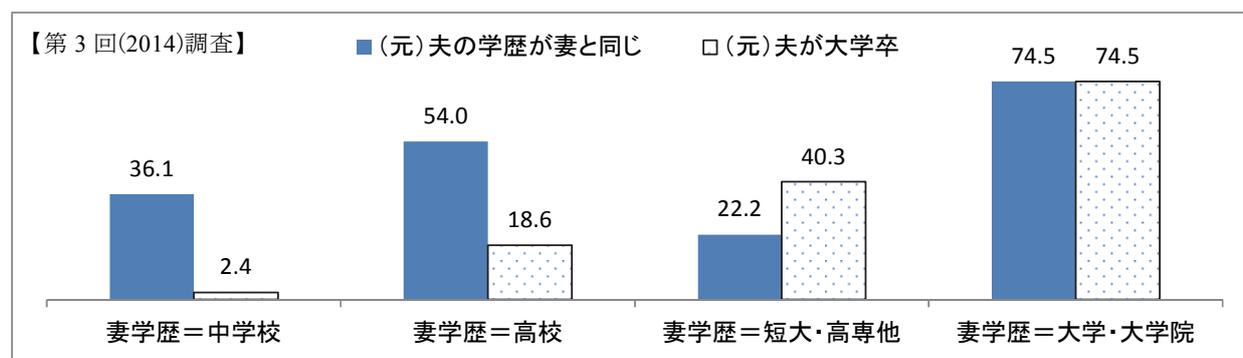
4 婚姻と男女役割分業意識

(1) 学歴面の同類婚

高学歴同士の結婚が増えている一方、低学歴同士の結婚、いわゆる「同類婚 (Assortative mating)」は欧米諸国で増えている (Raymo and Iwasawa 2005³)。日本でも、夫婦間の学歴に高い類似性がみられる。大学卒女性の 74.5%、高校卒女性の 54.0%、中学校卒女性の 36.1%、短大等卒女性の 22.2%は、自分と同じ学歴の男性と結婚している。

また、大学卒男性との結婚割合も、妻の学歴が高いほど高くなる。中学校卒女性が大学卒男性と結婚する割合は、わずか 2.4%である。高校卒女性の大学卒男性との結婚割合も 18.6%しかない。一方、短大・高専卒女性の 40.3%、大学卒女性の 74.5%が大学卒男性と結婚している。

図表 4-1 夫婦間の学歴マッチング (%)



妻の学歴 (元)夫の学歴	第1回(2011)				第2回(2012)				第3回(2014)			
	中学校*	高校	短大・高専他	大学・大学院	中学校*	高校	短大・高専他	大学・大学院	中学校*	高校	短大・高専他	大学・大学院
(世帯計)												
中学校	38.0	7.9	2.9	1.9	31.5	12.2	3.3	0.9	36.1	8.0	3.3	2.0
高校	43.7	59.0	37.7	12.3	47.9	53.3	29.0	11.5	56.8	54.0	34.2	12.0
短大・高専他	11.9	14.4	19.5	10.2	13.4	13.9	23.5	11.3	4.8	19.4	22.2	11.5
大学・大学院	6.4	18.7	39.9	75.6	7.2	20.6	44.3	76.3	2.4	18.6	40.3	74.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	89	716	670	275	73	656	701	271	65	577	660	315
(ふたり親世帯)												
中学校	34.6	7.1	2.5	1.8	25.4	11.7	3.0	0.9	34.6	6.7	2.7	2.1
高校	45.3	59.2	37.7	11.1	52.4	52.8	28.2	11.1	59.3	53.9	34.3	11.7
短大・高専他	13.1	14.4	19.9	9.7	14.3	14.2	23.3	11.4	4.0	20.3	22.0	11.7
大学・大学院	7.0	19.4	39.9	77.4	8.0	21.4	45.5	76.6	2.2	19.1	41.1	74.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	57	495	512	226	40	496	566	243	38	406	526	265
(ひとり親世帯)												
中学校	66.0	16.6	7.9	4.8	61.8	18.0	8.0	0.0	43.7	19.5	12.5	1.2
高校	30.3	56.8	38.2	31.0	25.4	58.3	39.3	23.3	43.8	55.3	33.2	17.4
短大・高専他	1.8	14.6	14.1	17.8	9.2	11.3	25.9	8.3	9.1	11.5	25.9	7.9
大学・大学院	1.9	12.1	39.8	46.4	3.6	12.4	26.9	68.4	3.4	13.7	28.4	73.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	32	221	158	49	33	160	135	28	27	171	134	50

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 父子世帯、ふたり親世帯の父親回答票を除いた集計結果である。ひとり親世帯は、離別・死別した元夫についての状況である。

³ Raymo, J. and M. Iwasawa.(2005) "Marriage Market Mismatches in Japan: An Alternative View of the Relationship between Women's Education and Marriage." *American Sociological Review* 70:801-822

(2) 婚前妊娠(「できちゃった婚」)

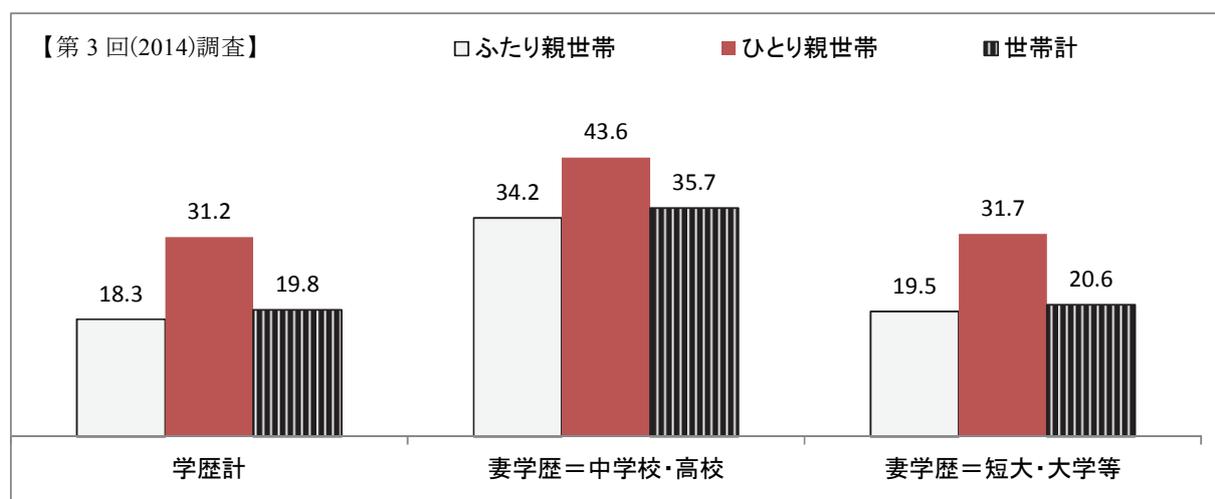
2005年の『国民生活白書』によると、初婚から第1子が生まれるまでの期間が通常の妊娠期間よりも短く(結婚前に妊娠している)、いわゆる「できちゃった婚」で生まれた第1子の割合は1980年以降の20年間でほぼ倍増し、2000年には26.3%に達している。

本調査によれば、子育て女性の19.8%は「できちゃった婚」を経験している。「できちゃった婚」の割合は、第1回(2011)調査(22.2%)と第2回(2012)調査(20.5%)と比べて、やや低下している。

学歴別で見ると、短大・大学卒女性(14.3%)と比べて、中学校・高校卒女性は、「できちゃった婚」の割合(29.7%)が高い。第2回(2012)調査に比べて、短大・大学卒女性の「できちゃった婚」の割合は3ポイントほど下落しているのに対して、中学校・高校卒女性は5ポイントほど上昇している。

世帯類型別で見ると、ひとり親世帯の「できちゃった婚」の割合(31.2%)はふたり親世帯(18.3%)より高い。

図表 4-2 学歴別子育て女性の「できちゃった婚」割合(%)



	第1回(2011)			第2回(2012)			第3回(2014)		
	妻の学歴別			妻の学歴別			妻の学歴別		
	学歴計	中学校・高校	短大・大学等	学歴計	中学校・高校	短大・大学等	学歴計	中学校・高校	短大・大学等
世帯計	22.2 (N=1653)	27.4 (N=746)	18.0 (N=873)	20.5 (N=1711)	24.6 (N=753)	17.4 (N=948)	19.8 (N=1689)	29.7 (N=689)	14.3 (N=984)
ふたり親世帯	20.7 (N=1137)	25.9 (N=464)	16.7 (N=657)	19.2 (N=1254)	22.8 (N=498)	16.7 (N=749)	18.3 (N=1142)	28.3 (N=403)	13.2 (N=731)
ひとり親世帯	35.6 (N=516)	37.4 (N=282)	34.5 (N=216)	31.4 (N=457)	36.1 (N=255)	25.9 (N=199)	31.2 (N=547)	36.8 (N=286)	25.4 (N=253)

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) ここでの「できちゃった婚」は、初婚の年月から0~7ヵ月以内に第1子が生まれた場合を指している。早産の可能性もあるが、ここでは区別しない。

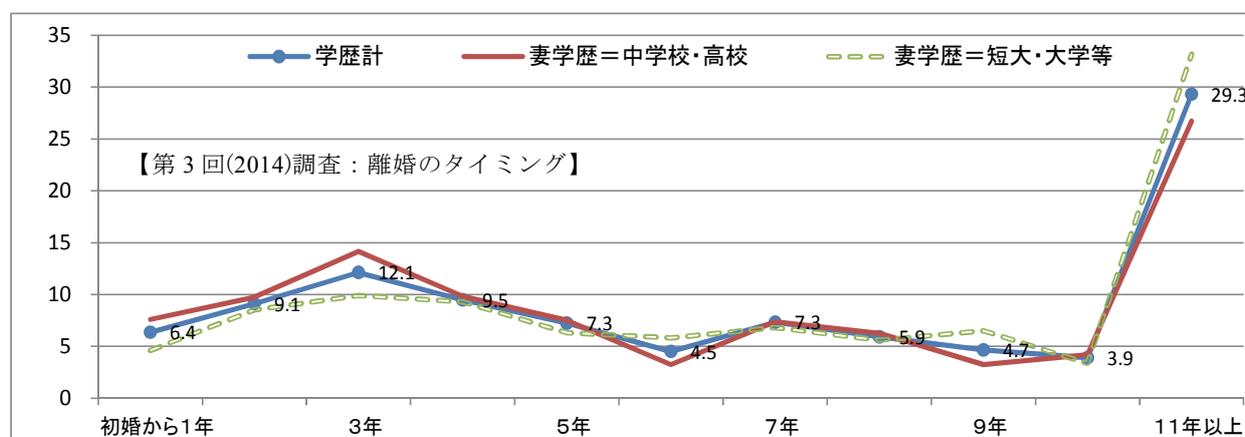
(3) 父子世帯とふたり親世帯の父親回答票を除いた集計値である。「学歴計」には、妻学歴不詳の標本が含まれている。

(3) 婚姻の安定性

結婚経験のある子育て女性の76.5%は、初婚の相手と現在も婚姻継続中である。中学校・高校卒女性(71.7%)と比べて、短大・大学卒女性の結婚継続率(85.5%)は13.8ポイント高い。

結婚暦のある子育て女性(学歴計)の23.5%は、初婚相手と離婚している。離婚経験者における離婚タイミングの分布をみると、約3割(29.3%)の人は、結婚してから11年以上経った時点で初婚相手と離婚していた。一方、結婚してから3年以内での離婚も、全体の27.6%を占めている。

図表 4-3 離婚経験者の離婚タイミング(%)



離婚のタイミング	妻の学歴			妻の学歴			妻の学歴		
	学歴計	中学校・高校	短大・大学等	学歴計	中学校・高校	短大・大学等	学歴計	中学校・高校	短大・大学等
初婚継続率	82.0 (N=1982)	78.3 (N=887)	88.1 (N=998)	75.2 (N=1999)	67.5 (N=902)	83.8 (N=1029)	76.5 (N=2019)	71.7 (N=805)	85.5 (N=1074)
離婚のタイミング									
初婚から1年	4.5	6.0	3.1	4.0	5.5	2.2	6.4	7.6	4.6
初婚から2年	10.4	10.7	10.7	16.5	16.3	17.0	9.1	9.8	8.5
初婚から3年	10.9	10.3	10.7	9.2	8.8	8.8	12.1	14.2	9.9
初婚から4年	5.4	5.3	5.6	7.5	8.6	6.1	9.5	9.8	9.3
初婚から5年	8.8	9.7	8.5	9.0	10.1	7.6	7.3	7.5	6.3
初婚から6年	6.9	3.5	9.9	8.8	8.6	9.0	4.5	3.2	5.8
初婚から7年	7.3	7.4	6.8	7.4	8.1	6.6	7.3	7.4	6.8
初婚から8年	5.6	3.8	8.2	5.8	6.0	5.5	5.9	6.3	5.6
初婚から9年	5.0	6.8	2.4	4.4	4.3	4.3	4.7	3.3	6.5
初婚から10年	6.8	7.1	7.0	2.9	2.7	3.2	3.9	4.2	3.4
初婚から11年以上	28.5	29.4	27.2	24.6	21.1	29.8	29.3	26.7	33.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲) 初婚から3年以内	25.8	27.0	24.5	29.7	30.6	28.0	27.6	31.5	23.0
N	473	262	195	501	282	216	514	276	231

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。
 (2) 父子世帯とふたり親世帯の父親回答票を除いた集計値である。「学歴計」には、妻学歴不詳の標本が含まれている。

(4) ひとり親が結婚しない理由

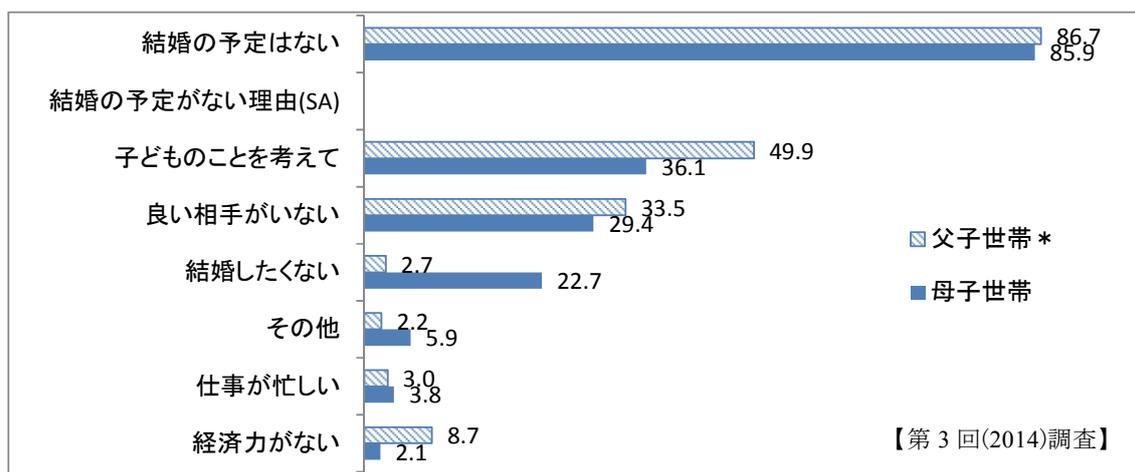
ひとり親の9割弱（母子世帯 85.9%、父子世帯 86.7%）は、「結婚（再婚を含む）の予定はない」と回答している。そのうち、「末子が6歳未満」の母子世帯において、約8割（80.4%）の者が「結婚の予定はない」と回答している⁴。

「結婚の予定がない最大の理由」（単一回答）をたずねると、「子どものことを考えて」を理由として挙げるひとり親がもっとも多い（母子世帯 36.1%、父子世帯 49.9%）。その次に多く挙げられる理由は、「良い相手がいない」（母子世帯 29.4%、父子世帯 33.5%）である。

また、母子世帯の母親の22.7%は、「結婚したくない」ことを結婚の予定がない理由としている。一方、この理由を挙げる父子世帯の父親はほとんどいない（2.7%）。

「経済力がない」を結婚の予定がない理由とするひとり親は、割合としてそれほど多くなかった（母子世帯 2.1%、父子世帯 8.7%）。

図表 4-4 ひとり親が結婚の予定がない最大の理由(単一回答、%)



	第2回(2012)				第3回(2014)			
	全体	母子世帯		父子世帯*	全体	母子世帯		父子世帯*
		末子6歳未満	末子6歳以上			末子6歳未満	末子6歳以上	
結婚の予定はない	86.3 (N=584)	86.6 (N=99)	86.2 (N=445)	92.5 (N=59)	85.9 (N=622)	80.4 (N=94)	86.3 (N=471)	86.7 (N=43)
結婚の予定がない理由(SA)								
良い相手がいない	32.5	39.6	30.2	26.5	29.4	33.2	30.0	33.5
仕事が忙しい	4.5	6.3	4.3	13.3	3.8	6.5	3.4	3.0
経済力がない	1.5	0.0	2.0	12.3	2.1	2.3	2.1	8.7
子どものことを考えて	37.4	41.5	36.5	33.7	36.1	36.4	35.0	49.9
結婚したくない	18.2	9.2	20.9	7.5	22.7	16.6	23.6	2.7
その他	5.9	3.5	6.1	6.7	5.9	5.1	5.9	2.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	496	85	379	52	519	74	396	36

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 第1回(2011)調査の選択肢は、他の調査年とやや異なるため、その結果が示されていない。

⁴ 「末子6歳未満」と「末子6歳以上」の母子世帯グループの母親の平均年齢は、それぞれ33.0歳と41.5歳となっている。

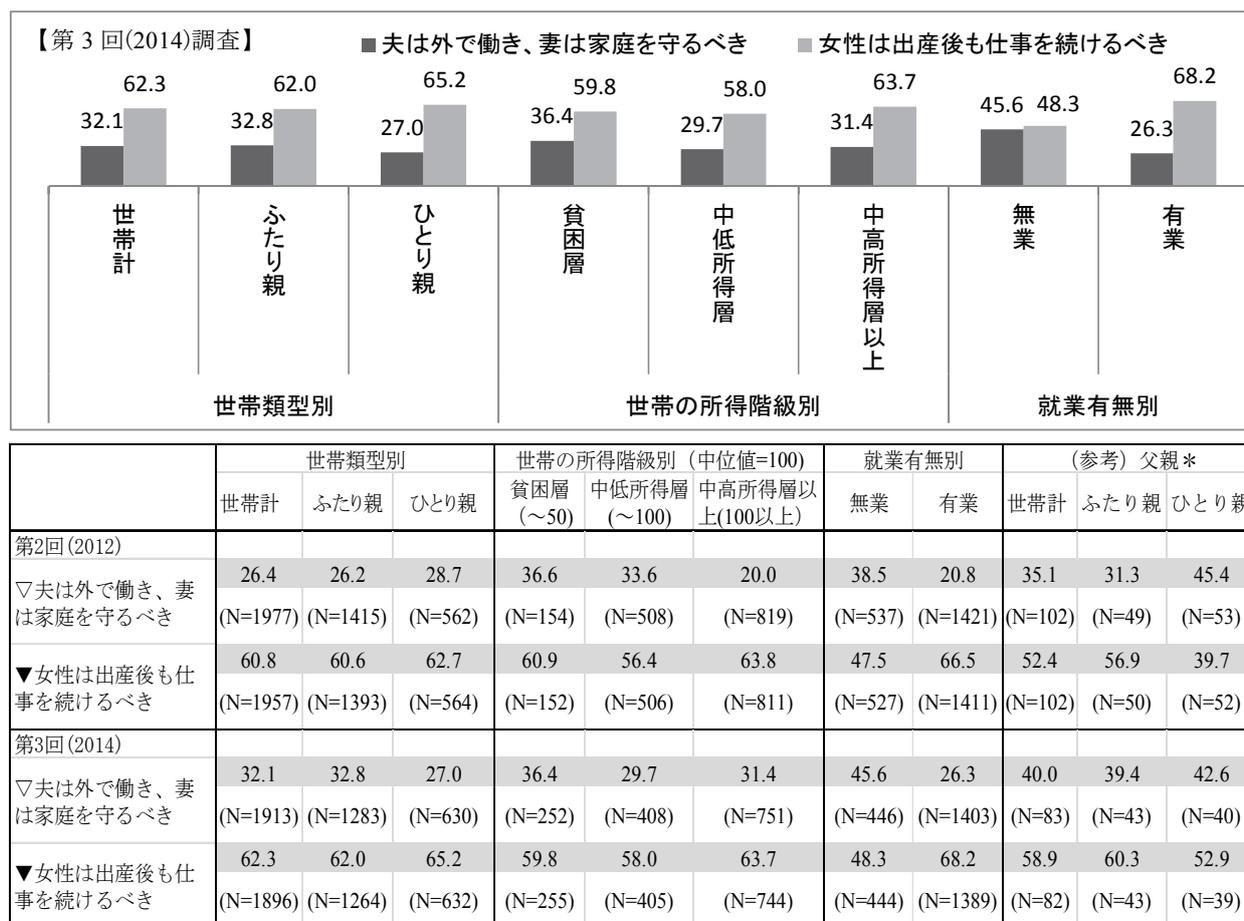
(5) 役割分業意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という男女役割分業の考えに「賛成」または「まあ賛成」の意見を持つ母親は、全体の 32.1%を占めている。賛成意見を持つ母親の割合は、第2回(2012)調査時より 5.7 ポイント上昇している。世帯所得階級別でみると、「貧困層」の母親は男女役割分業に対して、賛成的意見を持つ者の割合が比較的高い。

「女性は出産後も仕事を続けるべき」という考えに「賛成」または「まあ賛成」の意見を持つ母親は、全体の 62.3%を占めている（割合が前回調査より 1.5 ポイント上昇）。世帯所得階級別でみると、「中高所得層以上」の母親は、女性の産後就業に対して支持する割合が比較的高い。

母親の就業有無別でみると、無業母親のグループでは2つの対立する考え方の賛成割合がほぼ拮抗している。一方、有業母親のグループにおいては、女性の産後就業の考えに賛成する者が圧倒的に多い（68.2% vs. 26.3%）。

図表 4-5 性別役割分業、女性の産後就業に賛成する母親の割合(%)



注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 父親の集計値は、ふたり親世帯（父親回答）と父子世帯に関する数値である。

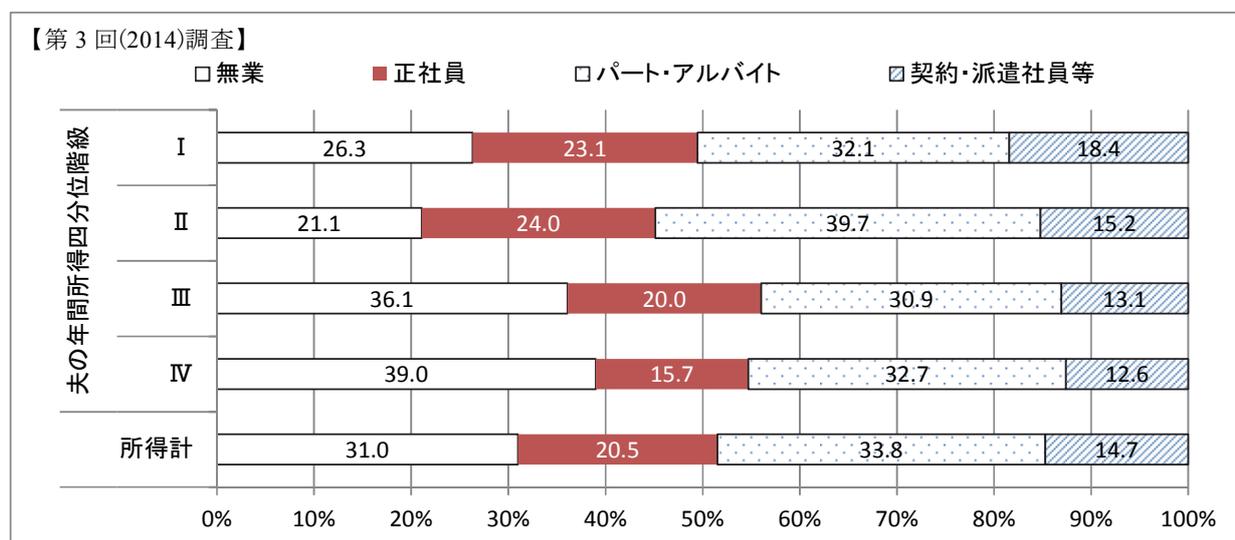
(3) 等価税込所得の中位値は、306.4万円(2012年)と304.2万円(2014年)である。厚生労働省「国民生活基礎調査（各年）」の児童のいる世帯の中位税込所得 Y と平均世帯人員数 N を用いて（ $= Y/\sqrt{N}$ ）、筆者が算出した。そのうち、2014年の貧困線は、入手可能な最新年(2013年)の公表値を用いて計算したものである。

(6) 夫の所得階級と妻の就業状態

高収入男性の妻ほど無業率が高いという経験則は、ダグラス・有沢法則として知られている。複数の統計によれば、少なくともバブル経済が崩壊する1990年代前半までは、ダグラス・有沢法則は明確に成り立っていた。しかし、1990年代後半以降、高収入男性と高収入女性の同類婚が増えたことで、ダグラス・有沢法則は、日本では明確には成り立たなくなったとの見方が近年増えている。

本調査では、妻の無業率は、夫の所得が第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲと第Ⅳ四分位層においては、それぞれ26.3%、21.1%、36.1%と39.0%となっている。夫の所得階級は妻の無業率とは直線的な相関関係ではないものの、おおむね高収入男性の妻の就業率は低くなっている。ダグラス・有沢法則は、まだある程度有効といえる。

図表 4-6 夫の税込所得四分位階級別妻の就業状態(%)



夫の年間所得四分位階級	第2回(2012)					第3回(2014)				
	I (~349)	II (350~499)	III (500~647)	IV (648~)	所得計	I (~349)	II (350~499)	III (500~649)	IV (650~)	所得計
妻の就業状態										
無業	32.4	29.3	31.1	38.2	32.8	26.3	21.1	36.1	39.0	31.0
正社員	22.3	26.5	24.2	20.0	23.2	23.1	24.0	20.0	15.7	20.5
パート・アルバイト	30.9	29.5	35.5	29.2	31.4	32.1	39.7	30.9	32.7	33.8
契約・派遣社員等	14.4	14.8	9.2	12.5	12.6	18.4	15.2	13.1	12.6	14.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲)有業率	67.6	70.8	68.9	61.8	67.2	73.7	78.9	63.9	61.0	69.0
N	264	254	292	270	1,080	243	236	245	263	987

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の母親による回答結果である。

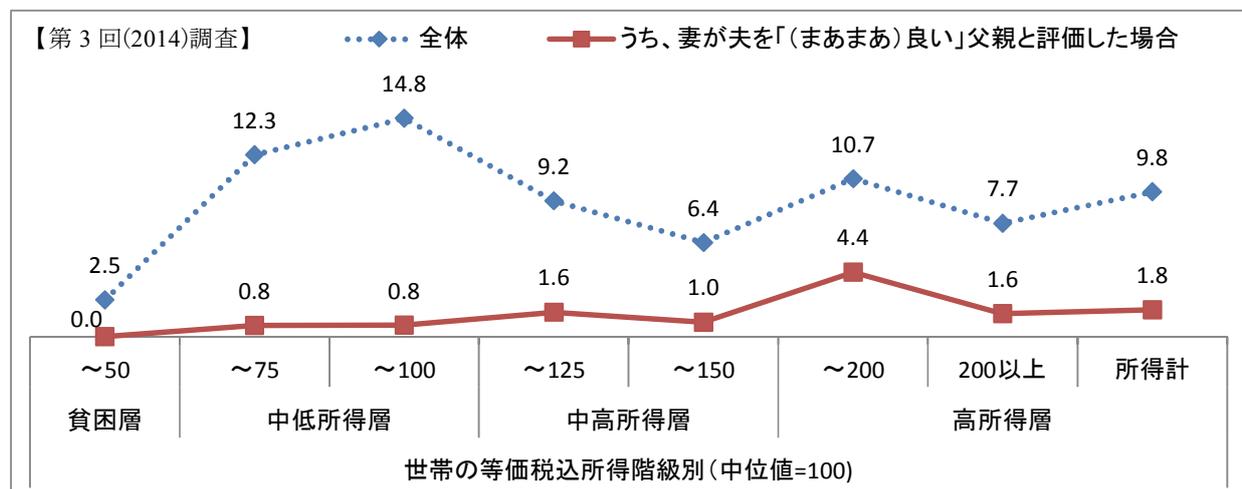
(3) 括弧の中の数値は、各所得四分位階級の範囲（単位：万円）である。

(7) 夫婦関係

「低所得は、夫婦関係を悪化させる」と思っている人が少なくない。しかし、調査結果によれば、世帯の所得階級と夫婦関係との結びつきは思ったほど強くない。夫婦関係が「あまり良くない」または「悪い」と評価した妻の割合は、貧困層 2.5%、中低所得層 12.3-14.8%、中高所得層 6.4-9.2%、高所得層 7.7-10.7%となっており、所得階級が低い世帯ほど夫婦関係が悪いといった直線的な関係は必ずしも成り立っていない。

逆に、世帯の所得階級が低くても、妻が夫を「良い」または「まあまあ良い」父親と認めた場合、殆どの世帯では夫婦関係は良好のようである。夫が「(まあまあ) 良い父親」と評価した貧困層と中低所得層の妻のうち、夫婦関係が「あまり良くない/悪い」と回答した者は、いずれも 1%未満である。

図表 4-7 夫婦関係が「あまり良くない/悪い」と評価した妻の割合(%)



	第2回(2012)							第3回(2014)						(再掲) 「(まあまあ) 良い」父親と、妻が夫を評価した場合								
	N	良い	まあまあ良い	普通	あまり良くない	悪い	合計	N	良い	まあまあ良い	普通	あまり良くない	悪い	合計	N	良い	まあまあ良い	普通	あまり良くない	悪い	合計	
世帯の等価税込所得階級別 (中位値=100)	~50*	33	19.3	10.3	45.2	12.8	12.3	100.0	37	34.3	10.6	52.7	2.5	0.0	100.0	30	58.5	18.3	23.2	0.0	0.0	100.0
	~75	147	36.6	9.1	40.1	8.6	5.6	100.0	96	27.9	12.1	47.7	9.2	3.1	100.0	124	60.7	14.3	24.3	0.8	0.0	100.0
	~100	186	35.1	19.2	34.1	7.1	4.6	100.0	160	33.6	12.9	38.8	11.6	3.1	100.0	162	63.1	22.9	13.3	0.8	0.0	100.0
	~125	232	34.3	21.3	36.3	6.6	1.6	100.0	190	34.1	22.9	33.8	8.9	0.3	100.0	255	51.9	29.2	17.3	1.2	0.4	100.0
	~150	150	37.4	17.4	35.2	9.5	0.6	100.0	146	41.0	24.6	28.1	5.0	1.4	100.0	195	57.4	25.7	15.9	1.0	0.0	100.0
	~200	205	37.9	17.6	35.3	4.8	4.4	100.0	167	29.2	23.4	36.7	10.2	0.5	100.0	220	51.4	26.6	17.7	4.4	0.0	100.0
	200以上	158	43.5	14.5	32.8	7.3	1.9	100.0	146	45.4	15.2	31.7	6.8	0.9	100.0	197	62.9	16.5	19.1	1.6	0.0	100.0
	所得計	1,111	36.7	16.7	35.9	7.3	3.4	100.0	942	35.3	18.9	36.1	8.5	1.3	100.0	1,183	57.1	23.3	17.8	1.7	0.1	100.0

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。
 (2) ふたり親世帯の母親による回答結果である。
 (3) 標本サイズを確保するために、再掲は第2回と第3回調査をプールした集計値である。
 (4) 等価税込所得の中位値は、図表 4-5 と同じ。

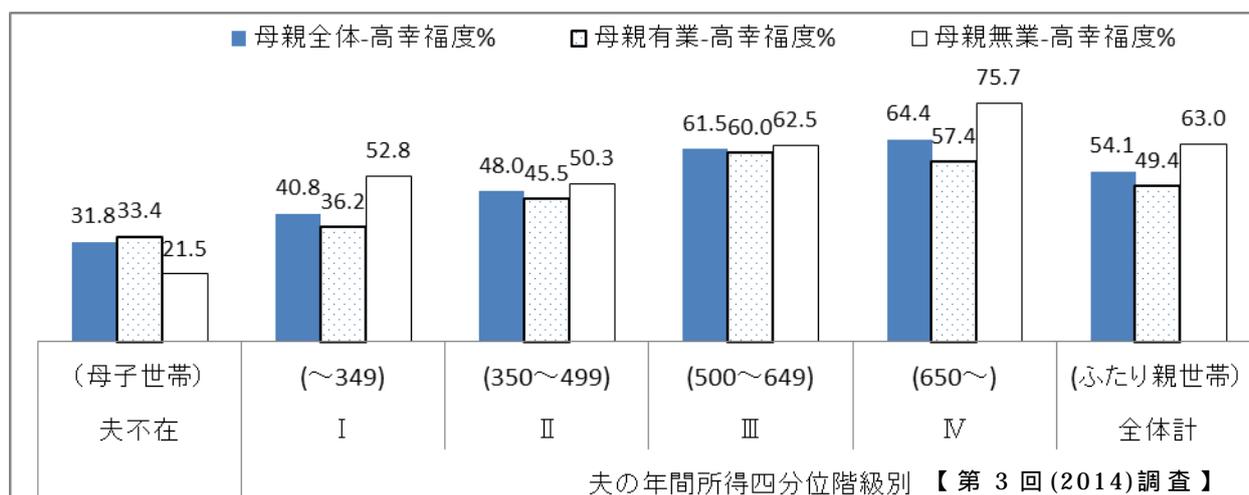
(8) 幸福度

「この1年を振り返って、あなたは幸せでしたか」という質問に対して、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点として母親にその評価点をたずねた。

ふたり親世帯について、54.1%の母親が、8点以上の「高幸福度」状態にいると自己評価している。「高幸福度」層の母親の割合は、夫の所得階級の上昇とともに増える傾向にある。同割合は、夫の所得が第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳ四分位層においては、それぞれ40.8%、48.0%、61.5%、64.4%となっており、夫の収入と妻の幸福度の間に正の相関関係がみられる。

興味深いことに、有配偶女性の場合、夫がいずれの所得階級であっても、無業者は有業者と比べて「高幸福度」層の割合が高い(第2回調査にはなかった傾向)。それに対して、無配偶女性(母子世帯)の場合、有業者は無業者より「高幸福度」層の割合が高い。

図表 4-8 「高幸福度」母親の割合(%)



夫の年間所得四分位階級	第2回(2012)						第3回(2014)					
	夫不在 (母子世帯)	(~349)	(350~499)	(500~647)	(648~)	全体計 (ふたり親世帯)	夫不在 (母子世帯)	(~349)	(350~499)	(500~649)	(650~)	全体計 (ふたり親世帯)
母親の幸福度												
(母親全体)												
低幸福度(0-2点)%	9.9	6.5	2.5	2.6	2.0	3.4	10.2	3.0	4.4	1.5	1.4	2.5
中幸福度(3-7点)%	60.6	52.3	48.5	42.0	38.3	45.1	58.1	56.2	47.7	37.1	34.2	43.4
高幸福度(8-10点)%	29.4	41.2	49.0	55.5	59.7	51.6	31.8	40.8	48.0	61.5	64.4	54.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	580	256	252	292	271	1,071	660	245	237	249	260	991
(母親有業)												
低幸福度(0-2点)%	8.2	5.3	1.0	2.4	1.4	2.5	8.5	4.1	4.3	0.9	2.4	3.0
中幸福度(3-7点)%	61.9	51.6	48.8	45.1	39.7	46.3	58.1	59.7	50.1	39.1	40.3	47.6
高幸福度(8-10点)%	29.9	43.1	50.2	52.5	59.0	51.2	33.4	36.2	45.5	60.0	57.4	49.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	493	175	174	197	168	714	569	179	180	153	159	671
(母親無業)												
低幸福度(0-2点)%	21.5	9.2	6.2	2.8	3.2	5.2	22.5	0.0	5.2	2.7	0.0	1.6
中幸福度(3-7点)%	52.4	54.1	48.5	35.8	36.1	43.0	55.9	47.2	44.5	34.8	24.3	35.3
高幸福度(8-10点)%	26.1	36.7	45.3	61.3	60.7	51.9	21.5	52.8	50.3	62.5	75.7	63.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	81	79	77	93	100	349	74	62	51	85	98	296

注：(1)図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2)母親による回答結果である。

(3)括弧の中の数値は、各所得四分位階級の範囲(単位：万円)である。

5 家事・育児

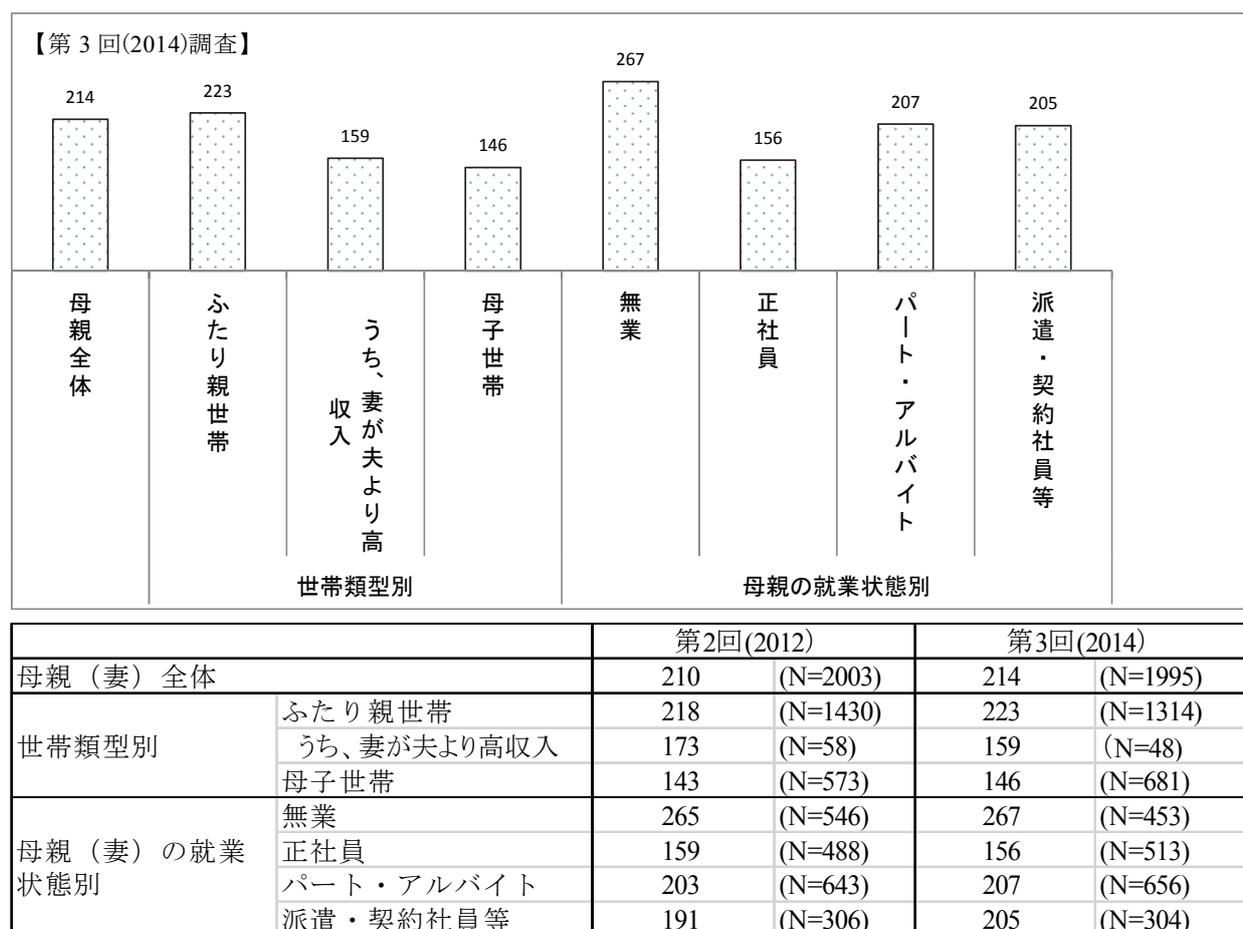
(1) 母親の家事時間

母親が平日1日当たり炊事、洗濯と掃除をこなす平均家事時間数は、214分（3.6時間）となっており、第2回(2012)調査時と比べてわずかに増えている（4分増）。

世帯類型別でみると、ふたり親世帯の母親の平均家事時間数は223分（3.7時間）となっており、母子世帯の母親（146分）より77分長い。ふたり親世帯において、妻が夫より高収入の場合、母親（妻）の家事時間数が159分（2.7時間）となっており、全体平均より1.0時間も短い。

母親の就業状態別でみると、家事時間がもっとも長いのは「無業（専業主婦）」（267分）、次いで「パート」（207分）、「派遣・契約社員等」（205分）と続き、「正社員」の家事時間（156分）がもっとも短い。「派遣・契約社員等」の母親の家事時間が第2回(2012)調査時よりやや増えている（14分増）が、その他の就業形態の母親の家事時間においては大きな変化がみられなかった。

図表 5-1 母親の平均的な1日の家事時間(単位:分)



注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の集計値は、父親回答票を除いた結果である。

(2) 父親の家事時間

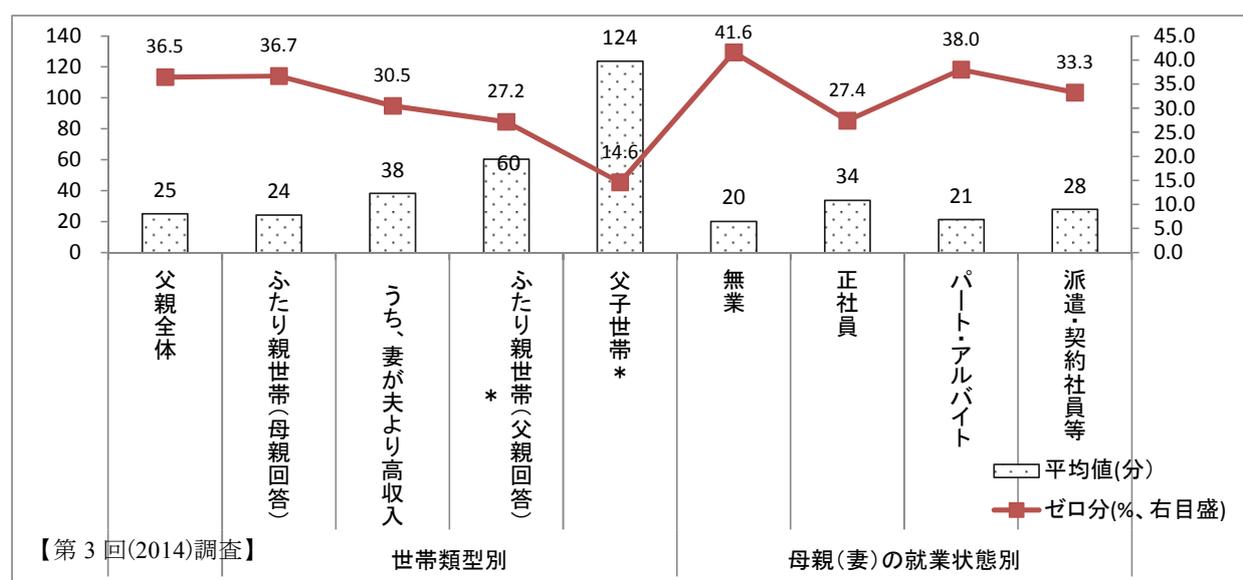
父親が1日当たり炊事、洗濯と掃除をこなす平均家事時間数は、25分となっており、第2回(2012)調査時より3分増えている。

世帯類型別でみると、父子世帯の父親の家事時間数は、124分となっており、ふたり親世帯の父親(24分)の約5倍に当たる。ふたり親世帯において、妻が夫より高収入の場合、父親(夫)の家事時間数が38分となっており、全体平均より13分間長い。

母親(妻)の就業状態別でみると、父親の家事時間数をもっとも長いのは、妻が「正社員」の家庭(34分)で、次いで妻が「派遣・契約社員等」の家庭(28分)、妻が「パート・アルバイト」の家庭(21分)や妻が「無業」の家庭(20分)では父親の家事時間をもっとも短い。

父親の3人に1人(36.5%)は全く家事を行っていない(家事時間がゼロ分)。その割合は、妻が「無業」の世帯でもっとも多く(41.6%)、妻が正社員の世帯でもっとも少ない(27.4%)。

図表 5-2 父親の1日当たり平均家事時間(分)と家事ゼロの割合(%)



	第2回(2012)			第3回(2014)			
	N	平均値(分)	ゼロ分(%)	N	平均値(分)	ゼロ分(%)	
父親(夫)全体	1,423	22	40.6	1,333	25	36.5	
世帯類型別	ふたり親世帯(母親回答)	1,386	21	41.0	1,283	24	36.7
	うち、妻が夫より高収入	56	36	26.2	50	38	30.5
	ふたり親世帯(父親回答)*	39	86	0.0	44	60	27.2
	父子世帯*	37	112	0.0	50	124	14.6
母親(妻)の就業状態別	無業	457	14	49.9	375	20	41.6
	正社員	297	33	26.0	248	34	27.4
	パート・アルバイト	435	20	38.9	423	21	38.0
	派遣・契約社員等	184	23	45.1	187	28	33.3

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 父親全体の集計値は、ふたり親世帯の父親回答票を除いた結果である。

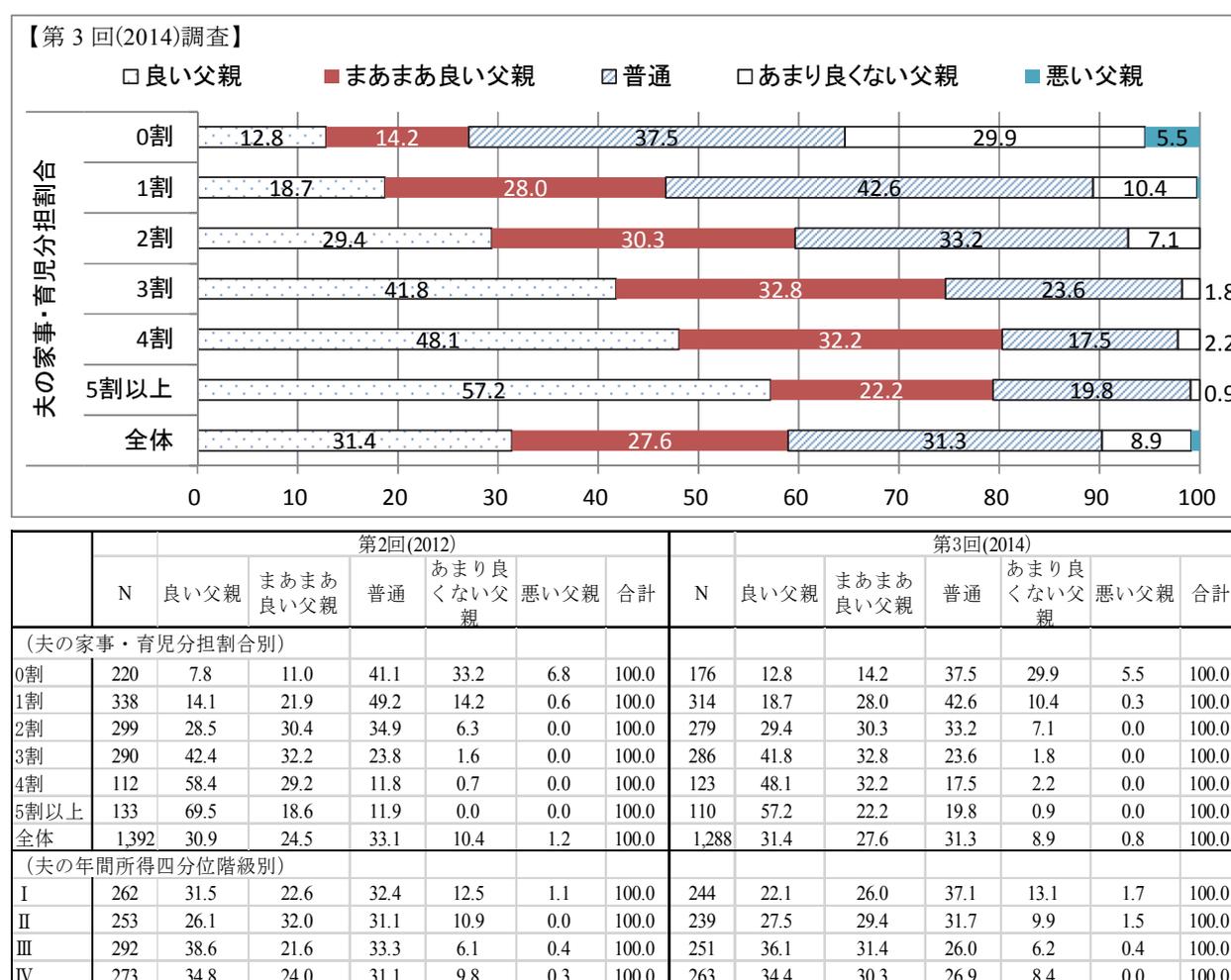
(3) ふたり親世帯の父親の家事時間数(母親回答)である。1日当たり平均家事時間数は、父親が週休2日として、平日と休日の総家事時間数を7日で割ったものである。

(3) 父親の家事・育児分担割合と良い父親としての評価

夫婦が行っている家事・育児の総量を10として、母親（妻）に父親（夫）の分担割合についてたずねると同時に、母親からみた父親の評価も聞いてみた。その結果、父親の家事・育児分担割合が父親としての評価における重要な加点要素であることが分かる。家事・育児の半分以上を分担している父親に対して、母親の評価が「良い父親」（57.2%）または「まあまあ良い父親」（22.2%）となるのは全体の8割弱に上る。一方、家事・育児を全く分担していない父親に対して、母親の評価が「良い父親」（12.8%）または「まあまあよい父親」（14.2%）となるのは27.0%に過ぎない。

一方、「良い父親」または「まあまあ良い父親」の評価をもらっている父親の割合は、父親の所得階級が第1四分位層で48.1%、第2四分位層で56.9%、第3四分位層で67.5%、第4四分位層で64.7%となっている。良い父親としての評価は、父親の稼ぐ力よりも家事・育児への分担が重要な加点要素である。

図表 5-3 父親の家事・育児分担割合と父親としての評価(%)



注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) ふたり親世帯の母親による回答結果である。

(3) 夫の所得四分位階級の臨界値は、図表 4-6 と同じ。

(4) 親子間の交流と養育費の受取率

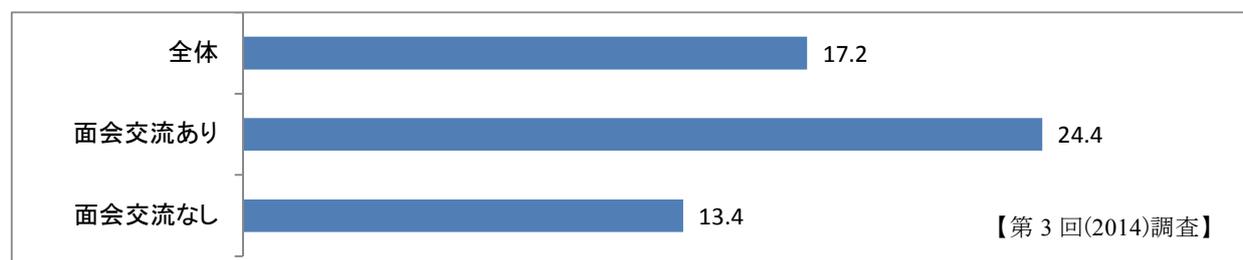
母子世帯の約 8 割は離婚によるものである。しかし、離婚母子世帯のうち、(子どもの)父親から養育費を受取っているのは全体の 2 割未満である(厚生労働省「全国母子世帯等調査 2011」)。離婚後の親子間交流が途絶えたことが、養育費不払いの一因とされている。

本調査では、過去の 1 年間、父親と子どもとの面会や会話が「ほとんどない」または「まったくない」、いわゆる「面会交流なし」と回答した母親は、離婚母子世帯全体の 65.8%を占めている。第 2 回(2012)調査と比べて、「面会交流なし」の割合が減少しておらず、むしろ増えている(3.3 ポイント増)。

離婚母子世帯のうち、離婚した父親から養育費を受取っているのが 17.2%となっており、第 2 回(2012)調査と比べて 3.2 ポイント増加している⁵。協議離婚の夫婦においても、養育費について協議する義務が発生する改正民法の施行(2012 年 4 月~)や、養育費相談の強化等による影響かどうかを見極める必要がある。

また、離婚した父親が子どもとの間に交流を続けている場合、養育費の受取率が高くなっている。離婚した父親が子どもとの間に「面会交流あり」の場合、養育費の受取率が 24.4%で、「面会交流なし」の場合(13.4%)より 11.0 ポイント高い。

図表 5-4 父親と子どもとの面会交流の有無別養育費の受取率(%)



	第2回(2012)			第3回(2014)		
	面会交流なし	面会交流あり	全体	面会交流なし	面会交流あり	全体
構成比 (養育費の受取状況)	62.5	37.5	100.0	65.8	34.3	100.0
受取っている	11.5	18.2	14.0	13.4	24.4	17.2
受取っていない	88.5	81.8	86.0	86.6	75.6	82.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	287	168	455	305	154	459

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 離婚が原因で母子世帯になった世帯を対象とした集計結果である。

(3) 「面会交流あり」：父親が子どもと「年に数回」またはそれ以上の交流を持っている。

「面会交流なし」：父親と子どもとの交流が「ほとんどない」または「全くない」。

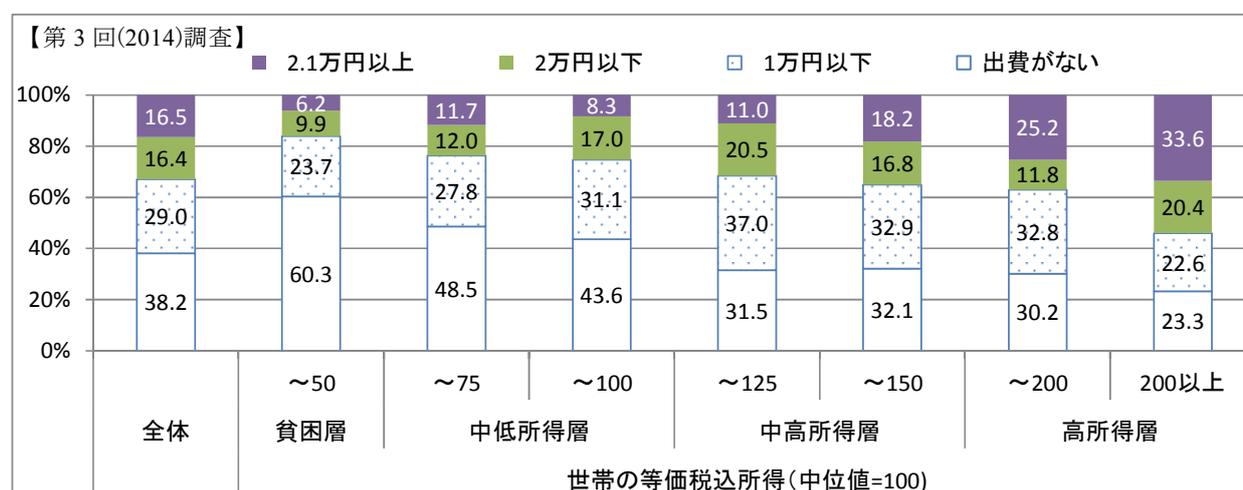
⁵厚生労働省「母子世帯等全国調査 2011」では、離婚母子世帯の養育費受取率は 19.7%となっており、本調査の受取率よりやや高い。

(5) 子どもの習い事・塾代

18歳以下の子どもがいる家庭にとって、習い事や塾代は主な教育支出の1つである。子どもの年齢階級別第1子にかかる習い事・塾代の月額分布をみると、小学生（6-11歳）のいる家庭は、「出費がない」と回答した世帯の割合（17.1%）がもっとも低い。中学校・高校生（12-18歳）のいる家庭は、平均支出額がもっとも高く、約4分の1（25.7%）の世帯は月額2.1万円以上を支出している。

また、所得の多い世帯ほど、子どもの習い事・塾代は高くなる傾向にある。「出費がない」と回答した世帯の割合は、「貧困層」60.3%、「中低所得層」43.6-48.5%、「中高所得層」31.5-32.1%、「高所得層」23.3-30.2%となっている。習い事・塾代の平均支出額は、最高所得階級と最低所得階級の間で約4倍の開きがある。

図表 5-5 世帯所得階級別第1子にかかる習い事・塾代の月額(%)



	世帯類型別			第1子の年齢別			世帯の等価税込所得階級別 (中位値=100)						
	世帯計	ふたり親	ひとり親	0-5歳	6-11歳	12-18歳	~50	~75	~100	~125	~150	~200	200以上
第2回(2012)													
出費がない(%)	45.2	44.0	54.3	74.5	29.2	41.3	59.8	57.7	51.0	43.0	39.8	40.8	22.9
1万円以下(%)	24.6	24.9	22.4	18.7	37.9	17.8	20.4	26.2	28.3	30.1	25.7	20.5	19.3
2万円以下(%)	15.9	16.4	12.1	5.5	22.0	17.0	13.3	9.9	14.2	16.2	20.1	18.7	20.2
2.1万円以上(%)	14.3	14.7	11.2	1.3	10.9	23.9	6.5	6.2	6.5	10.7	14.3	20.0	37.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平均月額 (千円)	11.7	12.1	9.1	3.5	13.0	15.3	7.4	6.6	8.1	10.4	12.2	13.5	25.3
N	1,679	1,171	508	367	543	769	130	218	209	246	146	183	142
第3回(2014)													
出費がない(%)	38.2	36.8	47.7	62.5	17.1	41.0	60.3	48.5	43.6	31.5	32.1	30.2	23.3
1万円以下(%)	29.0	29.6	24.5	27.0	43.2	18.9	23.7	27.8	31.1	37.0	32.9	32.8	22.6
2万円以下(%)	16.4	16.5	15.1	7.2	25.4	14.4	9.9	12.0	17.0	20.5	16.8	11.8	20.4
2.1万円以上(%)	16.5	17.0	12.7	3.4	14.3	25.7	6.2	11.7	8.3	11.0	18.2	25.2	33.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平均月額 (千円)	11.6	11.7	10.6	4.5	12.4	15.0	5.7	8.6	8.4	9.9	12.7	14.8	20.4
N	1,653	1,088	565	340	559	754	205	172	193	202	150	162	142

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 第1子が18歳以下の世帯に関する集計結果である。

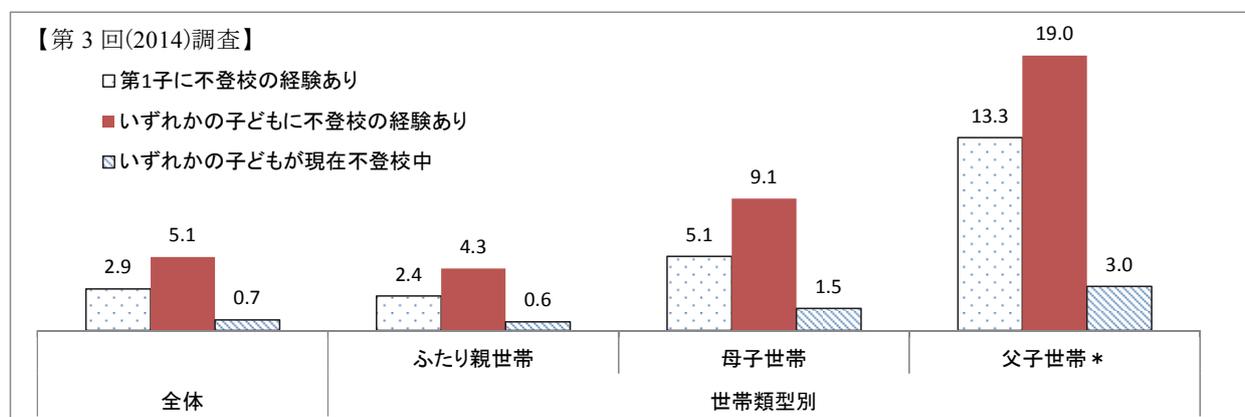
(3) 等価税込所得の中位値は、図表 4-5 と同じ。

(6) 子どもの不登校経験

小学校以上の子どもを持つ世帯のうち、いずれかの子どもが不登校の経験を持っている世帯の割合は、ふたり親世帯 4.3%、母子世帯 9.1%、父子世帯 19.0%となっている。また、いずれかの子どもが現在不登校中の世帯の割合は、ふたり親 0.6%、母子世帯 1.5%、父子世帯 3.0%である。ひとり親世帯が抱える子どもの不登校問題は深刻である。

所得階級別でみると、「貧困層」の世帯が抱える子どもの不登校問題はとりわけ深刻である。現に子どもの不登校問題を抱えている割合が、「貧困層」(2.9%)は世帯平均(0.7%)の約4倍である。一方、「貧困層」以外の所得層の間に、子どもの不登校問題を抱えている割合がそれほど差がない。

図表5-6 子どもに不登校の経験を持つ世帯の割合(%)



	世帯類型別				世帯の等価税込所得階級別(中位値=100)							
	世帯計	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯*	貧困層 ~50	中低所得層 ~75	中高所得層 ~100	中高所得層 ~125	中高所得層 ~150	高所得層 ~200	高所得層 200以上	
第1回(2011)												
第1子に不登校の経験あり	3.3	2.7	8.4	0.4	6.1	4.6	3.7	1.2	2.5	0.1	0.4	
いずれかの子どもに不登校の経験あり	4.8	3.9	11.5	4.3	10.3	7.5	4.3	1.4	3.9	0.7	2.4	
いずれかの子どもが現在不登校中	1.0	0.8	2.9	0.0	3.8	0.8	0.8	0.0	0.7	0.0	0.2	
N	1,696	1,055	571	70	231	223	223	212	157	152	111	
第2回(2012)												
第1子に不登校の経験あり	3.1	2.7	5.9	3.9	3.4	4.1	2.1	2.1	2.3	3.9	2.4	
いずれかの子どもに不登校の経験あり	7.2	6.5	12.1	8.8	13.0	9.1	7.1	5.5	5.3	5.8	3.9	
いずれかの子どもが現在不登校中	1.4	1.2	2.4	3.9	3.0	3.7	0.1	1.3	1.2	0.5	0.9	
N	1,604	1,063	487	54	127	216	183	214	136	173	147	
第3回(2014)												
第1子に不登校の経験あり	2.9	2.4	5.1	13.3	5.8	2.4	2.8	0.8	3.7	3.2	2.6	
いずれかの子どもに不登校の経験あり	5.1	4.3	9.1	19.0	7.6	4.3	6.9	4.3	4.8	4.0	3.4	
いずれかの子どもが現在不登校中	0.7	0.6	1.5	3.0	2.9	1.0	0.2	0.1	0.9	0.0	0.0	
N	1,604	984	576	44	216	157	181	180	137	154	144	

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。
 (2) 第1子が6歳以上の世帯に関する集計結果である。
 (3) 等価税込所得の中位値は、図表 4-5 と同じ。

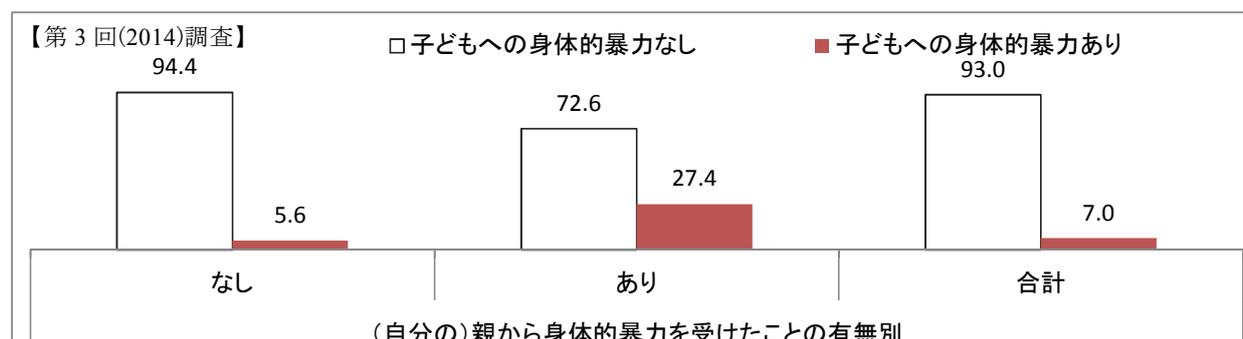
(7) 行き過ぎた体罰

児童相談所で対応した児童虐待相談件数が近年急増している。そのうち、身体的虐待は、虐待相談の4割弱を占めている（厚生労働省『福祉行政報告例（2010年度）』）。本調査においては、対象者の7.0%は、子どもに身体的暴力（質問票では「行き過ぎた体罰」）を与えたことがあると回答している。

児童虐待の被害者は、成人した後に児童虐待の加害者になりやすい、いわゆる「虐待の世代間連鎖」があるといわれている。実際、（自分の）親から身体的暴力を受けたことがある者のうち、約4人に1人（27.4%）が、子どもに身体的暴力を与えたことがある。これは、親から身体的暴力を受けたことがなかった者（5.6%）と比べて20ポイント以上も高い数値である。

ふたり親、三世帯同居者および短大・大学以上の高学歴者は、子どもに身体的暴力を振るう割合が比較的低い。しかし、親による身体的暴力を受けた場合、ふたり親（28.5%）、三世帯同居者（17.1%）、および高学歴者（26.3%）も、高い割合で自分の子どもに身体的暴力を与えていた。

図表 5-7 過去に子どもへの身体的暴力の有無(%)



		第1回(2011)			第2回(2012)			第3回(2014)		
		親から身体的暴力の有無別			親から身体的暴力の有無別			親から身体的暴力の有無別		
		なし	あり	合計	なし	あり	合計	なし	あり	合計
子どもへの身体的暴力の有無	なし	94.9	68.6	93.4	94.0	75.0	92.8	94.4	72.6	93.0
	あり	5.1	31.4	6.6	6.0	25.0	7.2	5.6	27.4	7.0
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	N	2,080	138	2,218	2,028	166	2,194	2,043	150	2,193

(再掲)世帯類型・三世帯同居の有無・学歴別過去に子どもに身体的暴力を与えた比率(第3回(2014)調査)

	世帯類型別			三世帯同居の有無別			学歴別		
	ふたり親	ひとり親	世帯計	なし	あり	同別居計	中学校・高校	短大・大学等	学歴計
保護者全体	6.6	9.2	7.0	8.0	3.9	7.0	8.5	6.6	7.3
	(N=1416)	(N=777)	(N=2193)	(N=1568)	(N=562)	(N=2130)	(N=887)	(N=1147)	(N=2034)
うち、親から身体的暴力を受けた者	28.5	22.3	27.4	30.2	17.1	28.1	32.5	26.3	29.0
	(N=82)	(N=68)	(N=150)	(N=122)	(N=25)	(N=147)	(N=73)	(N=71)	(N=144)

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 「親から身体的暴力あり」とは、調査票で「親から暴力を振るわれたことがある」と回答した場合を指している。一方、「子どもへの身体的暴力あり」は、調査票で「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」と回答したケースを指している。

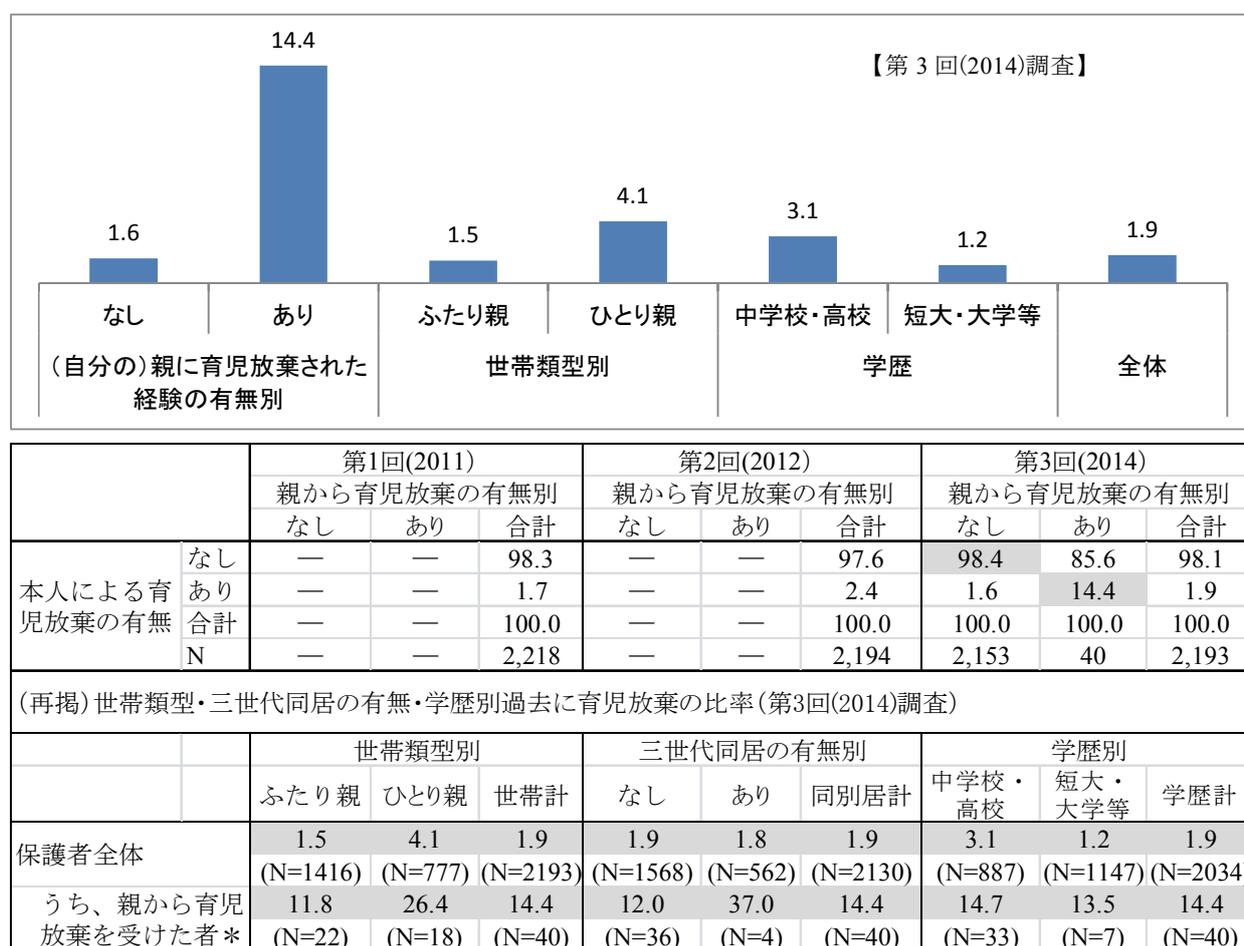
(8) 育児放棄

育児放棄は、児童虐待相談の約3割を占めている（厚生労働省『福祉行政報告例（2010年度）』における「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」）。本調査においては、対象者の1.9%は、過去に育児放棄を行ったことがあると回答している。

育児放棄にも世代間連鎖がみられる。（自分の）親に育児放棄された経験のある保護者のうち、7人に1人（14.4%）は、本人も育児放棄を行ったことがあると回答している。

ふたり親と短大・大学以上の高学歴者は、育児放棄を行う割合が比較的低い。しかし、親による育児放棄を受けていた場合、ふたり親（11.8%）と高学歴者（13.5%）も、高い割合で育児放棄を行っていた。

図表 5-8 過去に育児放棄を行っていたことが保護者の割合(%)



注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 「親から育児放棄あり」とは、調査票(第3回調査のみ)で「親に育児放棄されたことがある」と回答した場合を指している。一方、「本人による育児放棄あり」は、調査票で「育児放棄になった時期がある」と回答したケースを指している。

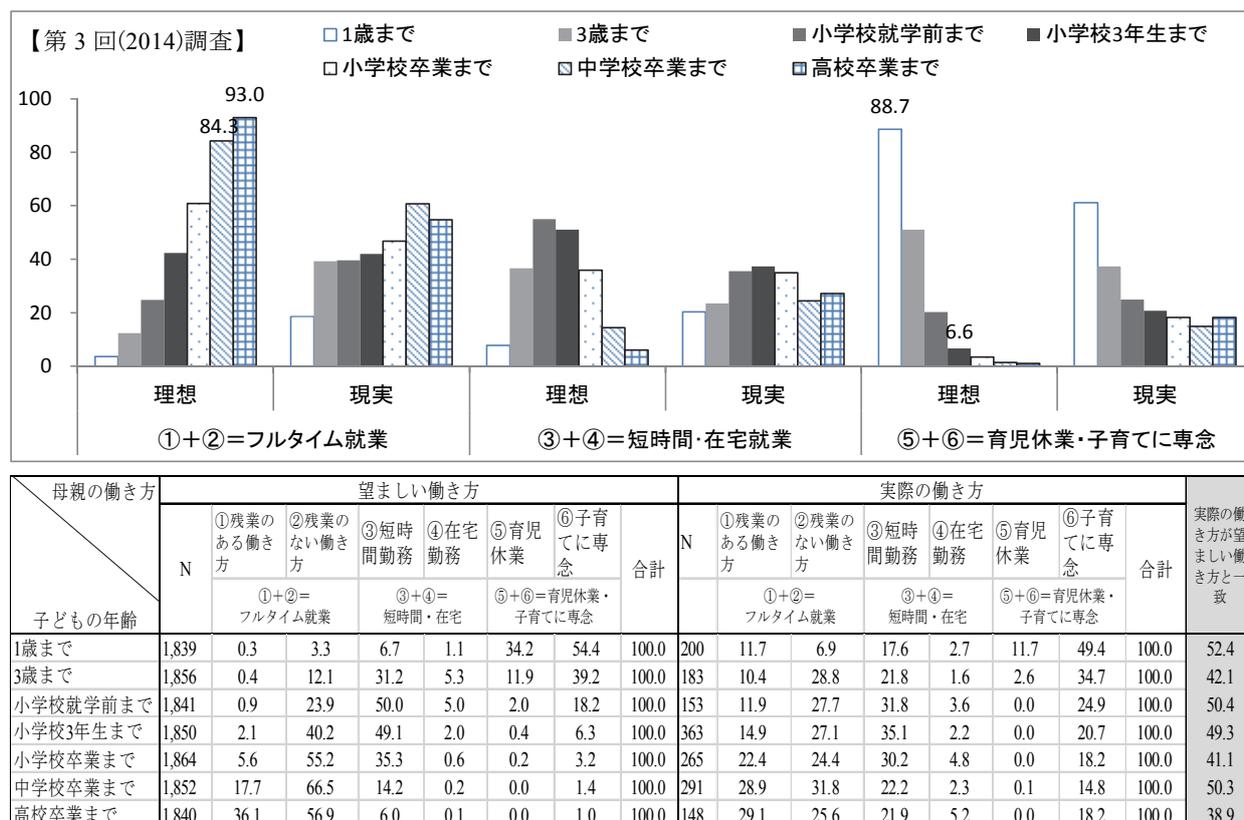
6 仕事

(1) 子どもの年齢段階に応じた母親の働き方

母親が理想とする働き方は、子どもの年齢に応じて段階的に変わっていくものである。「育児休業」または「子育てに専念」を理想とする母親の割合は、子どもの年齢の上昇とともに低下していく傾向にある。該当割合は、子どもの出生から1歳までの期間においては約9割に達しているが、子どもが就学してから小学生3年生までの期間は、6.6%までに急減する。一方、「フルタイム就業」を理想とする母親の割合は、子どもの年齢上昇とともに直線的に上がり、中学校卒業から高校卒業までの期間となると、9割強の母親は「フルタイム就業」を理想としている。

しかし、現実の働き方は、子どもの年齢に応じてそれほど変わるものではない。末子が小学校高学年、中学生、高校生になっても、「休業・子育て専念」の母親は2割程度であり減っておらず、「フルタイム就業」の母親もそれほど増えていない。実際の働き方が望ましい働き方と一致している割合は、高校生の母親がもっとも低い(38.9%)。

図表 6-1 子どもの年齢段階に応じた母親の働き方:理想と現実(%)



注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 母親の回答票（第3回(2014)調査のみ）に関する集計結果である。

(3) 実際の働き方は、末子の年齢階層ごとの「母親の現在の働き方」（本人回答）である。

(2) 第1子出産後の就業継続率

妊娠や出産を機に仕事をやめる母親が多い。2割の母親は、第1子の妊娠判明直前(t1)にはすでに無職状態にいる。t1期では有業であったが、出産後に無職となった「出産退職」の母親は、全体の43.1%を占めている。一方、妊娠・出産前後に「就業継続」した母親は、32.7%である(育休利用16.9%、育休なし15.8%)。

そのうち、t1期が有業だった母親の出産後就業継続率は、43.1%となる。出産時期でみると、就業継続者の割合は、出産時期が直近であるほど高くなる。2010-2014年に第1子を出産した有職母親の就業継続率がもっとも高い(51.8%)。

図表 6-2 第1子出生年別出産前後の母親の就業変化(%)

第3回(2014)調査	第1子の出生年						合計
	1985-89年	1990-94年	1995-99年	2000-04年	2005-09年	2010-14年	
(全体)							
就業継続(育休利用)	4.5	8.7	13.8	12.7	21.5	27.7	16.9
就業継続(育休なし)	6.6	18.2	18.8	14.3	15.0	14.4	15.8
出産退職	43.6	49.4	38.0	48.0	43.4	39.1	43.1
妊娠前から無職	36.5	19.7	25.3	20.6	15.6	15.4	20.0
その他・不詳	8.8	4.0	4.0	4.4	4.5	3.4	4.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲) t1期有職者の出産後継続就業率	20.3	35.2	46.3	35.9	45.7	51.8	43.1
N	32	162	505	520	421	261	1,902
(ふたり親世帯)							
就業継続(育休利用)	7.4		13.6	12.6	21.7	27.8	17.1
就業継続(育休なし)	15.9		19.1	13.9	13.8	14.6	15.4
出産退職	49.4		37.6	48.1	44.2	38.7	43.3
妊娠前から無職	22.5		25.9	20.9	16.0	15.6	20.1
その他・不詳	4.8		3.8	4.5	4.3	3.4	4.1
合計	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲) t1期有職者の出産後継続就業率	32.0		46.5	35.6	44.6	52.3	42.9
N	124		285	336	293	216	1,254
(ひとり親世帯)							
就業継続(育休利用)	12.1		14.9	13.0	19.4	24.7	15.6
就業継続(育休なし)	17.6		17.6	16.7	25.7	11.3	18.5
出産退職	42.0		39.8	47.9	36.1	46.5	42.1
妊娠前から無職	23.6		22.7	18.4	12.9	12.8	19.0
その他・不詳	4.7		5.0	4.0	6.0	4.8	4.9
合計	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(再掲) t1期有職者の出産後継続就業率	41.4		44.9	38.3	55.5	43.7	44.7
N	70		220	184	129	45	648

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 調査では、「妊娠判明直前」(t1)、「出産3ヵ月後」(t2)および「出産1年後」(t3)の母親の就業状況についてたずねている。各コースの定義は以下の通りである。

「就業継続」：t1-t3のいずれの時期においても、母親が有業(育児休業を含む)。

「出産退職」：t1期で母親が有業であるが、t2期またはt3期で母親が無業に転じる。

「妊娠前から無職」：t1期で母親が無業である。

一方、「育休利用」とは、出産3ヵ月前から出産1年後までの間に、母親が育児休業を利用した場合を指している。

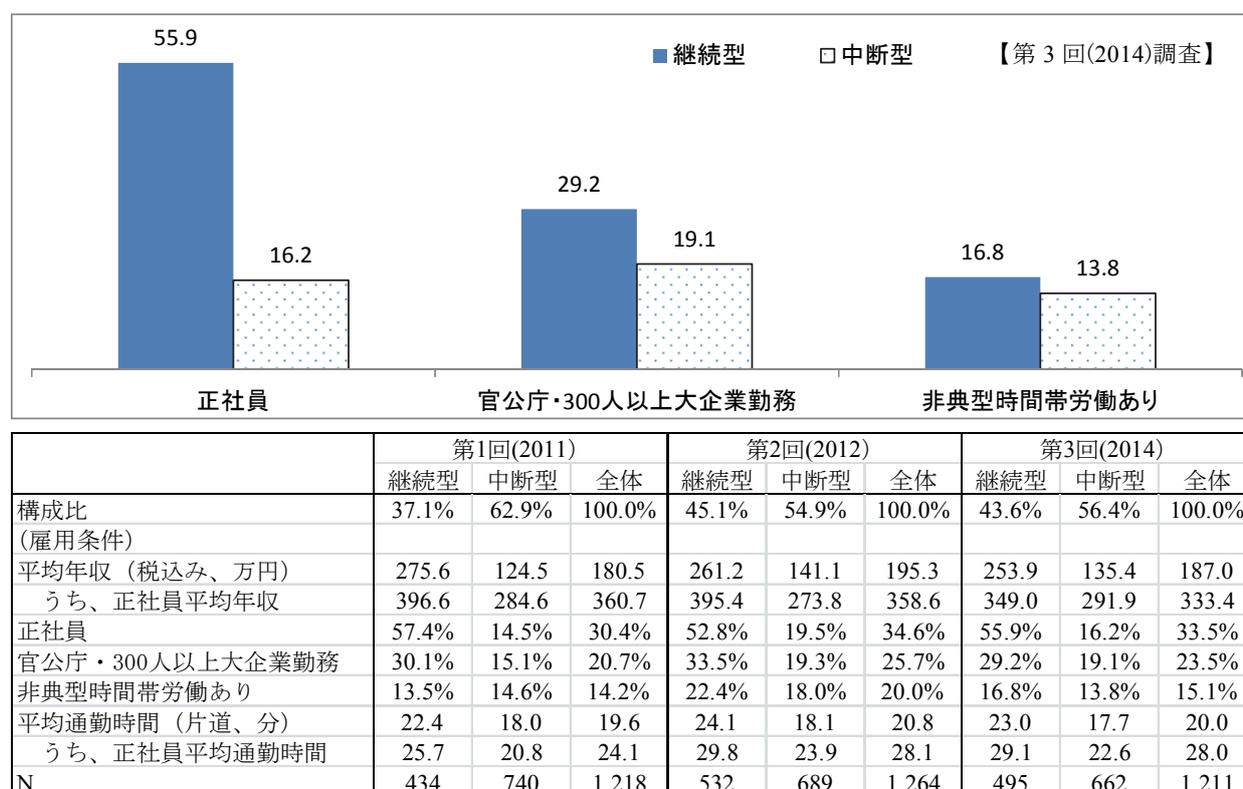
(3) 就業継続と雇用条件

現在就業中の母親におけるこれまでの職業キャリアコースを、①仕事をおおむね継続してきた、いわゆる「継続型」、②仕事を中断した期間があったものの現在仕事に復帰している、いわゆる「中断型」という2つのカテゴリーに分けてみると、「中断型」就業者が全体の56.4%を占めていることが分かった。

職業経験年数の違いに加え、「新規学卒一括採用」によって正社員をリクルートする雇用慣行の影響などにより、「中断型」就業者と「継続型」就業者との間に、著しい就業条件の格差が生じている。「中断型」就業者と比較して、「継続型」就業者は、正社員比率が高く（55.9% vs. 16.2%）、大企業に勤務する者が多く（29.2% vs. 19.1%）、また平均年収も高い（253.9万円 vs. 135.4万円）。

一方、「継続型」就業者の平均通勤時間（片道）は23分程度で、日中(8-18時)以外の非典型時間帯労働があると答えた者も全体の16.8%に過ぎない。このように、総じて「継続型」就業者は、比較的高収入、安定雇用、福利厚生の良い大企業勤務、家庭生活と両立しやすい労働時間といった「良い仕事」に従事している者の割合が高い。

図表 6-3 母親の職業キャリアコース別雇用条件(%)



注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 有業の母親に関する集計結果である。

(3) 継続型：学校卒業後、おおむね働き続けていると本人が回答しており、現在も就業中。

中断型：仕事を中断していたが、現在は再就職していると本人が回答している。

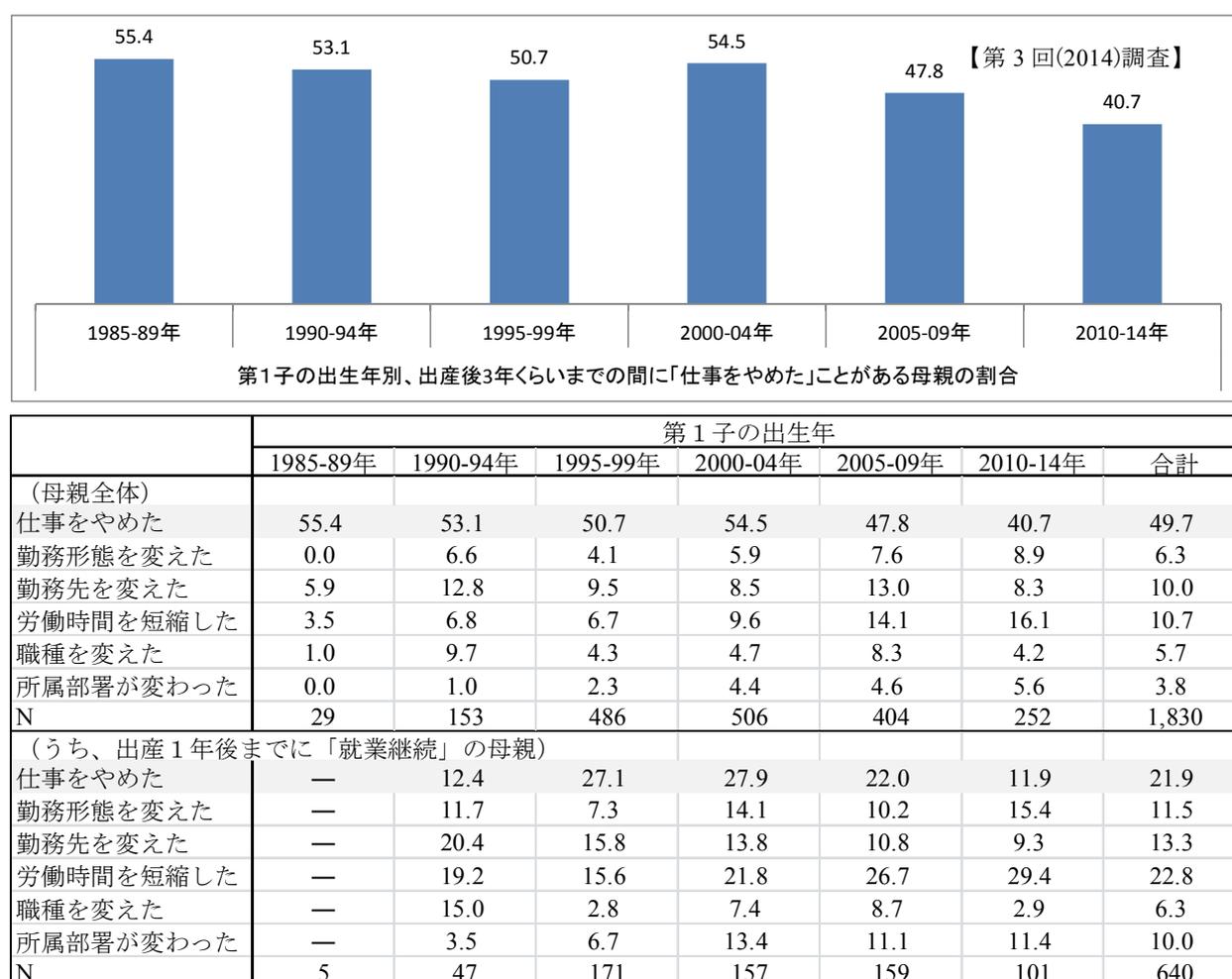
全体には、職業キャリアコース不詳の標本が含まれている。

(4) 出産後3年くらいの間母親の就業状態の変化

第1子の妊娠が判明してから出産後3年くらいまでの比較的長い期間について、母親におけるいくつかの就業変化（退職、勤務先の変更、労働時間の短縮など）の有無についてたずねてみた。その結果、「仕事をやめた」ことがあると回答した母親は全体の約半数、「勤務先の変更」や「労働時間の短縮」があったと回答した母親はそれぞれ1割を占めている。ただし、出産1年後までに「就業継続」した母親の場合、「仕事をやめた」ことがある母親の割合は2割までに減少し、かわりに「労働時間の短縮」または「勤務先の変更」があると回答した母親は、それぞれ22.8%と13.3%までに増えている。

第1子の出産時期別でみると、直近（2010-2014年）で出産した母親は、「仕事をやめた」と回答した割合（40.7%）はやや低く、「労働時間の短縮」を選んだ割合（16.1%）はやや高い。

図表 6-4 妊娠判明から出産後3年くらいの間母親の就業変化(%、複数回答)



注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 第3回(2014)調査に関する集計結果である。第1回と第2回調査は該当項目なし。

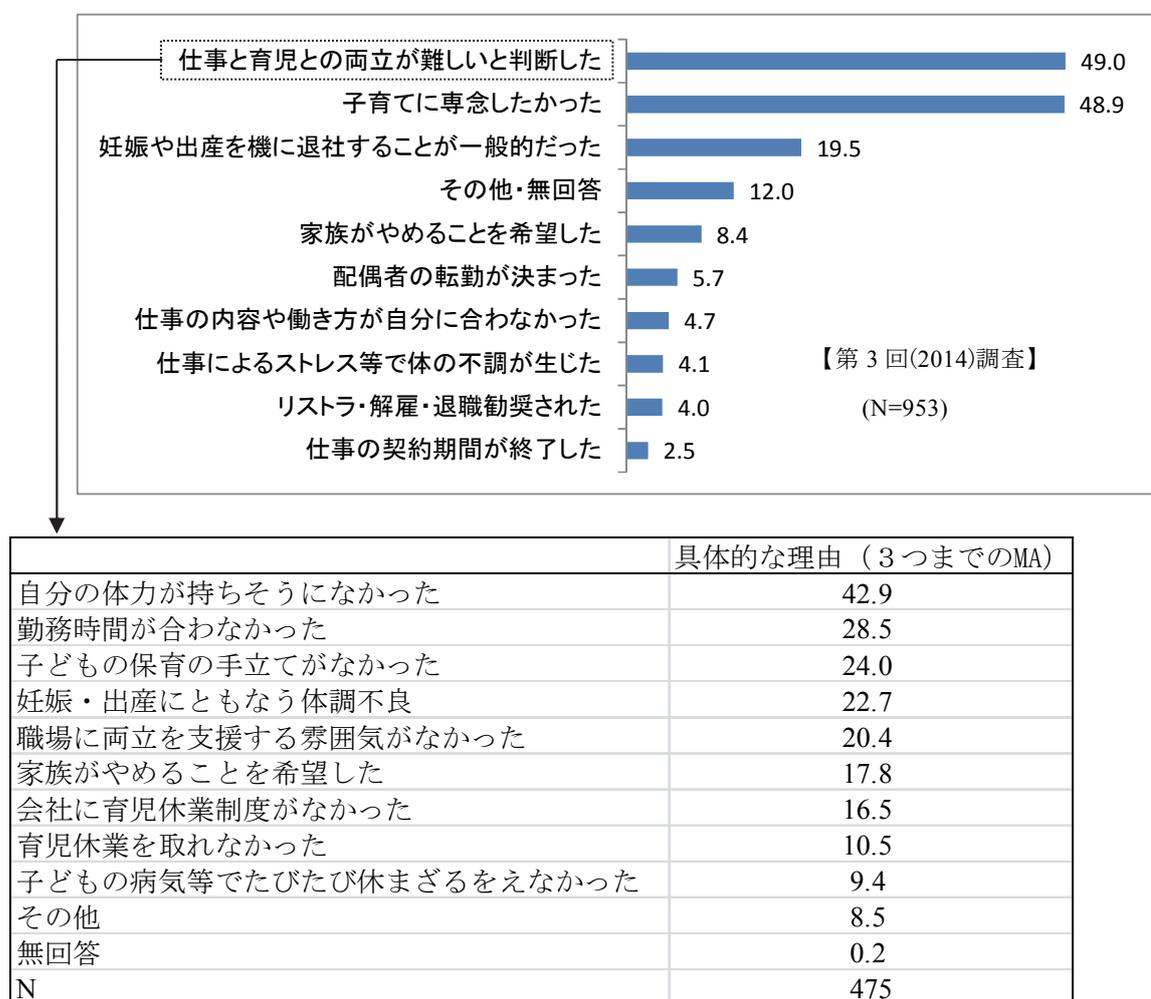
(3) 「就業継続」とは、母親が出産3ヵ月前有業で、出産1年後も有業だった場合。

(5) 妊娠・出産退職の理由

第1子の妊娠が判明してから出産後3年くらいまでの間に、「仕事をやめた」と回答した女性に、その理由（3つまでの複数回答）をたずねてみた。その結果、「仕事と育児との両立が難しいと判断した」、「子育てに専念したかった」ことを理由として挙げた者の割合が多く、それぞれ49.0%と48.9%であった。

「仕事と育児の両立が難しいと判断した」具体的な理由を聞くと、「自分の体力が持ちそうになかった」（42.9%）がもっとも多く、次いで「勤務時間が合わなかった」（28.5%）、「子どもの保育の手立てがなかった」（24.0%）、「妊娠・出産にともなう体調不良」（22.7%）、「職場に両立を支援する雰囲気がなかった」（20.4%）を具体的な理由としてあげる者が多かった。

図表 6-5 第1子妊娠・出産前後に退職した理由（%、3つまでの複数回答）



注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 第3回(2014)調査に関する集計結果である。第1回と第2回調査は該当項目なし。

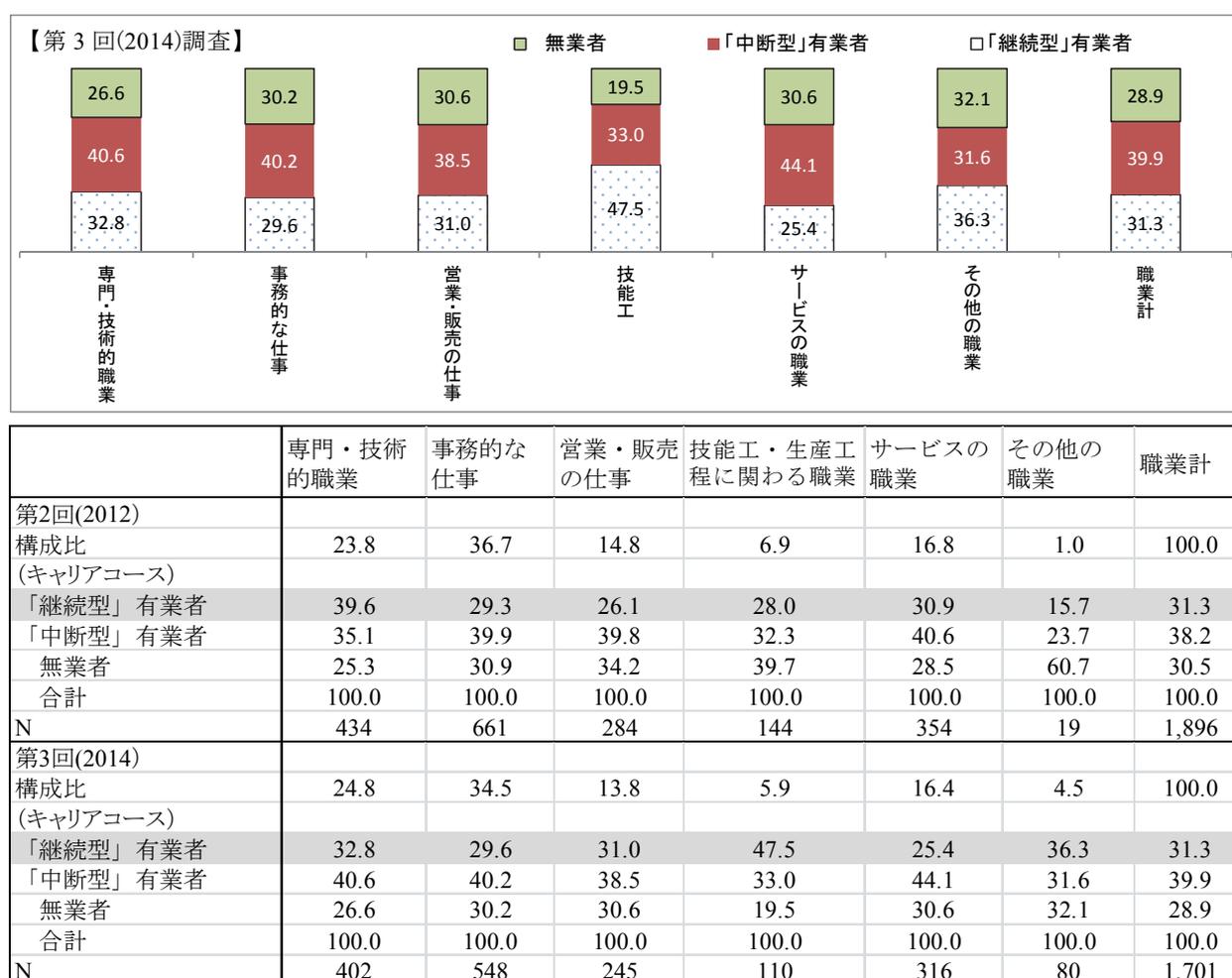
(6) 初職の職業選択と就業継続

学校卒業後に社会人として初めてついた仕事（初職）の職種によって、母親の就業継続率に差が出ているのか。母親の職業キャリアの現状を、「無業者」、「中断型有業者」と「継続型有業者」の3つのカテゴリーに分けて、初職の職種別にその構成比をまとめてみた。

「その他の職業」を除いてみると、「継続型就業者」の割合がもっとも高いのは、初職が「技能工」の母親（47.5%）であり、次いで「専門・技術的職業」（32.8%）、「営業・販売の仕事」（31.0%）と「事務的な仕事」の母親（29.6%）が続き、「サービスの職業」（25.4%）の母親はもっとも低い。

一方、「中断型就業者」の割合がもっとも高いのは、初職が「サービスの職業（44.1%）」の母親である。「無業」の割合が高いのは、初職が「サービスの職業」（30.6%）、「営業・販売の仕事」（30.6%）または「事務的な仕事」の母親（30.2%）である。

図表 6-6 初職の職種別母親の職業キャリアの現状(%)



注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 「継続型」：学校卒業後、おおむね働き続けていると本人が回答している。

「中断型」：職業を中断していたが、現在は再就職している。

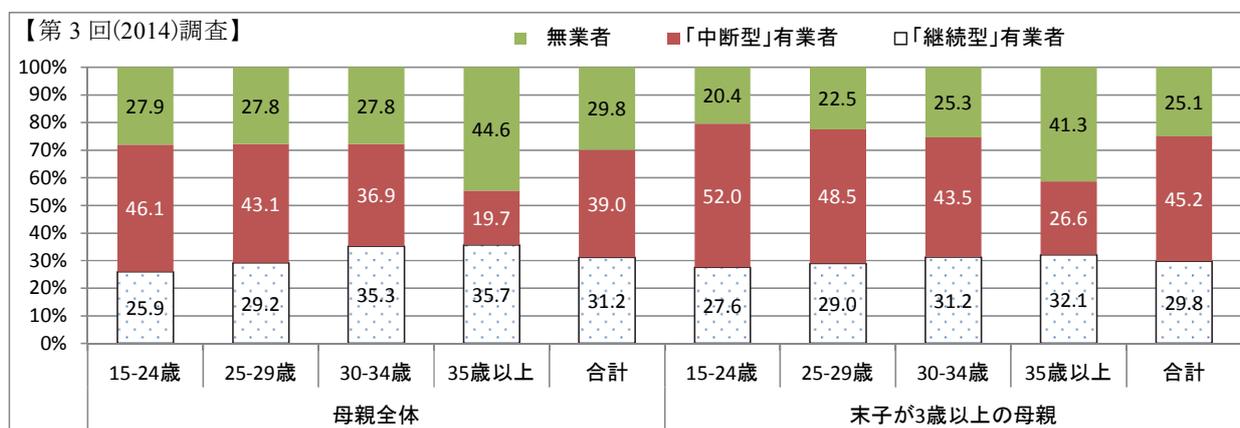
(7) 初産年齢と就業継続

就業継続できたのは、初産年齢の早い母親なのか、それとも初産年齢の遅い母親なのか。母親の職業キャリアの現状を、「無業者」、「中断型」有業者と「継続型」有業者の3つのカテゴリーに分けて、初産年齢別にその構成比をまとめてみた。

「継続型」有業者の割合が比較的高いのは、初産年齢が「30-34歳」（35.3%）と「35歳以上」（35.7%）の晩産女性である。初産年齢が「15-24歳」と「25-29歳」の女性における「継続型」有業者の割合はそれぞれ25.9%と29.2%となっている。

ただし、初産年齢が「35歳以上」の高齢出産女性の「継続型」有業者の割合は高いものの、「無業者」の割合も44.6%に達し、他の出産年齢層の女性より顕著に高い。一方、初産年齢が「30-34歳」の女性は、「無業者」の割合が27.8%で、20代出産の女性と大差がない。

図表 6-7 初産年齢別母親の職業キャリアの現状(%)



	母親全体					末子が3歳以上の母親				
	15-24歳	25-29歳	30-34歳	35歳以上	初産年齢計	15-24歳	25-29歳	30-34歳	35歳以上	初産年齢計
第2回(2012)										
構成比 (キャリアコース)										
「継続型」有業者	22.9	28.6	35.5	39.7	30.6	25.6	26.7	33.4	40.2	29.7
「中断型」有業者	48.0	42.8	30.4	22.6	38.1	54.4	48.7	35.5	25.4	43.7
無業者	29.1	28.6	34.1	37.7	31.2	20.1	24.6	31.2	34.4	26.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	412	725	535	173	1,845	346	610	440	131	1,527
第3回(2014)										
構成比 (キャリアコース)										
「継続型」有業者	25.9	29.2	35.3	35.7	31.2	27.6	29.0	31.2	32.1	29.8
「中断型」有業者	46.1	43.1	36.9	19.7	39.0	52.0	48.5	43.5	26.6	45.2
無業者	27.9	27.8	27.8	44.6	29.8	20.4	22.5	25.3	41.3	25.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	399	689	480	183	1,751	318	578	385	137	1,418

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 「継続型」：学校卒業後、おおむね働き続けていると本人が回答している。

「中断型」：職業を中断していたが、現在は再就職している。

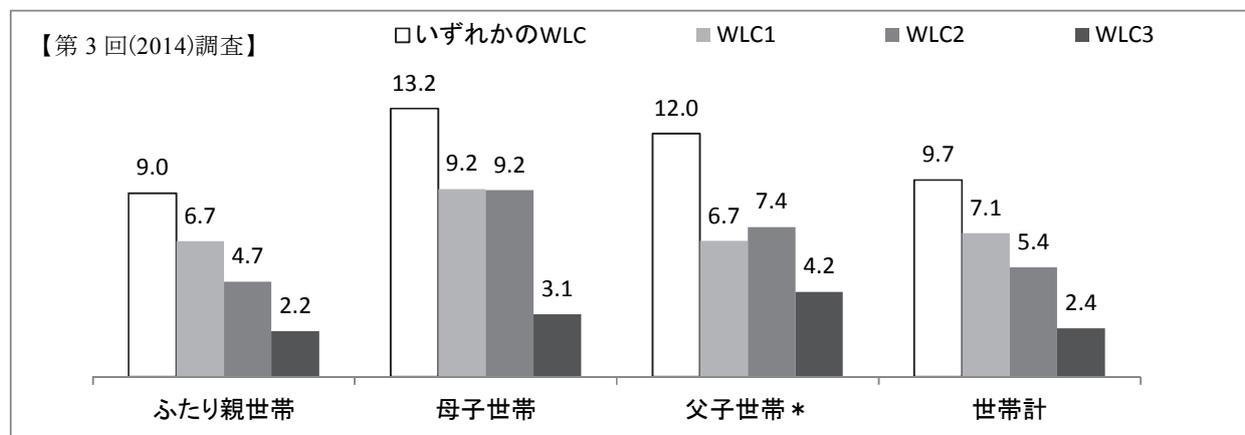
(8) 仕事と家庭生活のコンフリクト(Work-Life Conflict: WLC)

仕事を持つ保護者に仕事と家庭生活のコンフリクト(WLC)があるかどうかをたずねたところ、「仕事のため、しなければならない家事や育児のいくつかができなかった」(WLC1)、「仕事のため、家事や育児を果たすことが難しくなっている」(WLC2)、「家事や育児のため、仕事に集中することが難しくなっている」(WLC3)というコンフリクトが「ほぼ毎日起きている」と回答した者は、それぞれ有業者の7.1%、5.4%と2.4%を占めている。上記いずれかのWLCを「ほぼ毎日」感じている者は、有業者の約1割である。

ふたり親世帯の母親に比べて、ひとり親は、WLCを日常的に感じる者の割合が高い。いずれかのWLCを「ほぼ毎日」感じている母(父)親の割合は、ふたり親世帯が9.0%であるのに対して、母子世帯が13.2%、父子世帯が12.0%となっている。

ひとり親がもっとも多く挙げているのは、「仕事のため、家事や育児を果たすことが難しくなっている」(WLC2)というコンフリクトであり、母子世帯の9.2%、父子世帯の7.4%はWLC2が「ほぼ毎日起きている」と回答している。一方、ふたり親世帯の母親がもっとも多く挙げているのは、「仕事のため、しなければならない家事や育児のいくつかができなかった」(WLC1)というコンフリクトである(6.7%)。

図表 6-8 WLCを「ほぼ毎日」感じている母(父)親の割合(%)



	第1回(2011)				第2回(2012)				第3回(2014)			
	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯*	世帯計	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯*	世帯計	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯*	世帯計
WLC1	5.0	11.0	7.5	5.9	8.0	10.5	11.9	8.5	6.7	9.2	6.7	7.1
WLC2	4.2	11.7	10.2	5.4	6.0	11.5	12.3	6.9	4.7	9.2	7.4	5.4
WLC3	1.7	2.7	0.0	1.8	1.7	2.6	4.8	1.9	2.2	3.1	4.2	2.4
上記のいずれか	8.0	17.3	15.8	9.4	10.2	16.1	14.4	11.1	9.0	13.2	12.0	9.7
N	816	573	75	1,464	943	512	60	1,515	880	598	45	1,523

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 有業の保護者(ふたり親世帯は母親について)に関する集計結果である。

(3) WLC1：仕事のため、しなければならない家事や育児のいくつかができなかった。

WLC2：仕事のため、家事や育児を果たすことが難しくなっている。

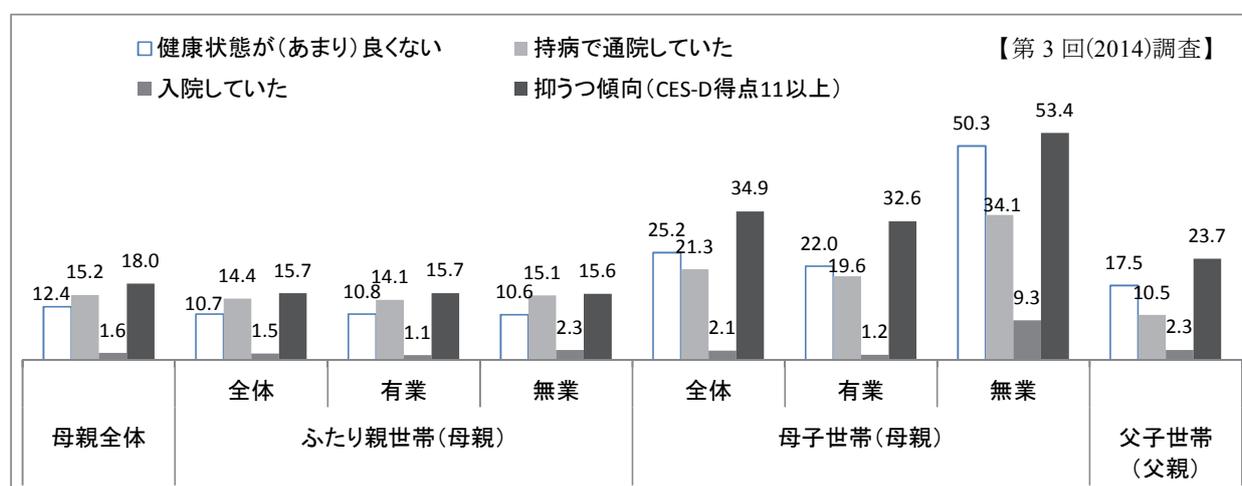
WLC3：家事や育児のため、仕事に集中することが難しくなっている。

(9) 就業と健康

ふたり親世帯の場合、母親の健康状態は、有業者と無業者との間に大きな違いはみられない。一方、母子世帯の場合、無業母親は総じて有業母親より健康状態が悪い。自分の健康状態が、「あまり良くない」または「良くない」と回答した者の割合は、無業母子世帯が50.3%、有業母子世帯が22.0%となっている。また、過去3カ月の間に、「持病で通院していた」と回答した者の割合も、無業母子世帯(34.1%)が有業母子世帯(19.6%)より高い。

また、ふたり親世帯の母親と比べて、ひとり親は抑うつ傾向のある者は多い。無業母子世帯の2人に1人(53.4%)、有業母子世帯の3人に1人(32.6%)は抑うつの傾向がある。父子世帯も5人に1人(23.7%)は抑うつ傾向がある。

図表 6-9 就業と健康状態(%)



	母親全体	ふたり親世帯(母親)			母子世帯(母親)			父子世帯*(父親)
		全体	有業	無業	全体	有業	無業	
第2回(2012)								
健康状態が(あまり)良くない	11.9%	11.1%	8.3%	16.8%	18.8%	16.4%	34.6%	9.5%
持病で通院していた	13.7%	13.2%	12.1%	15.3%	18.0%	15.8%	32.2%	14.9%
入院していた	2.2%	2.3%	2.4%	1.9%	1.8%	1.6%	3.0%	2.5%
CES-D抑うつ尺度得点(0-30点)	6.8	6.6	6.4	7.0	8.7	8.4	10.4	7.8
抑うつ傾向(CES-D得点11以上)	19.9%	18.4%	16.1%	23.1%	32.2%	30.1%	46.3%	25.4%
N	1,865	1,324	889	435	541	466	75	52
第3回(2014)								
健康状態が(あまり)良くない	12.4%	10.7%	10.8%	10.6%	25.2%	22.0%	50.3%	17.5%
持病で通院していた	15.2%	14.4%	14.1%	15.1%	21.3%	19.6%	34.1%	10.5%
入院していた	1.6%	1.5%	1.1%	2.3%	2.1%	1.2%	9.3%	2.3%
CES-D抑うつ尺度得点(0-30点)	6.5	6.2	6.3	5.8	9.3	8.8	12.9	7.9
抑うつ傾向(CES-D得点11以上)	18.0%	15.7%	15.7%	15.6%	34.9%	32.6%	53.4%	23.7%
N	1,752	1,157	800	357	595	531	64	40

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) CES-D抑うつ尺度は、最近の1週間で「普段は何でもないことで悩む」、「物事に集中できない」、「落ち込んでいる」、「何をしても面倒だ」等10項目について、「ほとんどない」(得点0)、「1~2日」(得点1)、「3~4日」(得点2)、または「5日以上」(得点3)のどちらになるかをたずね、その合計得点をメンタルヘルスの指標とする。11という閾値(Cutoff-point)は、米国の臨床実験結果に基づくものである。

7 育児休業、短時間勤務と子育て世帯への支援

(1) 住居の構え方と祖父母による援助

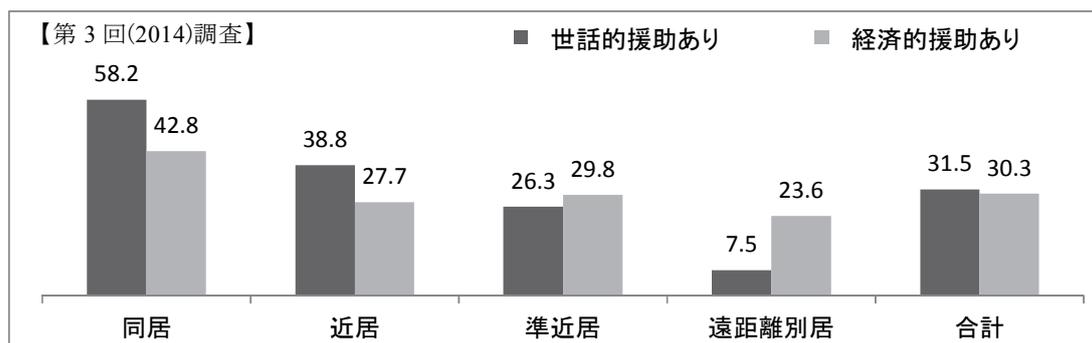
祖父母から育児支援を受けるためには、お互いの住居へのアクセス時間が重要で、一般的には、祖父母と同居または近居している場合、育児支援が受けられやすくなる。

妻または夫の母親（祖母）との同別居状況をみると、「同居」が21.2%、徒歩圏内（同一敷地内を含む）の「近居」が23.1%、片道1時間未満の「準近居」が31.7%となっており、約4分の3の子育て世帯は、祖母とアクセスしやすい距離で住居を構えていることが分かる。

祖父母の「世話的援助」（子どもの世話・家事援助）を受けている割合は、「同居」世帯が58.2%、「近居」世帯が38.8%、「準近居」世帯が26.3%、「遠距離別居」世帯が7.5%となっており、距離が遠いほど「世話的援助」が受けられなくなる。

祖父母からの「経済的援助」の有無も、住居の構え方と関係している。「経済的援助」を受けている割合は、「同居」世帯が42.8%、「近居」世帯が27.7%、「準近居」世帯が29.8%、「遠距離別居」世帯が23.6%となっている。

図表 7-1 祖父母の援助を受けている割合—祖母との同別居状況別—(%)



	世帯計						ふたり親世帯					ひとり親世帯						
	同居	近居- 徒歩圏 内	準近居- 片道1H 未満	別居- 片道1H 以上	該当母 親はい ない	合計	同居	近居- 徒歩圏 内	準近居- 片道1H 未満	別居-片 道1H以 上	該当母 親はい ない*	合計	同居	近居- 徒歩圏 内	準近居- 片道1H 未満	別居-片 道1H以 上	該当母 親はい ない	合計
第2回(2012)																		
構成比	21.5	22.7	32.5	18.2	5.0	100.0	19.7	23.8	34.2	18.7	3.6	100.0	35.2	14.6	20.2	14.8	15.3	100.0
祖父母による援助																		
世話的援助あり	56.7	40.4	25.3	5.7	11.9	31.3	58.5	41.2	25.9	5.0	11.1	31.5	49.1	31.5	17.9	12.2	13.4	29.3
N	505	434	614	355	150	2,058	291	339	482	266	51	1,429	214	95	132	89	99	629
経済的援助あり	42.9	36.3	22.1	22.2	13.8	29.4	44.9	37.8	22.5	22.9	16.8	30.4	34.2	18.2	16.7	15.9	8.8	21.5
N	496	428	604	358	152	2,038	288	335	474	268	51	1,416	208	93	130	90	101	622
第3回(2014)																		
構成比	21.2	23.1	31.7	20.2	3.9	100.0	20.1	24.1	32.7	20.9	2.1	100.0	28.6	15.9	24.3	14.6	16.7	100.0
祖父母による援助																		
世話的援助あり	58.2	38.8	26.3	7.5	9.7	31.5	59.1	38.7	26.7	7.0	8.3	31.6	53.8	39.4	22.6	12.5	10.9	30.8
N	470	416	599	351	139	1,975	267	304	435	263	27	1,296	203	112	164	88	112	679
経済的援助あり	42.8	27.7	29.8	23.6	17.0	30.3	43.7	28.2	30.4	24.1	20.1	30.9	38.7	22.2	24.1	18.5	14.2	25.4
N	456	408	600	351	135	1,950	258	298	436	263	26	1,281	198	110	164	88	109	669

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 同別居状況は、妻または夫の母親のうち、もっともアクセスしやすい居住状態にいる方を指している。

(3) 「世話的援助あり」とは、夫または妻の親が子どもの世話・家事援助を月に2回以上を行った場合、「経済的援助あり」とは、夫または妻の親が経済的援助を年に数回程度またはそれ以上の頻度で行った場合を指している。

(2) 育児休業制度の利用

育児期の就業を支える代表的な制度が、「育児休業制度」である。1992年に育児休業法（現在の育児・介護休業法）が施行されて以来、育児休業取得者は年々増え、2013年の育児休業取得率は、女性が83.0%、男性が2.03%（厚生労働省「平成25(2013)年度雇用均等基本調査」）となっている。

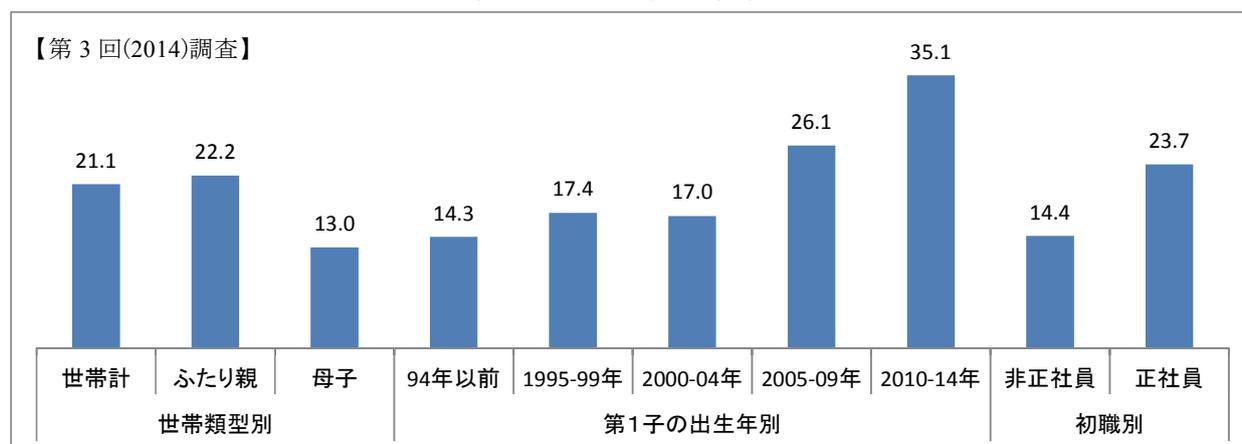
子育て中の女性全体では、これまでに育児休業制度を利用したことがある者の割合（育休経験率）は、21.1%である。育休経験率は、第1回(2011)調査(17.8%)と第2回(2012)調査(19.6%)に続き、上昇傾向にある。

第1子の出生年別で見ると、直近の時期に出産した女性ほど、育休経験率が高い。育休経験率は、第1子を出産した時期が「1994年以前」では14.3%、「1995-2004年」では17%台、「2005-09年」では26.1%、「2010-14年」では35.1%となっている。

育休経験率は、初職が正社員かどうかによって大きく異なる。初職が正社員であった女性(23.7%)に比べて、初職が非正社員であった女性の育休経験率(14.4%)は低い。

図表 7-2 育児休業制度を利用したことがある母親の割合(%)

—第1子の出生年別・初職別—



	母親の育休経験率									
	世帯類型別			第1子の出生年別					初職別	
	世帯計	ふたり親	母子	94年以前	1995-99年	2000-04年	2005-09年	2010-14年	非正社員	正社員
第1回(2011)	17.8	18.5	11.8	13.9	15.2	17.0	26.6	26.8	6.8	20.7
N	2,055	1,356	699	475	594	483	347	79	451	1,604
第2回(2012)	19.6	20.8	10.9	10.6	17.3	21.6	21.1	42.8	14.9	21.1
N	2,077	1,456	621	378	570	486	405	130	516	1,561
第3回(2014)	21.1	22.2	13.0	14.3	17.4	17.0	26.1	35.1	14.4	23.7
N	2,092	1,368	724	201	505	520	422	261	634	1,458

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 出産の前すでに無業または退職していた母親を含む集計値である。

(3) 育児のための短時間勤務制度の利用

2010年に施行された改正育児・介護休業法では、3歳未満の子どもを養育している労働者については、事業主は、希望すれば利用できる1日原則6時間の短時間勤務制度を講じることが義務付けられている。また、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者については、労働者区分に応じ、短時間勤務制度を講じることが努力義務とされている。

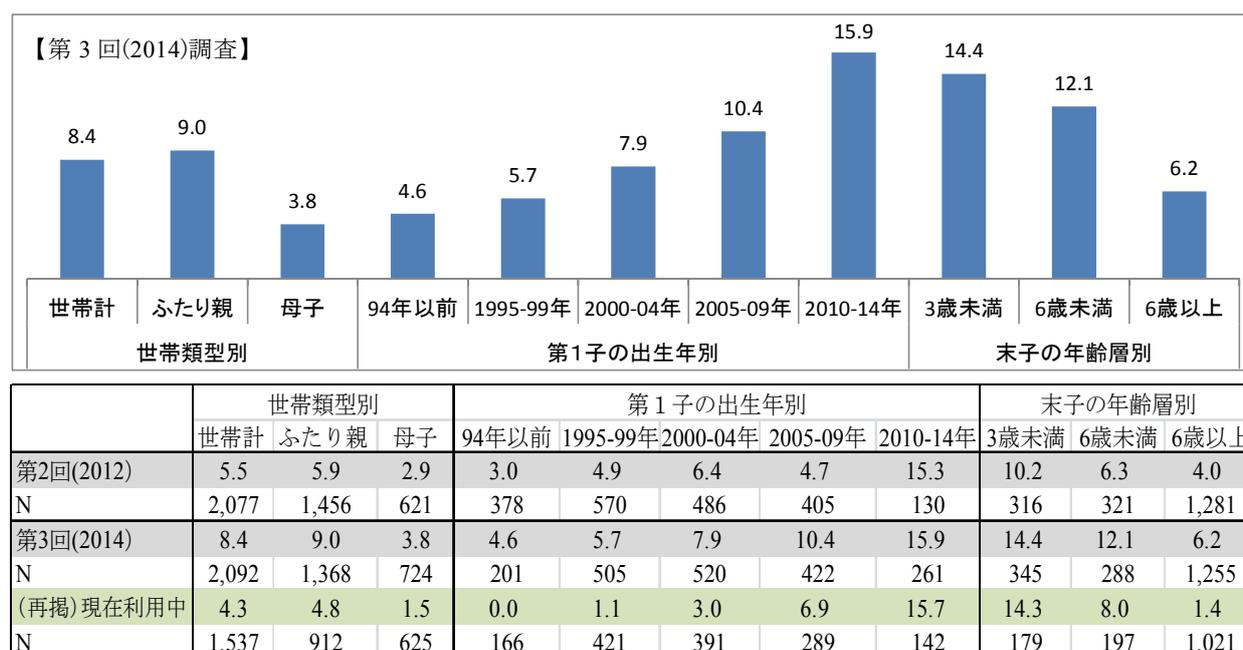
子育て中の女性全体では、これまでに短時間勤務制度を利用したことがある者の割合（時短経験率）は、8.4%である。時短経験率は、第2回(2012)調査時より2.9ポイント上昇している。

直近の時期に出産した女性ほど、時短経験率が高い。時短経験率は、第1子を出産した時期が「1994以前」では4.6%、「1995-99年」では5.7%、「2000-04年」では7.9%、「2005-09年」では10.4%、「2010-14年」では15.9%である。

時短経験率は、末子の年齢階層によって異なる。母親の時短経験率は、末子が「3歳未満」では14.4%、「6歳未満」では12.1%となっており、いずれも第2回(2012)調査より上昇している。また、ふたり親世帯(9.0%)と比べて、母子世帯(3.8%)の時短経験率が低くなっている。短時間勤務制度を利用した場合の収入減少が母子世帯の利用を阻んでいると考えられる。

有業母親のうち、現在短時間勤務制度を利用中の者は、4.3%である。時短利用中の比率が高いのは、2010年以降に第1子を出産した有業母親(15.7%)と末子が3歳未満の有業母親(14.3%)である。

図表 7-3 短時間勤務制度を利用したことがある母親の割合(%)



注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 再掲は、有業母親に限定した集計結果である。

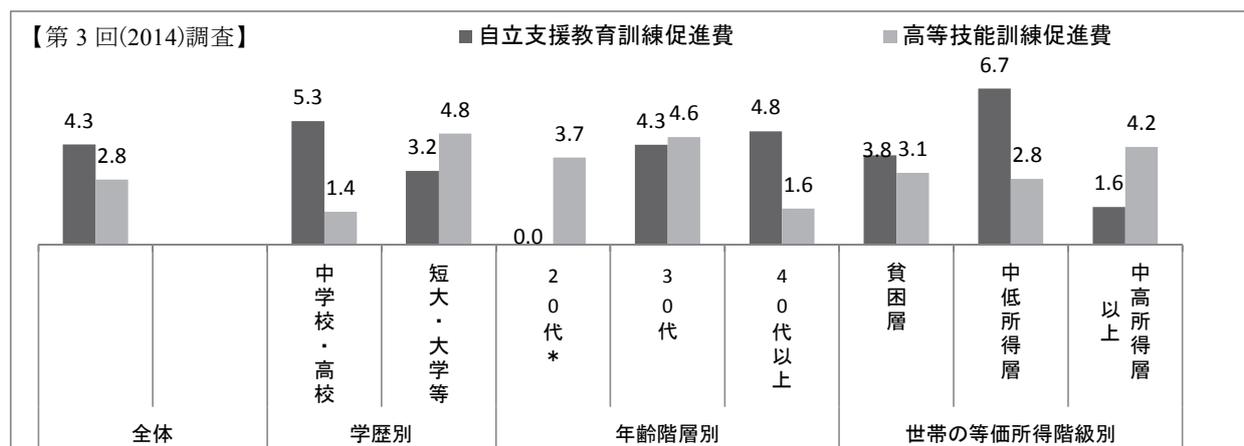
(4) ひとり親への就業支援制度の利用

ひとり親に職業訓練の資金を援助するために、「自立支援教育訓練促進費制度」と「高等技能訓練促進費制度」が2003年度に導入されている。前者は指定教育訓練講座の受講費用の一部（費用の20%、最大10万円）を助成する制度で、後者は看護師等専門職の養成機関の在籍費用の一部（月額7万500円～10万円、最大2年間）を助成する制度である。

本調査によれば、「自立支援教育訓練促進費」または「高等技能訓練促進費」を受けたことがある者は、それぞれひとり親の4.3%と2.8%を占めている。いずれの制度についても、利用割合は、第1回と第2回調査時より増えている。

「自立支援教育訓練促進費」の利用者は、高学歴層に比べて低学歴層（5.3% vs. 3.2%）、30代以下の若年層に比べて40代以上の中高年齢層（4.8% vs. 0.0-4.3%）、中高所得層に比べて低所得層（3.8-6.7% vs. 1.6%）に多い。一方、「高等技能訓練促進費」の利用者層は、高学歴層（4.8% vs. 1.4%）、若年層（3.7-4.6% vs. 1.6%）、および中高所得層⁶（4.2% vs. 2.8-3.1%）に比較的集中している。

図表 7-4 ひとり親就業支援制度を利用したことがある者の割合(%)



	全体	学歴別		年齢階層別			世帯の等価所得階級別(中位値=100)		
		中学校・高校	短大・大学等	20代*	30代	40代以上	貧困層(～50)	中低所得層(～100)	中高所得層以上(100以上)
第1回(2011)									
自立支援教育訓練促進費	3.4 (33.2)	4.5	2.4	2.0	5.7	2.0	8.0	1.9	0.0
高等技能訓練促進費	2.4 (36.1)	1.7	3.7	2.0	4.5	0.9	3.1	1.1	0.0
N	783	411	314	51	306	426	221	196	118
第2回(2012)									
自立支援教育訓練促進費	3.3 (32.0)	3.6	3.3	4.9	4.6	2.3	1.3	2.4	2.2
高等技能訓練促進費	2.6 (35.5)	2.4	3.0	3.7	3.5	2.0	1.7	2.7	2.0
N	686	386	263	51	245	389	127	192	97
第3回(2014)									
自立支援教育訓練促進費	4.3 (35.4)	5.3	3.2	0.0	4.3	4.8	3.8	6.7	1.6
高等技能訓練促進費	2.8 (38.9)	1.4	4.8	3.7	4.6	1.6	3.1	2.8	4.2
N	777	393	311	56	280	441	232	167	113

注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 括弧の中の数値は、「制度を知らない」と回答した者の割合である。

(3) 集計対象は、ひとり親世帯である。等価税込所得の中位値は、図表 4-5 と同じ。

⁶ 高等技能費を受けたことで、ひとり親世帯の所得階級が上方へ移動したケースも考えられる。

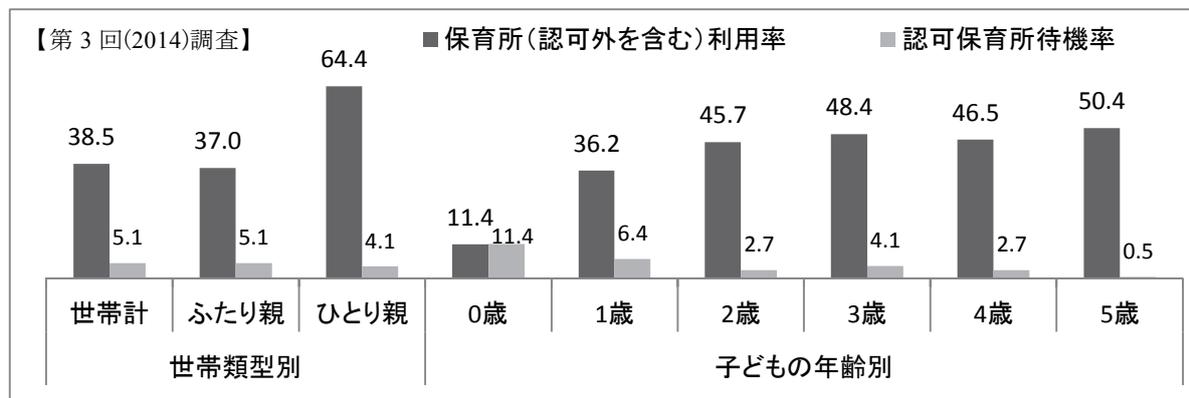
(5) 保育所の利用と認可保育所の待機児童

6歳未満の子どもを育てている世帯の保育所利用率は38.5%となっており、第1回(2011)調査(28.9%)と第2回(2012)調査(36.1%)に続き、上昇傾向にある。また、ひとり親の就業率が高いため、ひとり親世帯の保育所利用率(64.4%)は世帯全体より高くなっている。子どもの年齢別でみると、低年齢児童のいる世帯(0歳児11.4%、1歳児36.2%)の保育所利用率が相対的に低い。

施設設備や職員の資格などについて児童福祉法が定めた基準を満し、都道府県や市等の自治体から認可を受けている認可保育所は、不足状況にある。厚生労働省のまとめによると、認可保育所に申し込みながら満員で入園できない「待機児童」(認可外保育所を利用しながら待機している児童を含まない)は、2014年4月時点で2万人を超えている。

6歳未満の子どものいる世帯のうち、一番下の子どもが現に保育所を利用しておらず、認可保育所を申し込んだが入所できなかった保育待機世帯は、5.1%である。認可保育所の待機率がとくに高いのは、低年齢児童のいる世帯(0歳児11.4%、1歳児6.4%、2歳児2.7%、3歳児4.1%)である。

図表 7-5 保育所の利用率と認可保育所の待機率(%)



	世帯類型別			子どもの年齢別					
	世帯計	ふたり親世帯	ひとり親世帯	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
第1回(2011)									
保育所(認可外を含む)利用	28.9	26.8	66.0	5.9	27.8	33.0	40.7	35.8	37.7
N	687	558	129	111	150	123	103	97	103
第2回(2012)									
保育所(認可外を含む)利用	36.1	34.1	67.6	8.1	34.9	42.7	43.0	53.2	34.5
認可保育所待機	4.3	4.3	3.2	2.3	6.4	4.9	5.2	3.8	2.6
N	651	539	112	98	105	119	126	115	88
第3回(2014)									
保育所(認可外を含む)利用	38.5	37.0	64.4	11.4	36.2	45.7	48.4	46.5	50.4
認可保育所待機	5.1	5.1	4.1	11.4	6.4	2.7	4.1	2.7	0.5
N	643	532	111	113	123	112	106	92	97

注：(1) 図表 1-1 の還元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) 集計対象は、6歳未満の子どもを育てている世帯である。6歳未満の子どもが2人以上いる場合、一番下の子どもの保育所利用状況についてである。

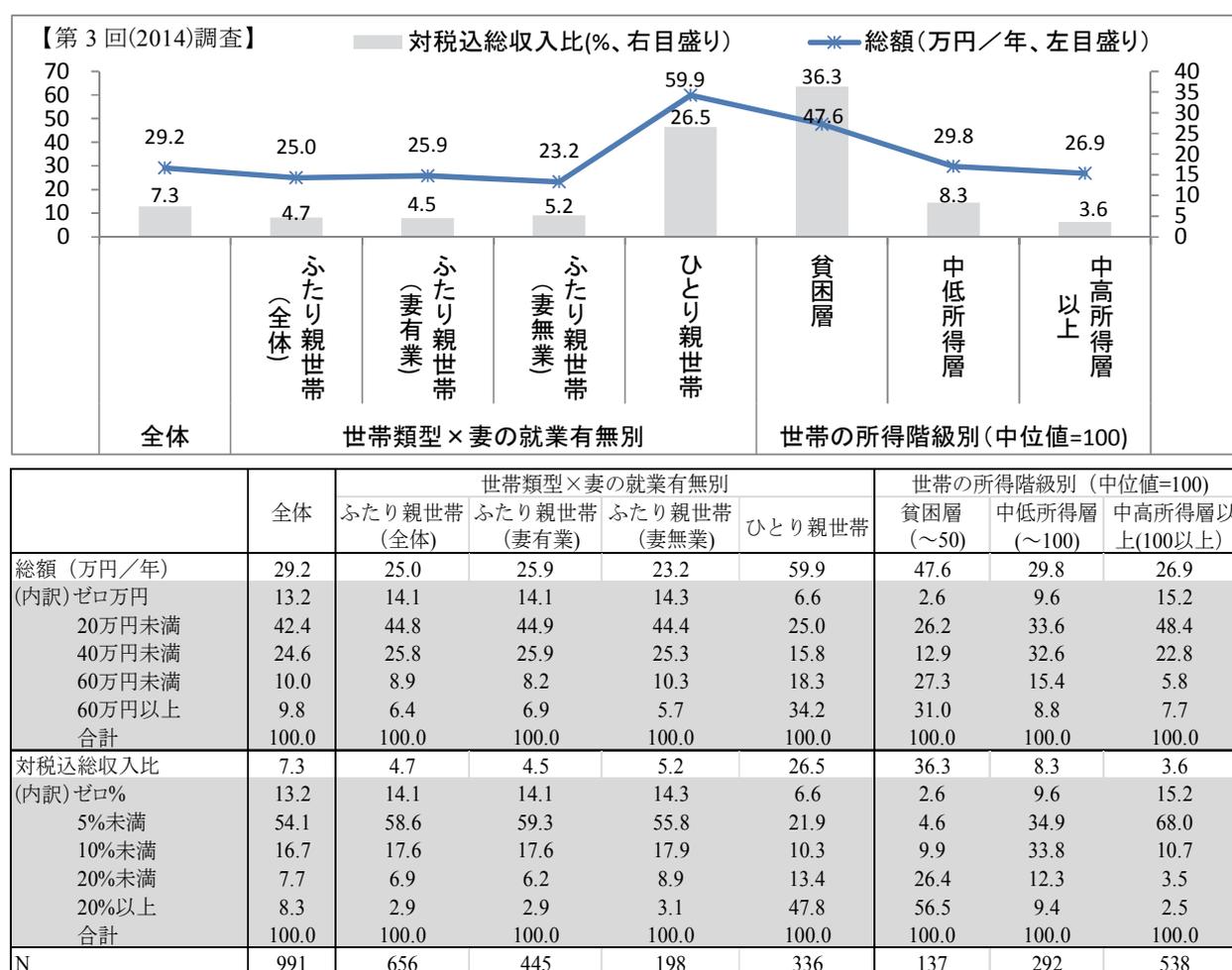
(3) 「認可保育所待機」とは、一番の下の子が現に保育所を利用しておらず、認可保育所を申し込んだが入所できなかったこと(申し込み経験が複数回ある場合、その直近の1回について)を指す。

(6) 社会保障給付の受給

公的年金・恩給、失業給付、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および生活保護費を含む社会保障給付の受給総額（平均値）は、子育て世帯全体では、29.2万円となっており、世帯総収入（税込）の7.3%に相当している。そのうち、ひとり親世帯が受取っている社会保障給付額が比較的大きい。

ふたり親世帯（25.0万円）に比べて、ひとり親世帯の平均受給額（59.9万円）は35万円ほど高い。社会保障給付が総収入に占める割合も、ひとり親世帯が26.5%となっており、ふたり親世帯（4.7%）より高い。一方、貧困世帯の平均受給額は47.6万円であり、社会保障給付は貧困世帯総収入の36.3%を占めている。貧困世帯の平均受給額が、ひとり親世帯よりも2割ほど低いのは、低所得のふたり親世帯が児童扶養手当の支給対象ではないことが関係していると思われる。

図表 7-6 社会保障給付の受給総額(万円/年)と対総収入比(%)



注：(1) 図表 1-1 の復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 第3回(2014)調査の結果。全体の中に、妻就業状況と所得不詳の世帯が含まれている。

(3) 等価税込所得の中位値は、図表 4-5 と同じ。公的年金・恩給と生活保護のいずれも受給していないながらも社会保障給付総額が200万円以上と回答した場合（N=36）や、社会保障給付総額が世帯の税込所得よりも高いと回答した場合（N=12）、欠損値とした。

(7) 拡充してほしい公的支援

育児と就業を両立する上で、拡充してほしい公的支援についてたずねると、「児童手当の増額」(58.2%)、「乳幼児医療費助成期間の延長」(29.8%)、「職業訓練を受ける際の金銭的援助」(15.3%)、「年少扶養控除の復活」(14.6%)といった「金銭的援助」の拡充を望む保護者がもっとも多く、そのいずれかを選択した保護者は、全体の75.8%を占めている。

「病時・病後児保育制度の充実」(27.3%)、「(休日保育、延長保育等)保育サービスの多様化」(26.8%)、「保育所の増設」(23.4%)といった「保育サービス」の拡充を望む保護者も、全体の約半数(50.3%)を占めている。

一方、「育児休業の法定期間の延長」(9.9%)または「子の看護休暇の法定期間の延長」(7.6%)、いわゆる「休業・休暇の期間延長」を希望する保護者は比較的少なく、全体の15.4%である。

ふたり親に比べて、ひとり親は「金銭的支援」を選ぶ割合が高く(82.2% vs. 74.9%)、「保育サービス」(43.1% vs. 51.4%)と「休業・休暇の期間延長」(9.3% vs. 16.2%)を選ぶ割合は低い。高学歴層に比べて低学歴層は、「金銭的支援」を選ぶ割合が高く(79.8% vs. 72.8%)、「保育サービス」(43.7% vs. 55.2%)と「休業・休暇の期間延長」(11.0% vs. 18.5%)を選ぶ割合は低い。また、6歳以上児童の保護者と比べて、3歳未満児童の保護者は、「保育サービス」(69.6% vs. 41.2%)と「休業・休暇の期間延長」(27.8% vs. 11.1%)を愛好する傾向がある。

図表 7-7 拡充してほしい公的支援(%、3つまでの複数回答)

	世帯類型別			学歴別		未子の年齢別			世帯の所得階級別(中位値=100)			
	世帯計	ふたり親世帯	ひとり親世帯	中学校・高校	短大・大学等	3歳未満	6歳未満	6歳以上	貧困層(～50)	中低所得層(～100)	中高所得層(～150)	高所得層(150～)
第2回(2012)												
金銭的支援(①～④のいずれか)	78.1	77.4	82.8	83.5	74.6	75.5	86.8	76.7	88.2	85.9	78.9	64.1
保育サービス(⑤～⑦のいずれか)	52.7	53.9	44.2	49.3	55.9	70.8	54.4	48.0	41.3	51.4	55.1	61.2
休業・休暇の期間延長(⑧または⑨)	12.5	12.9	9.2	8.4	15.9	21.9	8.4	10.7	10.1	10.0	11.3	22.2
N	2,018	1,404	614	888	1,055	322	315	1,228	146	507	438	378
第3回(2014)												
金銭的支援(①～④のいずれか)	75.8	74.9	82.2	79.8	72.8	74.6	79.3	76.5	84.6	80.4	79.9	64.2
①児童手当の増額	58.2	56.5	70.5	63.5	54.0	61.7	63.6	56.9	69.0	65.7	62.2	39.9
②年少扶養控除の復活	14.6	14.6	14.7	14.8	14.2	12.9	21.8	14.1	11.9	20.9	19.2	11.0
③乳幼児医療費助成期間の延長	29.8	31.9	15.2	29.8	29.8	26.6	32.5	30.7	27.1	30.4	32.3	25.7
④職業訓練を受ける際の金銭的援助	15.3	14.4	21.4	17.6	13.8	7.3	12.3	19.2	28.4	18.1	16.7	10.2
保育サービス(⑤～⑦のいずれか)	50.3	51.4	43.1	43.7	55.2	69.6	59.9	41.2	40.6	50.3	46.9	62.3
⑤保育サービスの多様化	26.8	27.4	21.9	21.7	30.3	35.5	32.0	23.2	15.9	25.7	26.0	36.6
⑥保育所の増設	23.4	24.4	16.4	18.9	26.2	41.3	27.6	16.4	18.9	23.4	23.1	27.8
⑦病時・病後児保育制度の充実	27.3	27.7	24.6	24.5	29.7	28.0	29.7	25.4	23.1	23.1	23.4	40.3
休業・休暇の期間延長(⑧または⑨)	15.4	16.2	9.3	11.0	18.5	27.8	15.3	11.1	5.5	15.0	14.7	22.3
⑧育児休業の法定期間の延長	9.9	10.8	4.0	6.6	12.4	21.1	10.6	5.8	2.7	9.4	9.2	13.8
⑨子の看護休暇の法定期間の延長	7.6	7.8	5.8	5.6	9.0	10.5	8.2	6.3	2.9	7.8	7.1	11.8
N	2,074	1,345	729	852	1,119	346	288	1,275	265	430	404	375

注：図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

8 まとめ

本調査シリーズは、2014年11月-12月に実施された「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（第3回子育て世帯全国調査）における結果速報である。第1回（2011年）と第2回（2012年）調査と同様に、本調査は18歳未満の子どもを育てている世帯を、ふたり親世帯とひとり親世帯に分け、ひとり親世帯をオーバーサンプリング（over-sampling）して抽出している。主な内容は、ふたり親世帯、母子世帯および父子世帯における暮らし向き、経済状況、婚姻と男女役割分業意識、家事と子育て、仕事および子育て世帯への支援状況等に関するものである。本調査から得られた主な知見は下記の通りである。

第1に、ひとり親世帯と多子世帯の暮らし向きはより厳しい。現在の暮らし向きのゆとり感をたずねたところ、子育て世帯の13.7%（ふたり親世帯11.8%、ひとり親世帯27.3%）は暮らし向きが「大変苦しい」と回答している。子ども数で見ると、「子1人」世帯の12.4%、「子2人」世帯の13.0%、「子3人以上」世帯の17.0%は暮らし向きが「大変苦しい」と回答しており、多子世帯の暮らし向きは比較的厳しい状況にあることが分かる。

第2に、ふたり親世帯の低所得世帯比率は減少傾向であるが、ひとり親世帯は逆に増加している。税込所得300万円未満の低所得世帯は、ふたり親世帯の4.6%を占めており、第1回調査（7.2%）と第2回調査（6.0%）と比べて減少傾向にある。一方、ひとり親世帯の59.9%が低所得世帯であり、第1回調査（52.8%）と第2回調査（48.0%）時より増えている。

第3に、父親の平均家事時間はわずかに増えているが、依然として父親の3人に1人は全く家事を行っていない。父親が1日当たりに炊事、洗濯と掃除をこなす平均家事時間数は25分となっており、第2回（2012）調査時より3分増えている。一方、父親の3人に1人（36.5%）は全く家事を行っていない。その割合は、妻が「無業」の世帯でもっとも多く（41.6%）、妻が正社員の世帯でもっとも少ない（27.4%）。

第4に、家事・育児への分担は、良い父親としての評価につながる。家事・育児の半分以上を分担している父親に対して、母親の評価が「良い父親」（57.2%）または「まあまあ良い父親」（22.2%）となるのは全体の8割弱に上る。一方、家事・育児を全く分担していない父親に対して、母親の評価が「良い父親」（12.8%）または「まあまあよい父親」（14.2%）となるのは27.0%に過ぎない。

第5に、子どもの妊娠や出産を機に仕事をやめる母親が依然として多い。2割の母親は、第1子の妊娠判明直前（t1）ですでに無職状態にいる。t1では有業であったが、出産3ヵ月後または1年後に無職となった「出産退職」の母親は、全体の43.1%を占めている。一方、

妊娠・出産前後に「就業継続」した母親は、32.7%である。そのうち、妊娠前有業だった母親の出産後就業継続率は、43.1%となる。

第6に、「中断型」と「継続型」就業者の間に、著しい雇用格差が存在しており、「継続型」就業者は、「良い仕事」に従事している者の割合が高い。「中断型」就業者と比較して、「継続型」就業者は、正社員比率が高く（55.9% vs. 16.2%）、大企業に勤務する者が多く（29.2% vs. 19.1%）、また平均年収も高い（253.9万円 vs. 135.4万円）。

第7に、子育て中の女性全体では、これまでに育児休業制度を利用したことがある者の割合（育休経験率）は、21.1%であるが、「2010-14年」に第1子を出産した女性の育休経験率は35.1%に達している。女性全体の育休経験率は、第1回(2011)調査（17.8%）と第2回(2012)調査（19.6%）に続き、上昇傾向にある。

第8に、子育て女性全体の時短経験率は8.4%、前回調査から2.9ポイント上昇している。有業母親のうち、現在短時間勤務制度を利用中の者は4.3%である。時短利用中の比率が高いのは、2010年以降に第1子を出産した有業母親（15.7%）と末子が3歳未満の有業母親（14.3%）である。

第9に、6歳未満の子どもを育てている世帯の保育所利用率は38.5%であり、一番下の子どもが現に保育所を利用しておらず、認可保育所を申し込んだが入所できなかった保育待機世帯は、5.1%である。認可保育所の待機率がとくに高いのは、低年齢児童のいる世帯（0歳児11.4%、1歳児6.4%、2歳児2.7%、3歳児4.1%）である。

最後に、保護者が望む公的支援の1位は「金銭的援助」、2位は「保育サービス」である。ふたり親に比べて、ひとり親は「金銭的支援」を選ぶ割合が高く（82.2% vs. 74.9%）、「保育サービス」（43.1% vs. 51.4%）と「休業・休暇の期間延長」（9.3% vs. 16.2%）を選ぶ割合は低い。高学歴層に比べて低学歴層は、「金銭的支援」を選ぶ割合が高く（79.8% vs. 72.8%）、「保育サービス」（43.7% vs. 55.2%）と「休業・休暇の期間延長」（11.0% vs. 18.5%）を選ぶ割合は低い。